

# 農業法人白書

<2014年農業法人実態調査結果>

～日本農業法人協会会員のスガタとカタチ～



2015年9月

公益社団法人 日本農業法人協会

## はじめに

平成 27 年 6 月 30 日閣議決定された「日本再興戦略」改訂 2015—未来への投資・生産性革命—では、農業分野における「攻めの経営」を後押しするため、農業法人の経営体数を今後 10 年間で 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする評価指標を設定し、個々の事業者が「経営マインド」を高め、自らの強みを徹底的に磨き、時には、他の事業者等とも連携しつつ、勇気を持って市場の開拓に挑戦する、そうした意欲ある取組みが求められています。

また、農林水産省は、平成 27 年 3 月 31 日に「食料・農業・農村基本計画」を改定・公表しました。新たな計画では、農業の構造改革、国内外の新たな需要の取り込み等を通じた産業政策と、構造改革を後押ししつつ、農業・農村の多面的機能の発揮を進める地域政策を車の両輪として、施策を展開していくこととしており、効率的かつ安定的な農業経営を担う農業法人に大きな期待が寄せられているところです。

このように、農業法人は日本の農業改革の中核を担う存在として注目を集める中、農業法人の経営実態や課題等を把握することが、他産業との連携強化や農業政策への提案・提言、さらには農業法人の経営発展に寄与するものと認識しています。

日本農業法人協会は、平成 11 年 6 月に全国の農業法人経営者の任意団体を母体に設立し、平成 12 年より加盟する会員を対象とした経営実態の調査結果を公表してきました。

今年度は、売上高や雇用などの経営に関する基礎的な情報に加えて、労働環境と福利厚生、6 次産業化、設備投資と農業機械・ICT の取組み、農作業安全に向けた取組み等の調査結果をまとめました。加えて、お役立ち情報として、農業法人経営に役立つ多様な情報と農業法人の経営紹介、調査レポート、協会活動の紹介も掲載しています。

この「農業法人白書」によって、農業法人の実態が明らかになり、経営発展に資する取組みが少しでも拡大することを祈念しています。

2015 年 9 月

公益社団法人日本農業法人協会

# 目次

1	2014 年会員調査結果	3
	・ 調査結果の概要	3
	・ 回答法人プロフィール	4
	・ 売上の構成	8
	・ 売上規模と従事者一人あたりの売上高	12
	・ 販売先の構成	12
	・ 金融機関との取引	14
	・ 過去1年の経営の状況と今後の見通し	14
	・ グループ会社の取組み	15
	・ 経営強化の取組み	15
	・ 従事者の労働環境と福利厚生	19
	・ 6次産業化の取組み	21
	・ 設備投資と農業機械・ICTの取組み	22
	・ 農作業安全に向けた取組み	25
	・ 制度・政策	26
	・ 当協会活動	26
2	お役立ち情報・レポート	27
	(1) 農業情勢	28
	(2) 農業経営	34
	(3) 食と農	41
	(4) 税務	50
	(5) 法務	56
	(6) 雇用改善	60
	(7) 農業金融	67
	(8) 農と医療福祉	71
	(9) その他	78
	(10) レポート	
	「農業労災予防に関する実態調査結果」	88
3	会員紹介	95
	(1) 九条ねぎによる地域農業の発展を	96
	(2) 一瞬のひらめきが導いた農産加工	97
	(3) 五郎島金時で地域の実需者に応える	99
5	日本農業法人協会の概要と活動状況	101

## 1. 2014年農業法人実態調査結果

日本農業法人協会は、会員である農業法人及び法人化志向農業者を対象に、経営発展の動向を把握するため、経営の概要や様々な取り組み、政策への意向等に関する調査を実施した。調査は、1,782会員を対象に2014年6月～2015年2月の間、会員基礎調査（回答1,059会員）及び農業法人実態調査（回答714会員）として郵送留置き法で実施した。この結果を会員ごとに統合し1,150会員分のデータから集計・分析を実施した。2014年の調査内容は、経営者や業種、業態、雇用など経営に関する基本項目に加え、経営課題、農業機械、ICT、労災対策、6次産業化、人材育成、制度・政策に関する項目とした。

### <調査結果の概要>

(カッコ内はNo.)

- 設立からの経過年数は平均19.1年(2)
- 会社形態は特例有限会社を含め株式会社が81.4%。業種は稲作が33.0%。売上規模は1億円以上が33.9%。(農業法人一般では24%※)(3)
- 経営者年齢は約6割が50～60代。平均年齢は58.2歳。(5)
- 役員数は平均3.4名。従事者数(役員、正社員、常勤パートの合計)は平均16.2名。10名以上が約5割。(農業法人一般では33%※)(6)
- 女性参加の平均は、従事者数が8.4名、役員が1.4名、正社員が4.1名、常勤パートが8.0名。売上高に比例し、女性従事者数が増加。(7)
- 経営規模は稲作で平均46.6ha(田のみ)。50ha以上は35.0%。(農業法人一般では7%※)(8)
- 2014年の平均売上高は、3億1,142万円で前年比18.1%増加。(10)
- 参考資料：過去5年間の売上高の比較では、有効回答は少ないものの、2010年度の売上高を100とすると2014年は40ポイント増加。(11)
- 消費者直売の割合が高い業種は、果樹34.3%。(19)
- 各種認証・認定については、前年に比べ「取得している」が10.7ポイント増加。(24)
- 経営課題は、生産に関する取組みがほとんどを占め、内訳では生産性の向上58.5%が最多。(25)
- 6次産業化への今後の取組みでは、「経営の多角化意向」が96.3%。(36)

※当協会会員と農業法人一般を比較するため、「農業経営構造の変化」(農林水産省経営局)より引用。データはいずれも2010年のもの。

# 1

## アンケート調査の概要

調査対象 : 公益社団法人日本農業法人協会会員

実施方法 : 郵送留め置き法

調査名	調査期間	調査票配布数	有効回答数	有効回答率
会員基礎調査	2014年6月～2015年2月	1,782	1,059	59.4%
農業法人実態調査	2014年11月～2015年2月	1,777	714	40.2%

※ 調査結果は、会員基礎調査および農業法人実態調査の回答を法人毎に統合して集計しました。

過去調査の概要	2000年	2004年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
調査期間	2000年11月～12月	2004年8月～9月	2008年6月～12月	2009年7月～2010年1月	2010年7月～2011年2月	2011年9月～2012年2月	2012年9月～2012年12月	2013年6月～2014年2月
調査票配布数	1,338	1,663	1,743	1,744	1,742	1,702	1,722	1,780
有効回答数	364	620	876	877	901	875	878	867
有効回答率	27.2%	37.3%	50.3%	50.3%	51.7%	51.4%	51.0%	48.7%

※ 図表中の割合の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

※ 図中表のNまたはnは、有効回答数を示します。

※ 「統計表P～」は、農業法人白書統計表(2014年版)の該当ページ数を示します。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

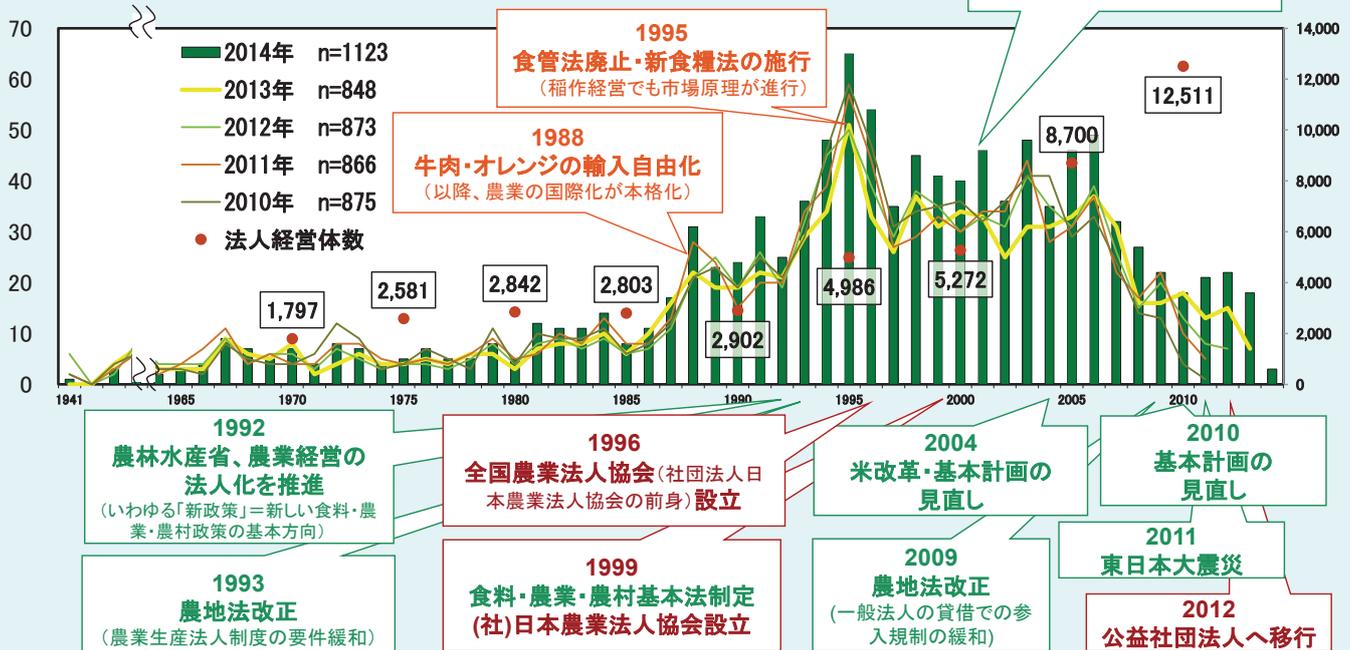
# 2

## 回答法人プロフィール

### § 回答法人の設立年度

- 設立からの経過年数は平均19.1年(2014年)

**Data** 調査年毎の法人設立数：棒グラフ・線グラフ（左軸）  
法人経営体数の推移（農林水産省調べ\*）：点グラフ（右軸）



※法人経営体数は、農林水産省統計部「農林業センサス」、「面積統計」によるもの。農家以外の農業事業者のうち販売目的のもので、1990年までは会社のみ、1995年からは農事組合法人、農協、特例民法法人等を含む。

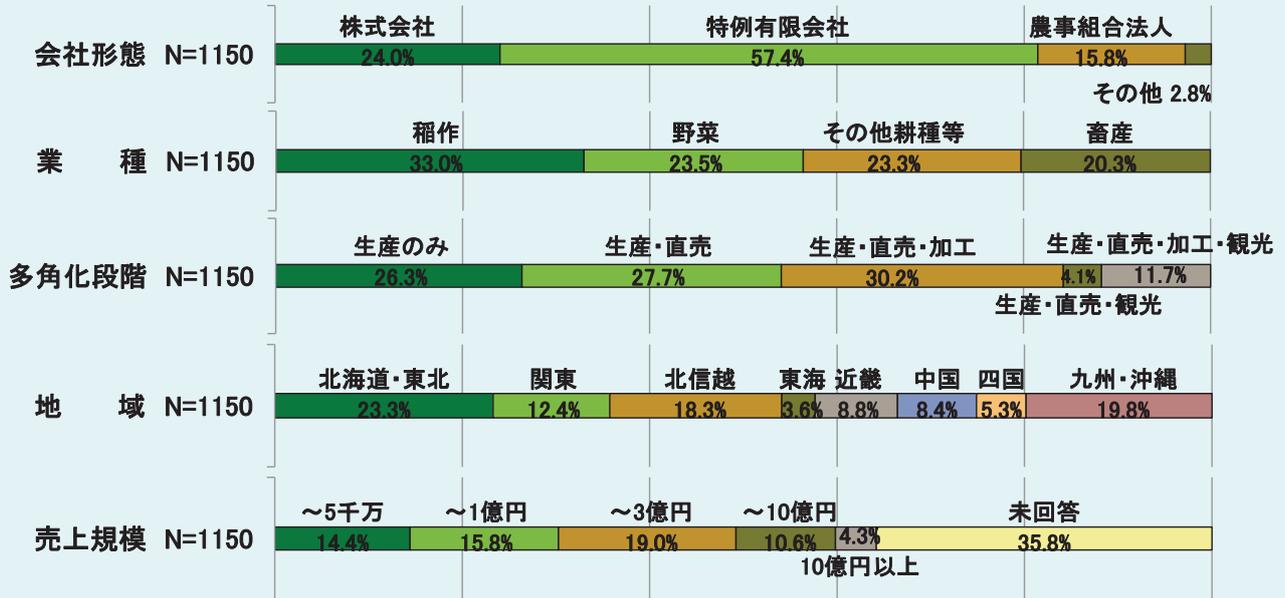
(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

# 3

## 回答法人プロフィール

### § 会社形態、業種、多角化段階、地域の構成

- 会社形態は特例有限会社を含め株式会社が81.4%。主業種は稲作が33.0%。
- 経営の多角化段階は消費者直売、加工等の6次化進出割合が7割を超える。



※業種は、農業生産第1位を集計。その他耕種等には、花き・果樹・きのこを含む。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P4-5

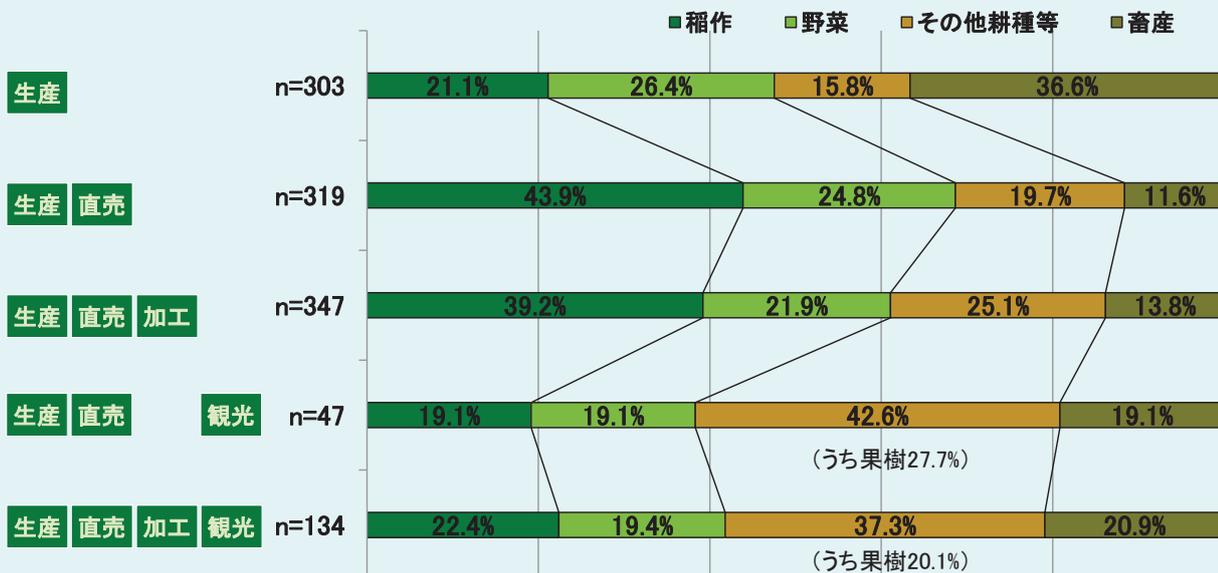
# 4

## 回答法人プロフィール

### § 多角化段階と業種の構成

- 「生産・直売」及び「生産・直売・加工」は、稲作(43.9%、39.2%)が最も多い。
- 「生産・直売・観光」及び「生産・直売・加工・観光」は、「その他耕種等※」が最も多い。

**Data** 多角化段階と業種構成の割合 (N=1,150)



※業種は、農業生産第1位を集計。その他耕種等には、花き・果樹・きのこを含む。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

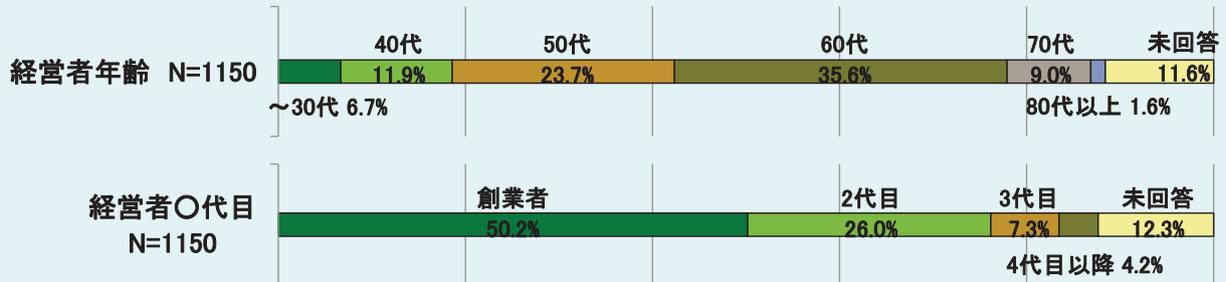
統計表P22-23

# 5

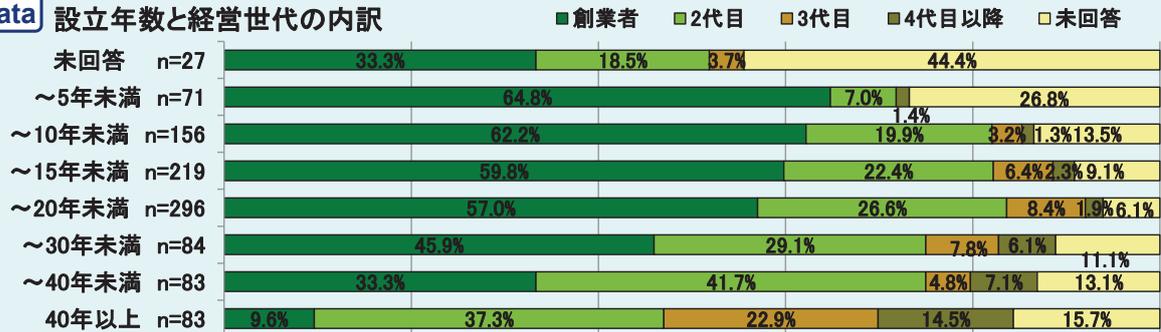
## 回答法人プロフィール

### § 経営者は何歳？何代目？

- 経営者年齢は約6割が50～60代。平均年齢は58.2歳。
- 経営世代は創業者が50.2%。経営者の平均代数は1.7代。
- 世代交代は、「5年～10年未満」を境に増加傾向。



**Data** 設立年数と経営世代の内訳



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

# 6

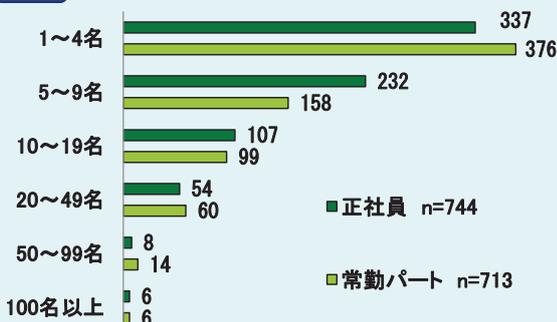
## 回答法人プロフィール

### § 役員数と従事者数

- 役員数は平均3.4名。約9割が5名以内。
- 従事者数(役員、正社員、常勤パートの合計)は平均16.2名。10名以上が5割以上。
- 障害者雇用は96社(平均1.9名)。外国人実習生受入れは128社(平均5.1名)。



**Data** 正社員と常勤パートの雇用社数



**Data** 障害者雇用・研修生受入れ社数



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

※日本人研修・実習生は研修期間1年間以上が対象。 統計表P6-13

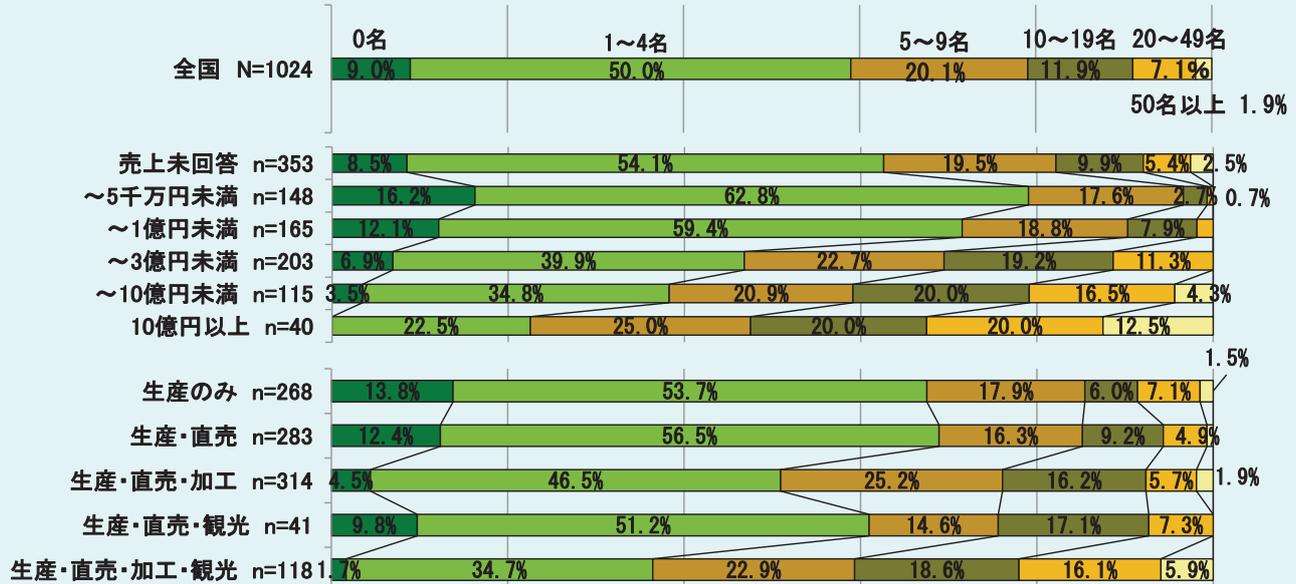
## 7

## 回答法人プロフィール

## § 女性参加の状況

- 女性参加の平均は、従事者数が8.4名、役員が1.4名、正社員が4.1名、常勤パートが8.0名。
- 「加工」を行っている経営体は、女性従事者規模の割合が高い。

## Data 女性従事者規模の割合



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P14-15

## 8

## 回答法人プロフィール

## § 業種別の経営規模の平均

## Data 業種別の経営規模の平均

主業種 (農業生産第1位)	主な経営規模 (平均規模：有効回答)	農林水産省の統計による 経営規模の平均
稲作	田 46.6ha:334社(50ha以上は35.0%)	田 1.4ha(2,046,267ha/1,432,522経営体)※1
露地野菜	畑 22.2 ha:93社(50ha以上は9.7%)	畑 1.3ha(1,371,521ha/1,078,739経営体)※1
施設野菜	生産施設 19,736㎡:83社(3万㎡以上は13.3%)	--
果樹	樹園地 13.0ha:71社(20ha以上は12.7%)	樹園地 0.64ha(213,797ha/334,922経営体)※1
施設花き・花木	生産施設 12,832㎡:39社(2万㎡以上23.0%)	--
きのこ	生産施設 6,377㎡:15社	--
酪農	経産牛 555頭:43社(500頭以上は25.6%)	経産牛 48.0頭(893.4千頭/18.6千戸)※2
肉用牛	肥育牛 2,067頭:34社	肥育牛 13.4頭(772千頭/57.5千戸)※2
養豚	母豚 788頭:58社(1,000頭以上は25.9%)	母豚 170.2頭(885千頭/5.2千戸)※2
採卵鶏	採卵鶏 23万羽:44社(50万羽以上は11.4%)	採卵鶏 66,288羽(172,349千羽/2.6千戸)※2

※1 出典:2010年農林業センサス ※2 平成26年畜産統計

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P28-35

# 9

## 回答法人プロフィール § 法人要件・認定等

- 営農作目に関わらず、約9割の法人が「農業生産法人」の認定を受けている。
- 「6次産業化の認定」の割合は多角化段階が進むほど高まる。

**Data** 業種別法人要件認定の割合（複数回答 N=860）



項目	有効回答	農業生産法人	特定農業法人	生産調整方針作成者	農業経営計画の認定	農商工連携事業計画の認定	6次産業化事業計画の認定	
								作目
作目	稲作	320	88.8%	17.8%	13.4%	15.0%	5.0%	10.0%
	野菜	186	91.4%	5.4%	2.2%	8.1%	7.5%	16.7%
	その他耕種等	186	93.0%	2.7%	1.1%	6.5%	4.8%	19.4%
	畜産	159	86.2%	4.4%	0.6%	14.5%	6.3%	13.2%
多角化段階	生産のみ	202	91.6%	8.9%	2.0%	10.9%	2.5%	1.0%
	生産・販売	245	93.5%	11.4%	7.8%	11.8%	2.0%	4.9%
	生産・販売・加工	258	86.4%	9.3%	8.1%	12.8%	10.1%	23.3%
	生産・販売・観光	33	84.8%	15.2%	-	12.1%	3.0%	27.3%
	生産・販売・加工・観光	113	87.6%	3.5%	5.3%	8.8%	10.6%	32.7%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P36-37

# 10

## 売上の構成 § 売上規模別の構成

- 2014年の平均売上高は、3億1,142万円で前年比18.1%増加。

年間売上高	2014年 N=738	2013年 N=664	2012年 N=752	2011年 N=713	2010年 N=684	2008年 N=785	2004年 N=606	2000年 N=353
～1,000万円未満	N=24 <b>3.3%</b>	n=21 <b>3.2%</b>	n=20 <b>2.7%</b>	n=29 <b>4.1%</b>	n=36 <b>5.3%</b>	n=24 <b>3.1%</b>	n=17 <b>2.8%</b>	n=25 <b>7.0%</b>
1,000～3,000万円未満	N=63 <b>8.5%</b>	n=62 <b>9.3%</b>	n=83 <b>10.9%</b>	n=86 <b>12.1%</b>	n=78 <b>11.4%</b>	n=78 <b>9.9%</b>	n=58 <b>9.6%</b>	n=28 <b>7.9%</b>
3,000～5,000万円未満	N=79 <b>10.7%</b>	n=84 <b>12.7%</b>	n=99 <b>13.2%</b>	n=81 <b>11.4%</b>	n=85 <b>12.4%</b>	n=102 <b>13.0%</b>	n=85 <b>14.0%</b>	n=47 <b>3.3%</b>
5,000～7,000万円未満	N=84 <b>11.4%</b>	n=78 <b>11.7%</b>	n=83 <b>11.0%</b>	n=87 <b>12.2%</b>	n=85 <b>12.4%</b>	n=78 <b>9.9%</b>	n=68 <b>11.2%</b>	n=50 <b>4.2%</b>
7,000万円～1億円未満	N=98 <b>13.3%</b>	n=94 <b>14.2%</b>	n=88 <b>11.7%</b>	n=95 <b>13.3%</b>	n=93 <b>13.6%</b>	n=83 <b>10.6%</b>	n=76 <b>12.5%</b>	n=37 <b>0.5%</b>
1～3億円未満	N=218 <b>29.5%</b>	n=202 <b>30.4%</b>	n=221 <b>29.4%</b>	n=210 <b>29.5%</b>	n=184 <b>26.9%</b>	n=249 <b>31.7%</b>	n=176 <b>29.0%</b>	n=98 <b>27.8%</b>
3～5億円未満	N=66 <b>8.9%</b>	n=50 <b>7.5%</b>	n=65 <b>8.6%</b>	n=50 <b>7.0%</b>	n=54 <b>7.9%</b>	n=70 <b>8.9%</b>	n=58 <b>9.6%</b>	n=32 <b>9.1%</b>
5～10億円未満	N=56 <b>7.6%</b>	n=38 <b>5.7%</b>	n=44 <b>5.9%</b>	n=35 <b>4.9%</b>	n=29 <b>4.2%</b>	n=53 <b>6.8%</b>	n=41 <b>6.8%</b>	n=24 <b>6.8%</b>
10億円以上	N=50 <b>6.8%</b>	n=35 <b>5.3%</b>	n=49 <b>6.5%</b>	n=40 <b>5.6%</b>	n=40 <b>5.8%</b>	n=48 <b>6.1%</b>	n=27 <b>4.5%</b>	n=12 <b>3.4%</b>
平均売上高	<b>3億1,142万円</b>	<b>2億6,377万円</b>	<b>2億8,714万円</b>	<b>2億6,007万円</b>	<b>2億4,289万円</b>	<b>2億7,054万円</b>	<b>2億3,281万円</b>	<b>2億6,373万円</b>

※2014年有効回答(N=738)に対する一致率は、2013年69.8%、2012年48.6%、2011年44.3%、2010年39.6%、2004年26.7%。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P18-19

## 11

## 売上の構成

## § 参考資料: 過去5年間の売上高の比較①

※ 2010年～2014年に連続して回答のあった会員について、2014年の業種区分で集計。

- 過去5年間の売上高の比較では、有効回答は少ないものの、2010年の売上高を100とすると2014年は40ポイント増加。

	有効回答	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
全 体	216	100%	121%	129%	135%	140%
稲 作	70	100%	95%	111%	121%	125%
雑 穀 ・ い も ・ 豆	6	100%	82%	101%	168%	162%
工 芸 作 物	5	100%	120%	105%	118%	121%
野 菜	41	100%	107%	115%	115%	128%
露 地 野 菜	13	100%	106%	111%	114%	126%
施 設 野 菜	28	100%	108%	118%	117%	129%
果 樹	20	100%	114%	108%	131%	135%
露 地 花 き	3	100%	76%	551%	111%	84%
施 設 花 き	12	100%	99%	115%	127%	125%
き の こ	2	100%	98%	89%	100%	100%
畜 産	55	100%	137%	142%	149%	153%
酪 農	12	100%	110%	116%	165%	126%
肉 牛	12	100%	110%	111%	123%	132%
養 豚	14	100%	108%	112%	103%	117%
採 卵 鶏	14	100%	196%	201%	195%	216%
プ ロ イ ラ ー	3	100%	135%	141%	133%	141%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

## 12

## 売上の構成

## § 参考資料: 過去5年間の売上高の比較②

※ 2010年～2014年に連続して回答のあった会員について、2014年の区分で集計。

- 2014年の伸びが大きいのは、売上規模「10億円以上」162%、従事者数「100名以上」271%。
- 売上規模「1億円以上」の経営体は、「1億円未満」に比べ売上高の増加率が高い。

	有効回答	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
売上規模	216					
5,000万円未満	30	100%	97%	109%	119%	101%
1億円未満	59	100%	97%	102%	102%	105%
5億円未満	70	100%	105%	130%	120%	128%
10億円未満	40	100%	107%	112%	138%	131%
10億円以上	17	100%	144%	148%	147%	162%
多角化段階	232					
生産のみ	50	100%	109%	111%	127%	119%
生産・直売	69	100%	147%	165%	163%	170%
生産・直売・加工	75	100%	116%	118%	125%	142%
生産・直売・観光	9	100%	75%	108%	123%	121%
生産・直売・加工・観光	29	100%	107%	116%	120%	124%
従事者数規模	199					
1～4名	21	100%	107%	116%	122%	128%
5～9名	56	100%	115%	115%	121%	128%
10～19名	66	100%	98%	121%	135%	118%
20～49名	40	100%	108%	111%	118%	126%
50～99名	12	100%	116%	121%	116%	133%
100名以上	4	100%	232%	250%	256%	271%
女性参加	216					
0名	17	100%	114%	120%	130%	138%
1～4名	105	100%	105%	110%	125%	116%
5～9名	39	100%	113%	134%	135%	142%
10～19名	30	100%	105%	109%	115%	123%
20～49名	21	100%	174%	174%	168%	186%
50名以上	4	100%	115%	138%	145%	163%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

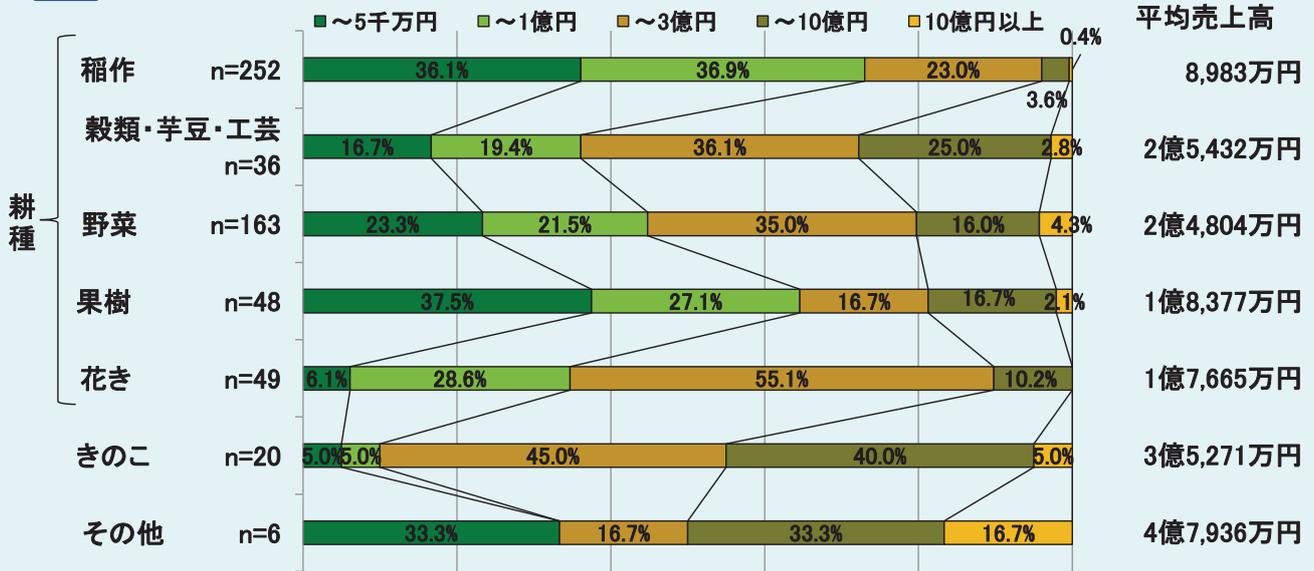
# 13

## 売上の構成

### § 業種別の売上規模(耕種等)

- 「稲作」と「果樹」の売上規模は、5割以上が1億円未満。
- きこの売上規模は、9割以上が1億円以上。
- 平均売上高は、稲作が前年同様最も低く8,983万円。

**Data** 業種別の売上規模構成、平均売上高



※業種は農業生産第1位を集計。その他は、直売所経営、事業組合等を含む。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P18・20

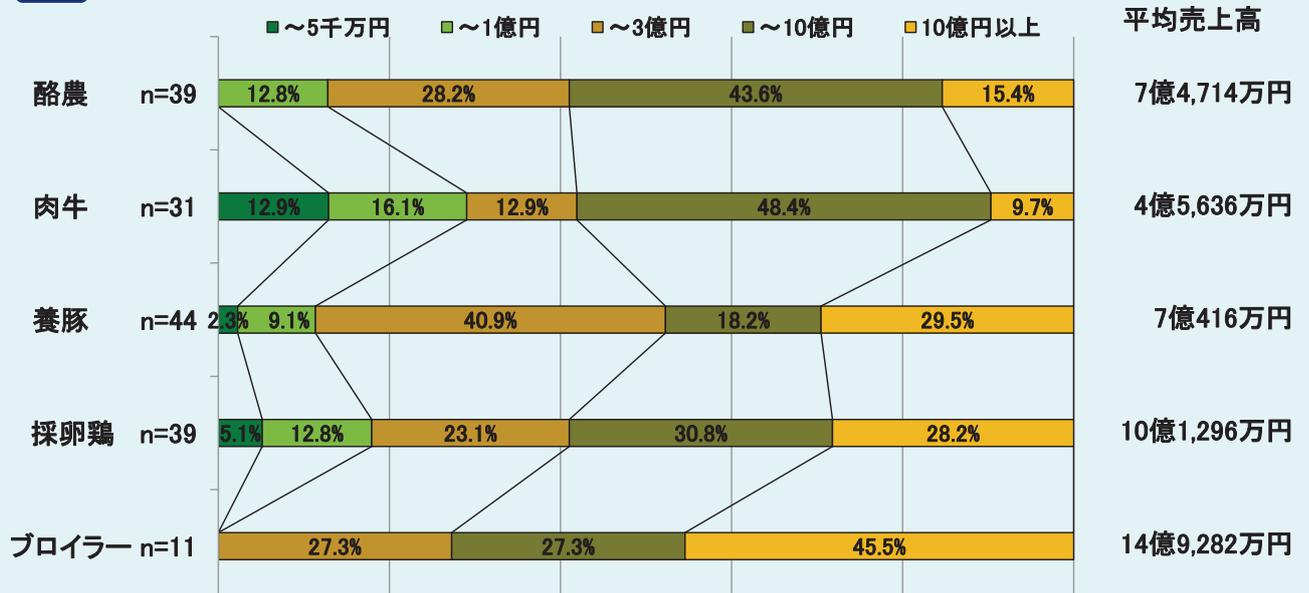
# 14

## 売上の構成

### § 業種別の売上規模(畜産)

- 売上規模3億円以上は、酪農59%、肉牛58.1%、養豚47.7%、採卵鶏59%、ブロイラー72.8%。
- 平均売上高は、採卵鶏・ブロイラーが10億円超。

**Data** 業種別の売上規模構成、平均売上高



※業種は農業生産第1位を集計。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P18・20

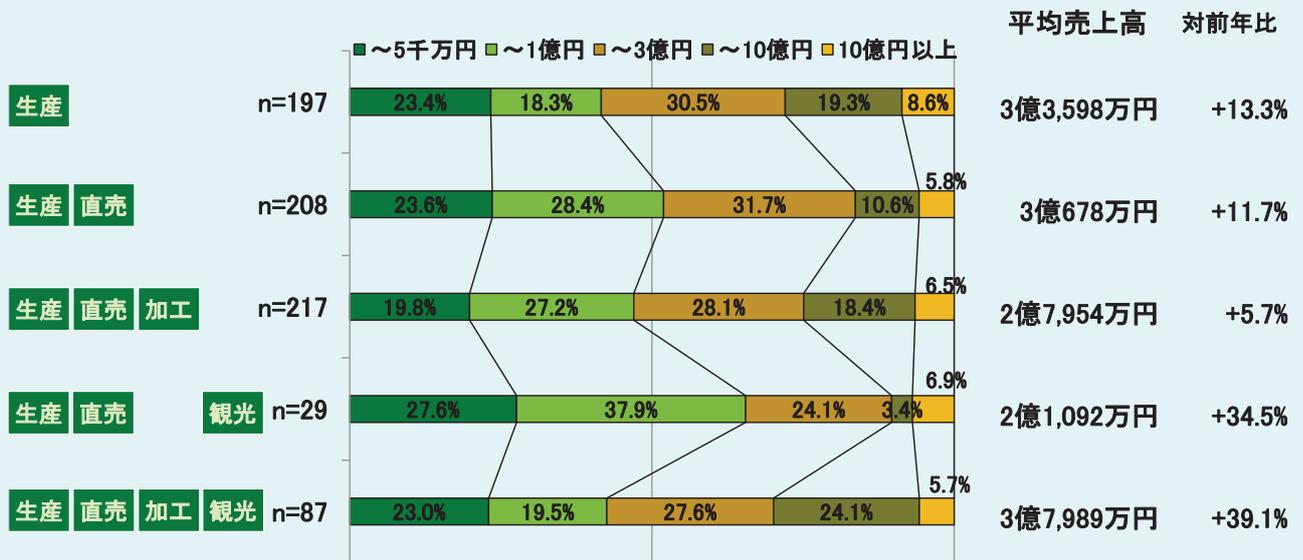
# 15

## 売上の構成

### § 多角化段階別の売上規模

- 平均売上高は、「生産・直売・加工・観光」が3億7,989万円、「生産のみ」が3億3,598万円の順。
- 「生産・直売・加工・観光」の平均売上高は、対前年比で約4割の伸び。

**Data** 多角化段階別の売上規模構成、平均売上高



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P18・20

# 16

## 売上の構成

### § 生産地の立地条件

- 中山間地域に立地する経営体は、「畜産」が63%を占め、平均売上高は3億8,112万円と最も高い。
- 経営の多角化が最も進んでいるのは中山間地域に立地する経営体。

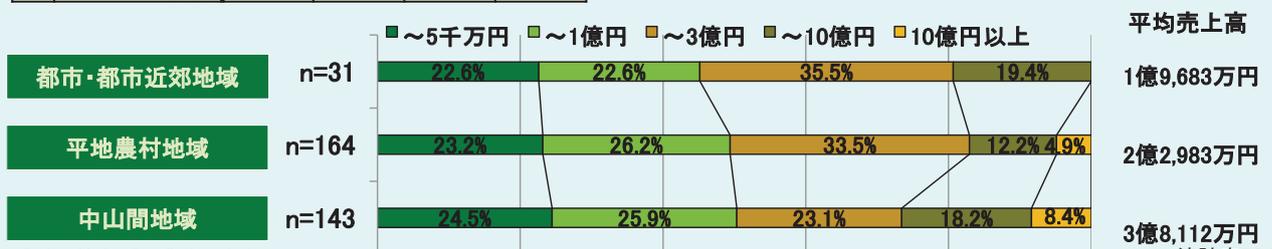
**Data** 生産立地条件別経営体割合 (N=483)



**Data** 項目別生産立地条件割合 (N=483)

項目	有効回答	都市近郊地域	平地農村地域	中山間地域
生産のみ	127	12%	45%	43%
生産・直売	144	10%	53%	37%
生産・直売・加工	139	10%	51%	39%
生産・直売・観光	20	5%	60%	35%
生産・直売・加工・観光	53	8%	32%	60%

項目	有効回答	都市近郊地域	平地農村地域	中山間地域
稲作	182	6%	59%	35%
野菜	102	20%	50%	30%
その他耕種等	111	11%	42%	47%
畜産	88	6%	32%	63%



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P36・37

# 17

## 売上規模と従事者一人あたりの売上高

- 売上規模の大きい経営体ほど、従事者一人あたりの売上高が増加。
- 特に、売上規模が3億円以上の伸び率が著しい。

**Data** 売上規模別・従事者一人あたりの売上高 (N=671)



※従事者一人あたりの売上高=売上高÷従事者数。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

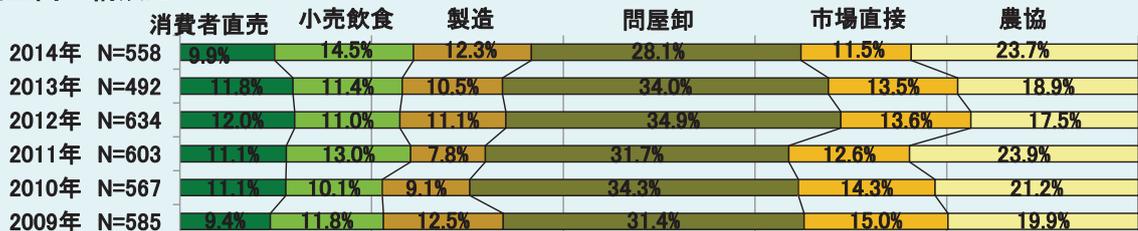
# 18

## 販売先の構成

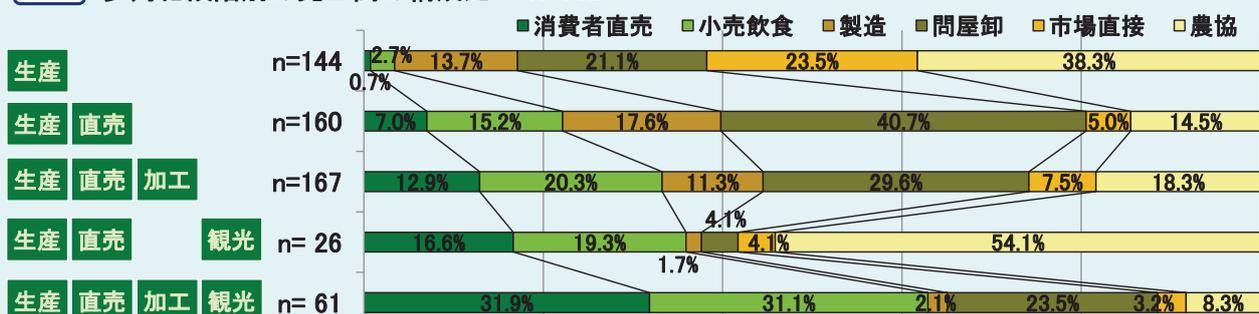
### § 売上高の構成と多角化段階別の状況

- 販売先割合は、前年に比べ農協が4.8ポイント、小売飲食が3.1ポイント、製造1.8ポイント増加。
- 経営の多角化が進むほど、消費者への直売割合が高まる。

**Data** 売上高の構成比



**Data** 多角化段階別の売上高の構成比 N=732



※「売上高の構成比」と「多角化段階別の売上高の構成比」の母数は一致しません。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P18-19

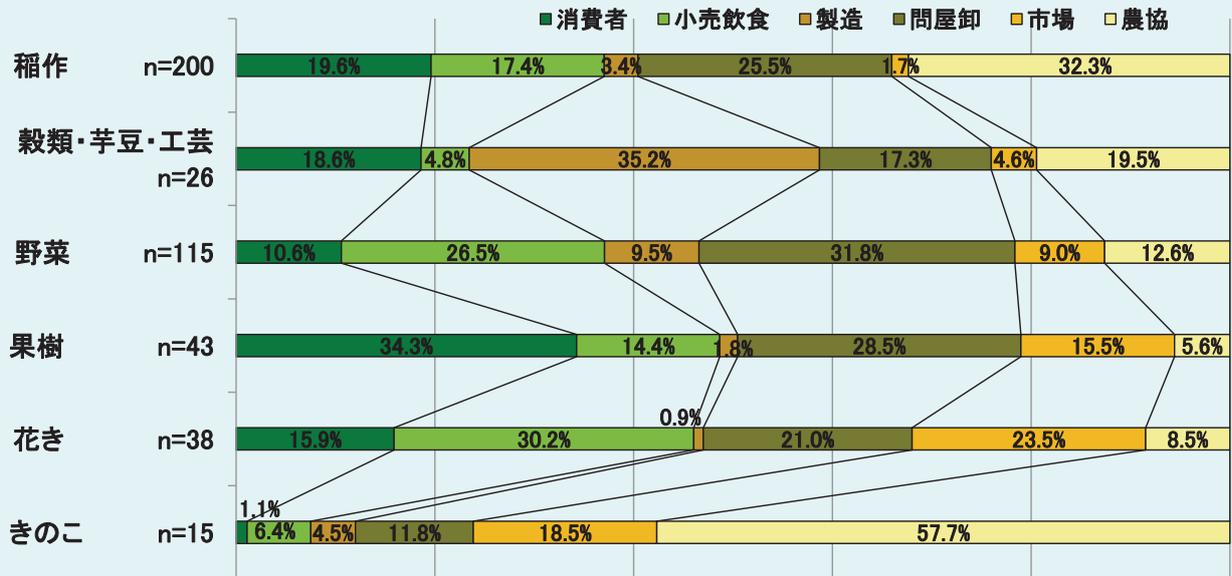
# 19

## 販売先の構成

### § 業種別でみた売上高の構成(耕種等)

- 消費者直売の割合が高い作目は、果樹34.3%、稲作19.6%。
- 「穀類・芋豆・工芸」「野菜」「果樹」は、問屋卸・市場・農協を通さない経営体が多く、消費者・小売飲食・製造への売上構成が5割以上。

**Data** 業種別でみた売上高の構成(耕種等)



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P19

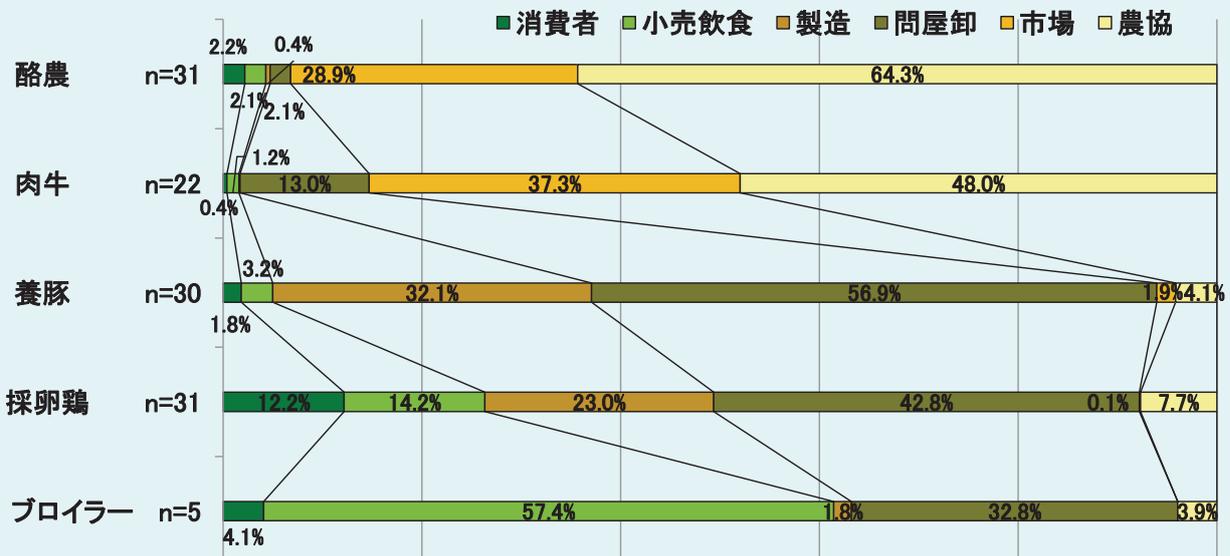
# 20

## 販売先の構成

### § 業種別でみた売上高の構成(畜産)

- 問屋卸の割合が高いのは、養豚56.9%、採卵鶏42.8%の順。
- 農協出荷の割合が高いのは、酪農64.3%、肉牛48.0%の順。

**Data** 業種別でみた売上高の構成(畜産)



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P19

# 21

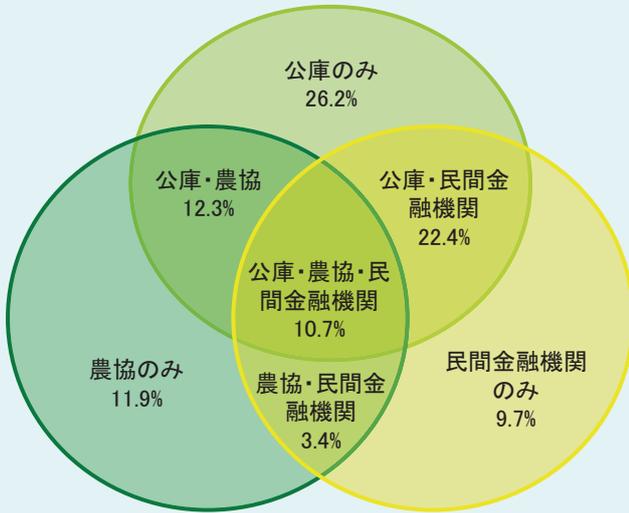
## 金融機関との取引

### § 借入金のある金融機関

- 公庫から借入れのある法人は71.6%で最も多く、次いで民間金融機関、農協と続く。
- 野菜の経営体においては、民間金融機関からの借入れが42.2%と際立つ。

**Data** 借入れのある金融機関について n=504

**Data** 借入金の構成比



項目	有効回答	民間金融機関	農協※	公庫※	構成員	私募債	その他	
全体	439	35.8%	9.0%	46.9%	5.9%	0.8%	1.6%	
売上規模	～5千万円未満	103	24.5%	16.6%	30.0%	23.6%	-	5.3%
	～1億円未満	130	13.0%	23.6%	45.7%	13.7%	1.0%	3.0%
	～3億円未満	142	25.8%	13.4%	48.5%	9.5%	0.1%	2.8%
	～10億円未満	70	34.9%	11.0%	48.5%	5.0%	0.5%	0.1%
	10億円以上	25	45.4%	2.3%	46.9%	2.2%	1.5%	1.7%
	売上未回答	23	44.7%	4.7%	45.8%	2.6%	0.2%	2.0%
作目	稲作	171	29.7%	18.8%	42.3%	7.2%	0.3%	1.7%
	野菜	86	42.2%	7.6%	31.6%	13.3%	1.4%	3.9%
	その他耕種等	87	38.1%	9.4%	40.6%	9.3%	1.6%	0.9%
	畜産	95	35.2%	7.0%	52.9%	3.1%	0.6%	1.2%

※農協には信農連、農林中央金庫を含む。公庫とは(株)日本政策金融公庫。

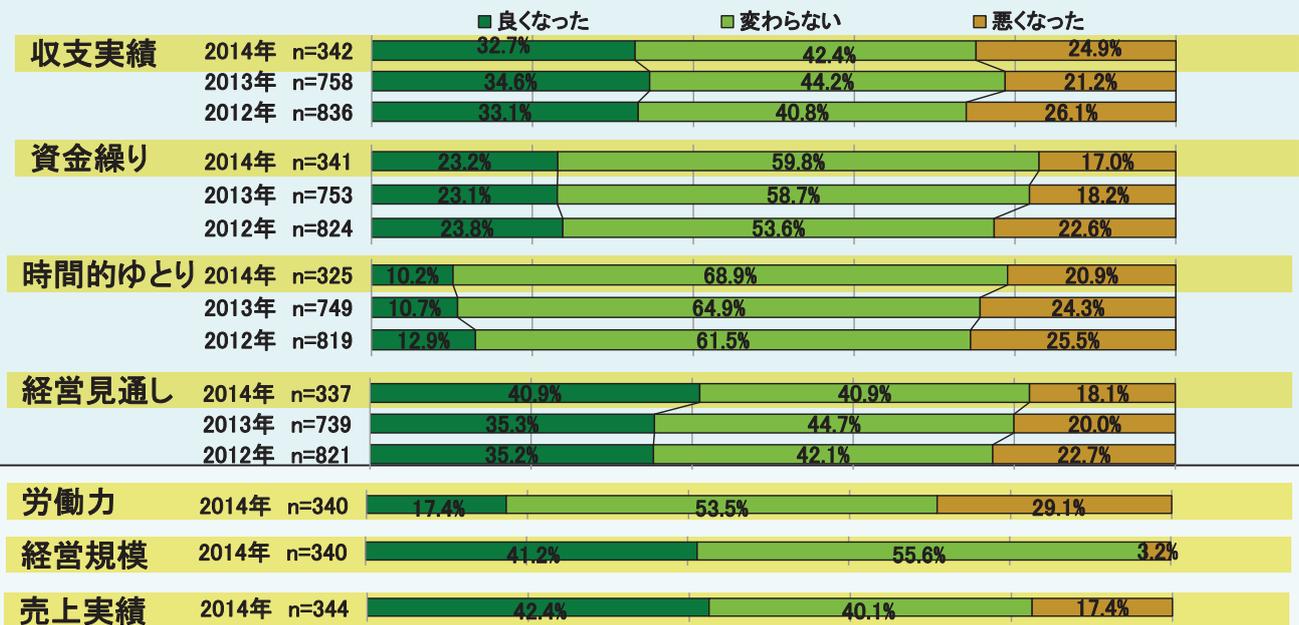
(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P38-39

# 22

## 過去1年の経営の状況と今後の見通し

- 「良くなった」と感じている法人の割合が「経営見通し」で増加。
- 「収支実績」を除き、「悪くなった」と感じている法人の割合は減少傾向。



※「労働力」「経営規模」「売上実績」は2014年度から調査項目に追加。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P42-45

# 23

## グループ会社

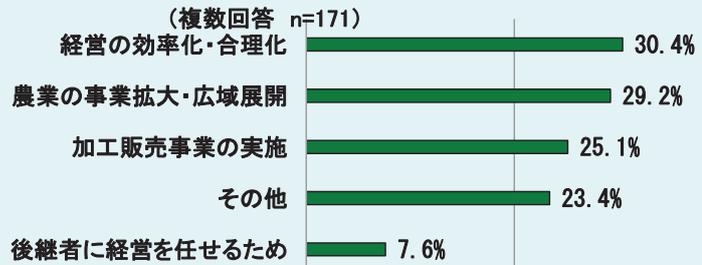
### § グループ会社の事業内容と設立理由

- グループ会社の事業内容は「生産」が49.0%、  
設立理由は「経営の効率化・合理化」が30.4%。
- グループ会社を設立することで「メリットがある」と答えた経営体は56.0%。

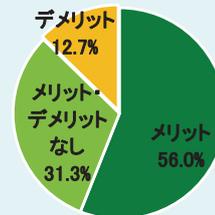
**Data** グループ会社事業内容の構成



**Data** グループ会社の設立理由



**Data** グループ会社設立のメリット・デメリット割合



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P46-49

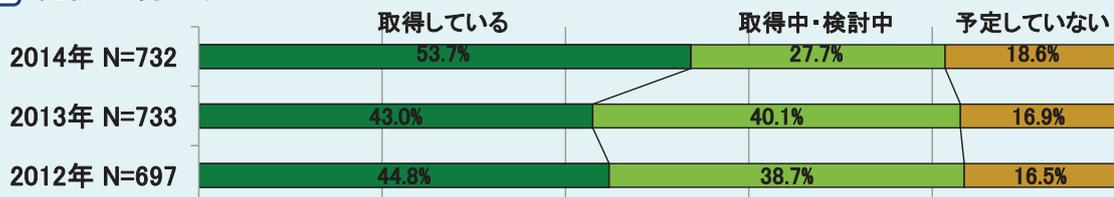
# 24

## 経営強化の取組み

### § 認証・認定等の状況

- 各種認証・認定については、前年に比べ「取得している」が10.7ポイント増加。
- 取得済み認証等は、JGAP40社、有機JAS64社、県認証136社など。

**Data** 認証取得の状況



**Data** 認証への取組み

認証名	GLOBAL GAP	JGAP	ISO_9000S	ISO_14000S	ISO_22000S	HACCP
取得済	14	40	6	2	4	10
取得中・検討中	31	123	8	7	5	46
認証名	有機JAS	公表JAS※	MPS ※	エコアクション21	エコファーマー	県認証 ※
取得済	64	9	6	3	234	136
取得中・検討中	383	15	0	8	85	56

※公表JASは生産情報公表JAS。MPSは花き産業総合認証。県認証は県GAP・特別栽培農産物など。

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P54-59

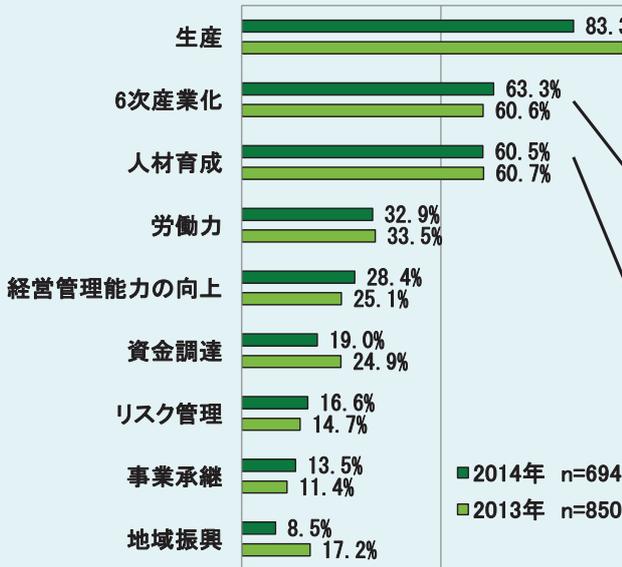
# 25

## 経営強化の取組み

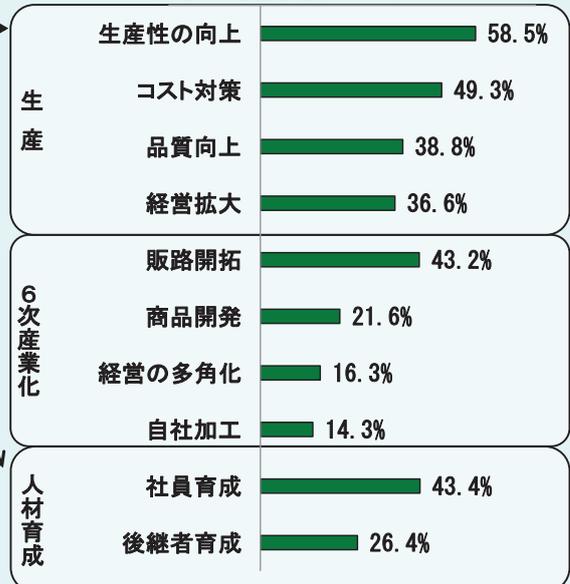
### § 経営課題について

- 経営課題は、「生産」に関する取組みがほとんどを占め、同内訳では「生産性の向上」58.5%が最多。
- 生産以外では、「社員育成」43.4%、「販路開拓」43.2%が上位。

**Data** 経営課題(上位5つ複数回答)



**Data** 生産・人材育成・6次産業化内訳  
(上位5つ複数回答 n=694)



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P60-63

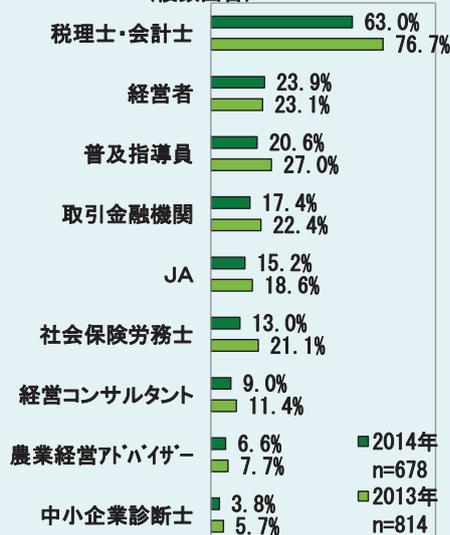
# 26

## 経営強化の取組み

### § 経営課題の相談先

- 経営課題の相談先は、税理士・会計士が63.0%で最も多く、次いで経営者が23.9%。
- 多角化段階が最も進んでいる「生産・直売・加工・観光」は、2位が経営者。
- 売上規模別の2位は、「1億円未満」が普及指導員、「1億円以上」が取引金融機関。

**Data** 経営課題の相談先  
(複数回答)



**Data** 経営課題の相談先上位3位

区分		有効回答	1位	2位	3位
多角化段階	生産	173	税理士・会計士	JA	普及指導員
	生産・直売	185		普及指導員	経営者
	生産・直売・加工	210			取引金融機関
	生産・直売・観光	28			経営者
	生産・直売・加工・観光	82			
売上規模	～5千万円未満	102	税理士・会計士	普及指導員 JA	
	～1億円未満	112		普及指導員	取引金融機関
	～3億円未満	143		取引金融機関	社労士
	～10億円未満	76			経営者
	10億円以上	31			

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P64-65

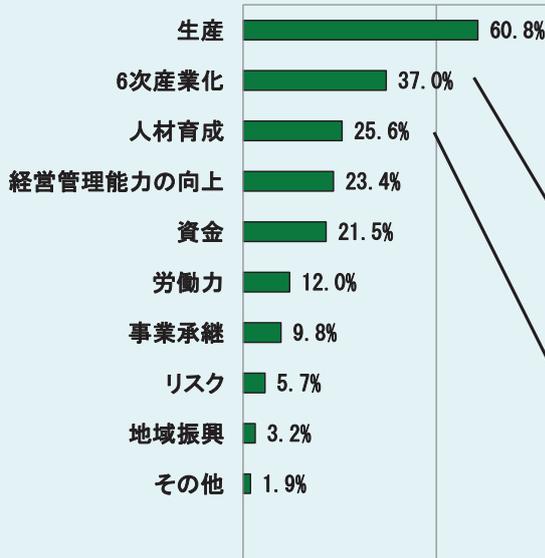
# 27

## 経営強化の取組み

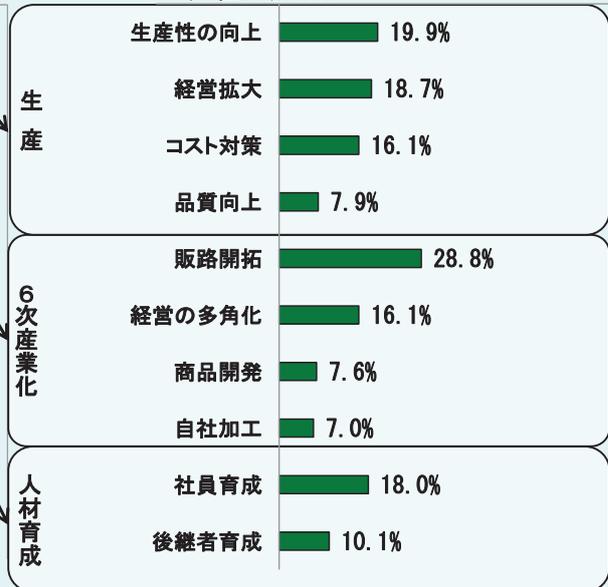
### § 農業経営アドバイザーに対するアドバイス内容

- アドバイス希望内容は、「生産」が60.8%、「生産」の内訳では「生産性の向上」19.9%が最多。
- 生産以外では、「6次産業化」37.0%、「人材育成」25.6%が上位。

**Data** アドバイス希望内容 (上位3つ)n=316



**Data** アドバイス希望内容の内訳 (上位3つ)n=316



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P66-69

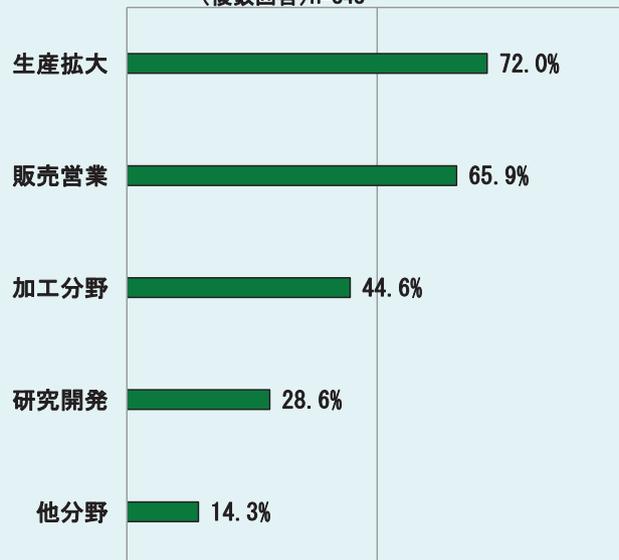
# 28

## 経営強化の取組み

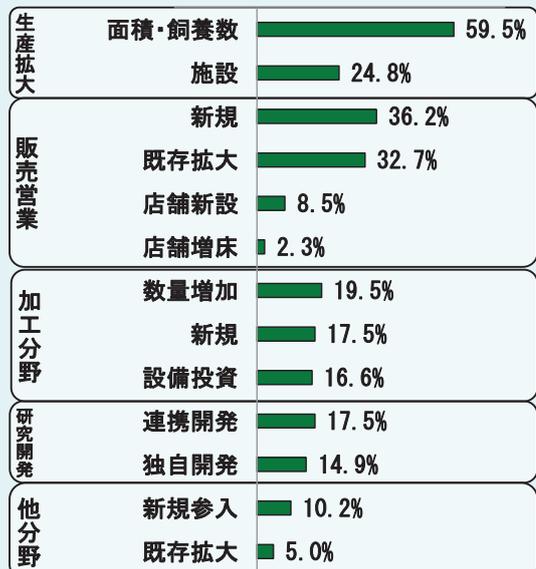
### § 今後の取組み

- 今後の取組みは、「生産拡大」に関する取組みが72.0%を占め、内訳では「面積・飼養数」59.5%が最多。
- 「生産拡大」以外では、「販売営業」65.9%、「加工分野」44.6%が上位。

**Data** 経営強化に向けた今後の取組み (複数回答)n=343



**Data** 今後取組みの内訳 (複数回答)n=343



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

※「他分野」は、「生産」、「加工」、「販売」以外の分野。

統計表P50-51

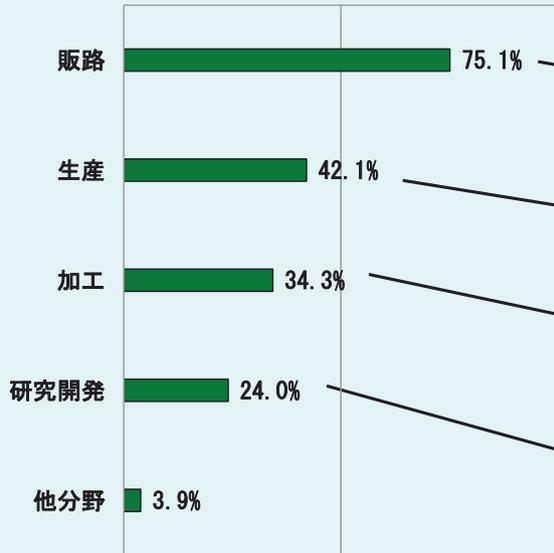
# 29

## 経営強化の取組み

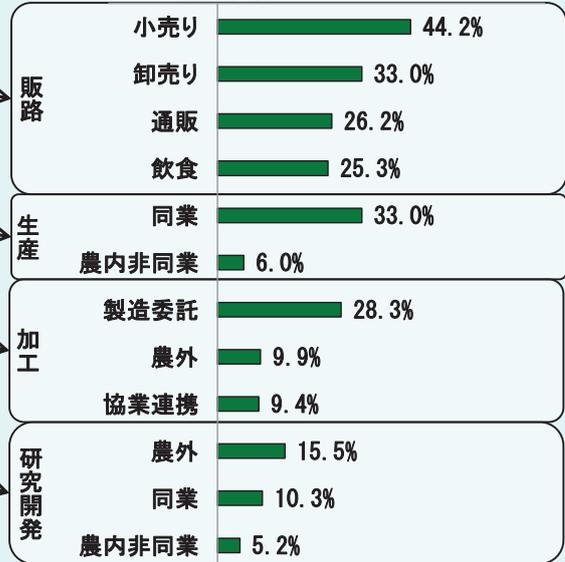
### § 連携したい部門・パートナー

- 連携したい部門・パートナーとしては、「販路」の割合が75.1%、内訳は「小売り」が44.2%で最も多い。
- 販路以外では、「生産」42.1%、「加工」34.3%が上位。

**Data** 連携したい部門・パートナー  
(複数回答) n=233



**Data** 部門・パートナーの内訳  
(複数回答) n=233



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」 ※「他分野」は、「生産」、「加工」、「販売」以外の分野。

統計表P52-53

# 30

## 経営強化の取組み

### § 耕畜連携の取組み意向

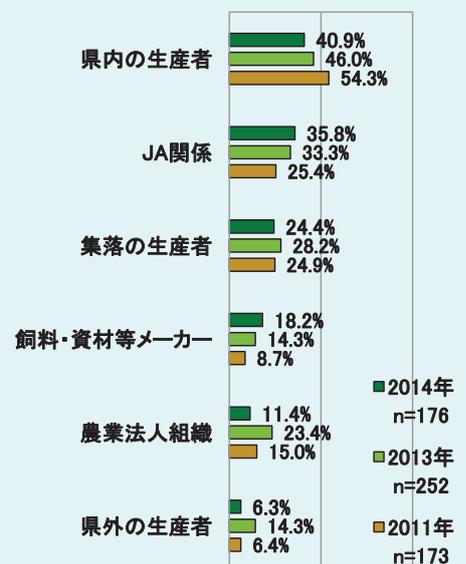
- 飼料米の新規取引意向は、実績に比べ耕種(出荷)が2.4倍、畜産(仕入)が2.0倍。
- 取引の接点となった関係者は、県内の生産者が40.9%、次いでJAが35.8%。

**Data** 耕畜連携の取組み(耕種・畜産)

耕種	実績				新規取引意向			
	出荷		仕入		出荷		仕入	
	社数	合計t	社数	合計t	社数	合計t	社数	合計t
飼料用米	43	17,222	4	135	21	41,622	1	50
WCS用稲	21	6,941	2	150	9	1,103	1	-
牧草	3	37	-	-	3	77	-	-
他飼料	4	1,795	1	3,600	1	100	2	3,525
堆肥	10	2,627	40	9,581	6	7,300	15	6,640
ワラ	17	1,513	5	2,920	8	933	2	500
もみ殻	4	312	5	187	1	35	1	80

畜産	実績				新規取引意向			
	出荷		仕入		出荷		仕入	
	社数	合計t	社数	合計t	社数	合計t	社数	合計t
飼料用米	2	9	15	6,086	1	190	12	12,556
WCS用稲	-	-	10	2505	-	-	6	1,245
牧草	-	-	1	30	-	-	1	300
他飼料	1	10	5	24,725	-	-	3	5,700
堆肥	25	30,986	3	4,000	11	23,320	1	-
ワラ	2	56	7	72,528	-	-	3	576
もみ殻	2	105	6	972	-	-	3	333

**Data** 取引の接点となった関係者(複数回答)



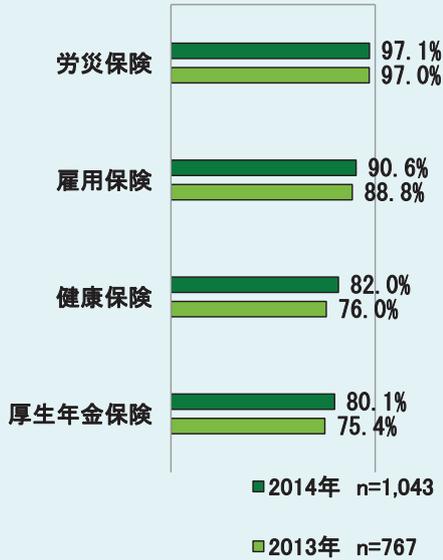
(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P90-107

## 従事者の労働環境と福利厚生 § 社会保険等の加入状況

- 社会保険等の加入状況は、労災保険が97.1%、雇用保険が90.6%、健康保険が82.0%。
- 社会保険等への加入率は、前年に比べ徐々に高まっている。

**Data** 社会保険等の加入状況  
(複数回答)



**Data** 社会保険等の加入状況(複数回答)

項目		有効回答	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
全体		1,043	97.1%	90.6%	82.0%	80.1%
従業員規模	未回答	89	96.6%	84.3%	71.9%	67.4%
	1~4名	145	89.7%	80.0%	80.7%	76.6%
	5~9名	313	96.5%	88.5%	78.6%	76.0%
	10~19名	290	99.7%	94.5%	82.8%	83.1%
	20~49名	152	100.0%	98.0%	88.2%	86.8%
	50~99名	39	100.0%	100.0%	100.0%	97.4%
	100名以上	15	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
作目	稲作	347	96.5%	83.6%	78.1%	76.4%
	野菜	235	98.3%	95.3%	79.1%	78.3%
	その他耕種等	242	99.2%	92.6%	81.4%	79.8%
	畜産	219	94.5%	94.5%	91.8%	88.1%
多角化段階	生産のみ	262	95.4%	91.2%	82.4%	79.4%
	生産・直売	295	96.9%	85.8%	80.7%	79.0%
	生産・直売・加工	320	98.1%	93.1%	83.8%	82.5%
	生産・直売・観光	40	95.0%	87.5%	82.5%	75.0%
	生産・直売・加工・観光	126	99.2%	95.2%	79.4%	79.4%

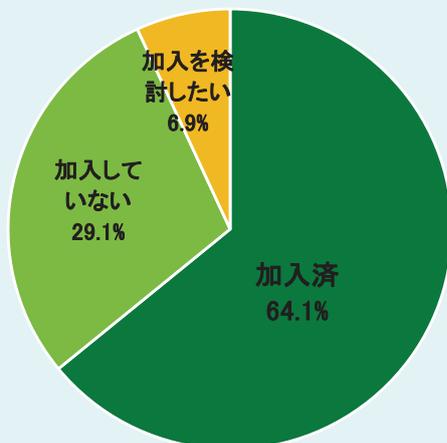
(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P108-109

## 従事者の労働環境と福利厚生 § 労災保険特別加入制度の利用状況

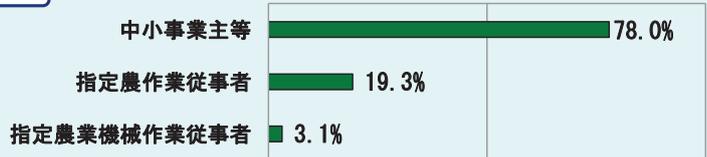
- 労災保険特別加入制度※の加入率は64.1%。
- 稲作のみ「指定農作業機械作業従事者」が29.8%と、他業種に比べ比較的高水準。

**Data** 労災保険特別加入制度加入率  
N=494



※労災保険特別加入制度とは・・・  
労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、保護することが適当であると認められる人に対し、特別に任意加入を認めている制度の事です。

**Data** 「加入済み」回答者の特別加入制度内訳 n=254



項目		有効回答	中小事業主等	指定農業機械作業従事者	指定農作業機械作業従事者
全体		226	78.8%	3.1%	19.0%
作目	稲作	104	65.4%	5.8%	29.8%
	野菜	51	84.3%	3.9%	13.7%
	その他耕種等	52	86.5%	-	11.5%
	畜産	47	89.4%	-	10.6%
従事者規模	1~4名	32	71.4%	3.6%	21.4%
	5~9名	77	78.1%	3.1%	25.0%
	10~19名	69	66.2%	6.5%	27.3%
	20~49名	35	82.6%	1.4%	15.9%
	50~99名	10	91.4%	-	8.6%
100名以上	3	100.0%	-	-	

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

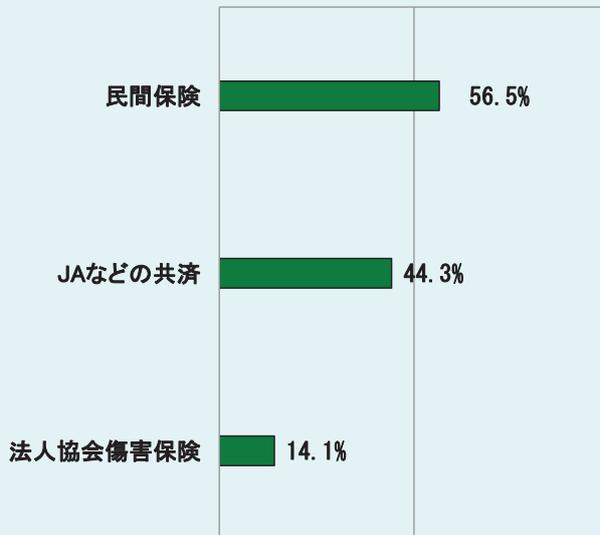
統計表P108-109

## 従事者の労働環境と福利厚生

### § 民間保険の加入状況

- 民間保険に加入している経営体は56.6%。
- 従業員規模が大きくなるにつれて民間保険への加入割合が高くなる。

**Data** 加入している傷害保険・共済の内訳  
N=375



**Data** 従事者規模・作目別加入状況(複数回答)

項目		有効回答	法人協会傷害保険	民間保険	JAなどの共済
全体		336	14.0%	58.0%	43.2%
従事者規模	1~4名	43	11.6%	48.8%	46.5%
	5~9名	111	18.0%	49.5%	48.6%
	10~19名	109	11.9%	57.8%	43.1%
	20~49名	59	11.9%	74.6%	37.3%
	50~99名	9	11.1%	88.9%	11.1%
	100名以上	5	20.0%	80.0%	20.0%
全体		375	14.1%	56.5%	44.3%
作目	稲作	143	15.4%	44.8%	51.0%
	野菜	78	10.3%	65.4%	37.2%
	その他耕種等	86	14.0%	65.1%	44.2%
	畜産	68	16.2%	60.3%	38.2%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P108-109

## 従事者の労働環境と福利厚生

### § 人材育成制度の導入状況

- 人材育成制度の実施・活用について、「自社独自の研修プログラム」では、従事者規模が大きくなるにつれて高まる。
- 人材育成の研修目的は、「自社の従業員の能力向上」が約9割。

**Data** 従事者規模別人材育成制度導入率(複数回答)

項目	制度等の実施・活用							研修目的				
	有効回答	農の雇用事業	特に活用していない	自社独自の研修プログラム	次世代経営者育成タイプ	青年就農給付金(準備型)の研修受け入れ機関	法人独立支援タイプ	有効回答	自社の従業員の能力向上	自社の経営幹部育成	独立支援(自社と連携のれん分け)	独立支援(自社とは別経営・地域の担い手育成)
全体	585	60.7%	30.3%	9.7%	4.4%	4.1%	3.6%	526	88.8%	40.3%	9.7%	8.0%
従事者規模	1~4名	83	48.2%	47.0%	6.0%	1.2%	0.0%	64	85.9%	45.3%	6.3%	4.7%
	5~9名	186	53.8%	34.9%	7.5%	4.3%	3.8%	172	86.0%	33.1%	9.3%	9.9%
	10~19名	189	66.1%	23.8%	10.1%	6.3%	3.7%	171	91.2%	39.8%	9.4%	5.8%
	20~49名	94	73.4%	20.2%	11.7%	4.3%	5.3%	91	89.0%	42.9%	12.1%	12.1%
	50~99名	25	56.0%	36.0%	24.0%	4.0%	-	20	95.0%	75.0%	20.0%	5.0%
	100名以上	8	87.5%	-	25.0%	-	-	8	100.0%	50.0%	-	-

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

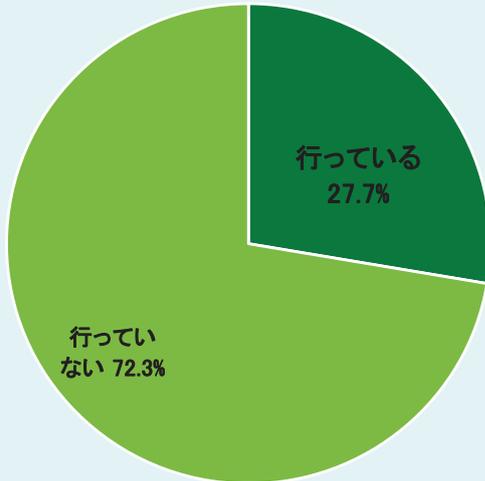
統計表P110-111

# 35

## 従事者の労働環境と福利厚生 § 独立支援の取組み

- 独立支援の取組みを「行っている」経営体が27.7%。
- 従事者規模が20～49名の経営体は、独立支援を行っている割合が高い。

**Data** 独立支援の取組み N=546



**Data** 従事者規模別の独立支援の取組み状況

項目	有効回答	販売・仕入の連携	農地幹旋	資金供与 (自社からの貸付け等)	資金幹旋	その他	特に行っていない	
全体	487	18%	12%	3%	3%	5%	72%	
従事者規模	1～4名	65	11%	11%	-	-	2%	85%
	5～9名	158	18%	14%	3%	4%	4%	72%
	10～19名	157	18%	11%	4%	3%	8%	72%
	20～49名	77	23%	14%	6%	6%	8%	62%
	50～99名	22	23%	5%	-	9%	5%	73%
	100名以上	8	-	-	-	-	-	100%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

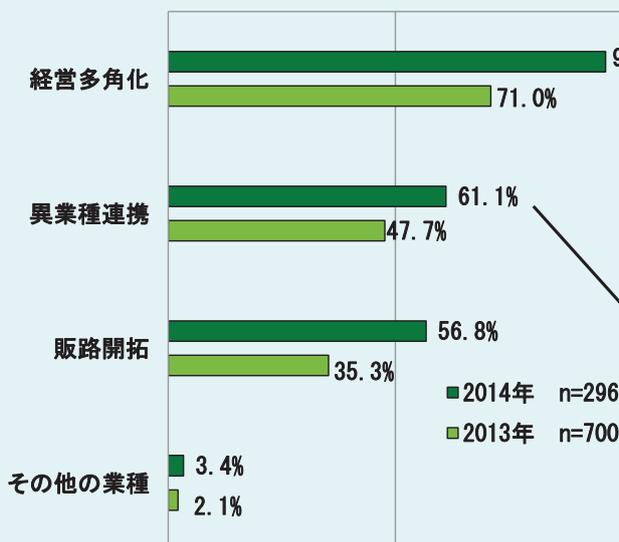
統計表P110-111

# 36

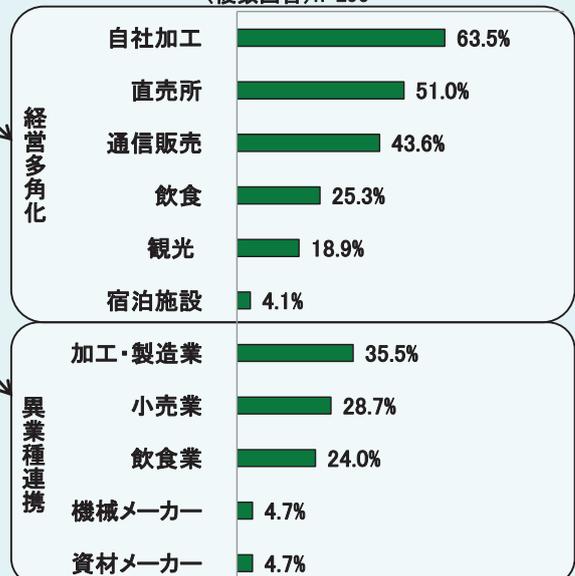
## 6次産業化の取組み § 6次産業化の今後の取組み意向

- 6次産業化への今後の取組みでは、「経営の多角化意向」が96.3%。
- 内訳では、経営多角化で「自社加工」、異業種連携で「加工・製造業」が最も多い。

**Data** 6次産業化の今後の取組み意向  
(複数回答)n=296



**Data** 経営多角化・異業種連携の内訳  
(複数回答)n=296



(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

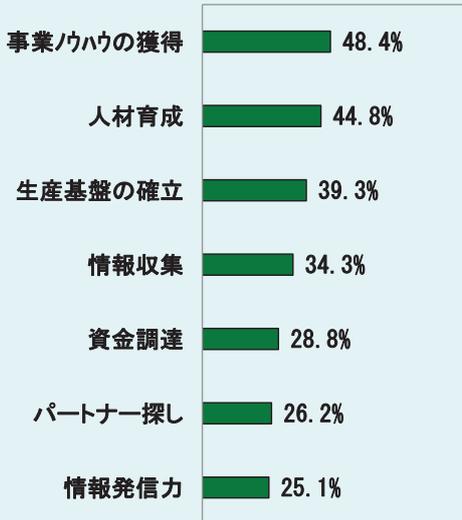
# 37

## 6次産業化の取組み

### § 6次産業化に取り組む場合の課題について

- 6次産業化に取り組む場合の課題は、「事業ノウハウの獲得」48.4%。
- 特に、「観光」を行っている経営体は、「人材育成」の割合が高くなっている。

**Data** 6次産業化に取り組む場合の課題 (複数回答)n=382



**Data** 経営多角化段階でみた内訳 (複数回答)n=382

項目	有効回答	情報収集	生産基盤の確立			事業ノウハウの獲得	人材育成	パートナー探し	資金調達	情報発信力	
			生産拡大※	技術向上※	労働力確保※						
多角化段階	生産のみ	71	39.4%	11.3%	18.3%	18.3%	43.7%	40.8%	26.8%	15.5%	14.1%
	生産・販売	112	31.3%	14.3%	24.1%	24.1%	50.0%	34.8%	28.6%	32.1%	26.8%
	生産・販売・加工	120	37.5%	15.0%	39.2%	32.5%	52.5%	49.2%	25.8%	30.8%	27.5%
	生産・販売・観光	21	33.3%	19.0%	23.8%	23.8%	42.9%	57.1%	28.6%	23.8%	38.1%
	生産・販売・加工・観光	58	27.6%	27.6%	51.7%	32.8%	44.8%	55.2%	20.7%	36.2%	25.9%

※「生産基盤の確立」の内数。

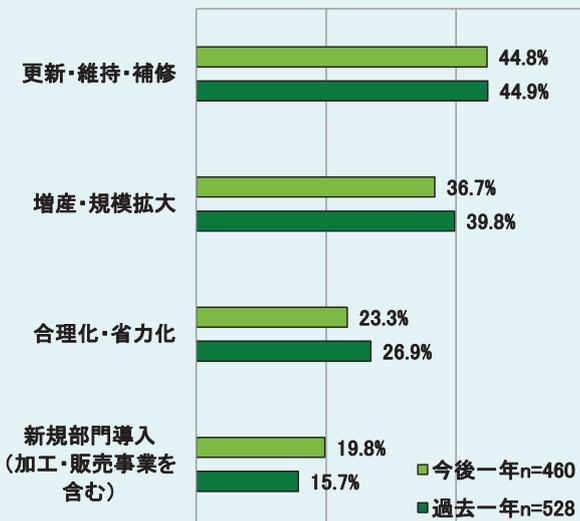
# 38

## 設備投資と農業機械・ICTの取組み

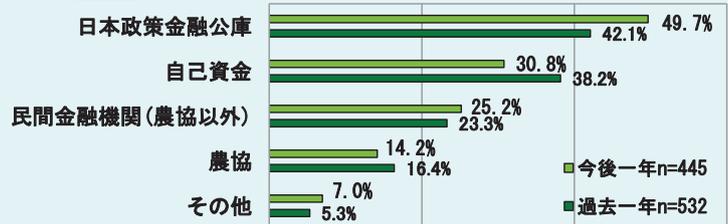
### § 過去・今後一年の設備投資

- 今後一年の設備投資目的は、「更新・維持・補修」の割合が最も高く、新規設備への投資意欲が低い。
- 設備資金の調達先で割合が高いのは、「日本政策金融公庫」の49.7%。  
一方、運転資金の調達先の割合が高いのは、「自己資金」の36.3%。

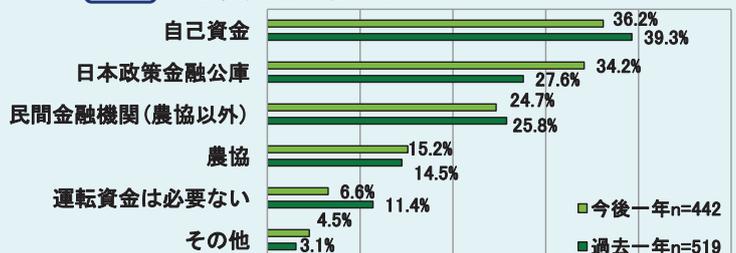
**Data** 設備投資の目的



**Data** 設備資金の調達先



**Data** 運転資金の調達先

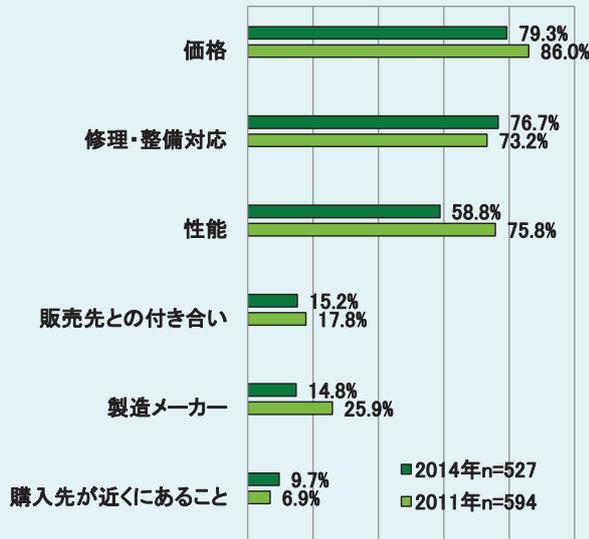


# 39

## 設備投資と農業機械・ICTの取組み § 農業機械購入と開発

- 農業機械の購入にあたって重視する事項は、価格、修理・整備対応、性能が上位。
- 全ての業種において「製造メーカー」を重視する経営体は約15%。

**Data** 購入にあたって重視する事項



**Data** 売上規模・作目別重要項目

項目	有効回答	価格	修理	製造メーカー	性能	販売店との付き合い	JA	購入先
売上規模	～5千万円未満	87	77%	76%	10%	57%	16%	14%
	～1億円未満	86	80%	79%	17%	55%	16%	10%
	～3億円未満	106	79%	77%	18%	62%	12%	4%
	～10億円未満	55	73%	78%	18%	65%	18%	2%
	10億円以上	21	81%	76%	5%	81%	10%	5%
	売上未回答	172	82%	75%	14%	55%	16%	9%
作目	稲作	196	81%	77%	14%	53%	18%	16%
	野菜	123	78%	78%	15%	59%	17%	7%
	その他耕種等	117	78%	74%	15%	66%	11%	3%
	畜産	91	80%	78%	15%	62%	12%	1%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

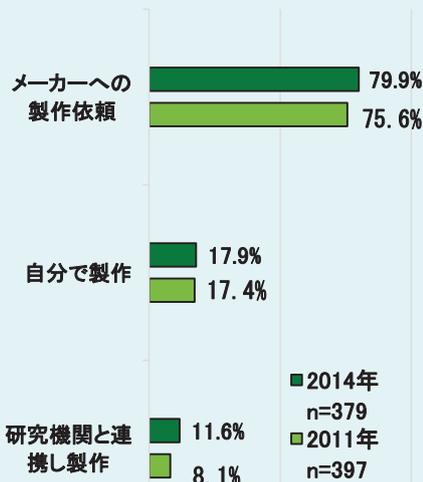
統計表P78-79

# 40

## 設備投資と農業機械・ICTの取組み § 農業機械購入と開発

- 必要な性能を有した農機がない場合の対応は、「メーカーへの製作依頼」が79.9%。
- メーカーへの製作依頼では、「少額なら可」が50%。

**Data** 必要な性能を有した農機がない場合の対応(複数回答)



**Data** メーカーへの製作依頼の内訳(複数回答)

項目	有効回答	メーカーへの製作依頼			自己開発	研究機関と連携開発	
		高額でも可	多少高額でも可	少額なら可			
全体	303	5%	45%	50%	22%	15%	
売上規模	～5千万円未満	61	1.6%	41.0%	57.4%	13.1%	9.8%
	～1億円未満	43	4.7%	39.5%	55.8%	30.2%	14.0%
	～3億円未満	63	7.9%	49.2%	42.9%	22.2%	17.5%
	～10億円未満	31	16.1%	61.3%	22.6%	25.8%	12.9%
	10億円以上	14	0.0%	78.6%	21.4%	21.4%	21.4%
	売上未回答	91	3.3%	37.4%	59.3%	24.2%	15.4%
作目	稲作	108	6%	38%	56%	22%	12%
	野菜	80	9%	44%	48%	20%	11%
	その他耕種等	66	3%	52%	45%	23%	20%
	畜産	49	2%	55%	43%	27%	18%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

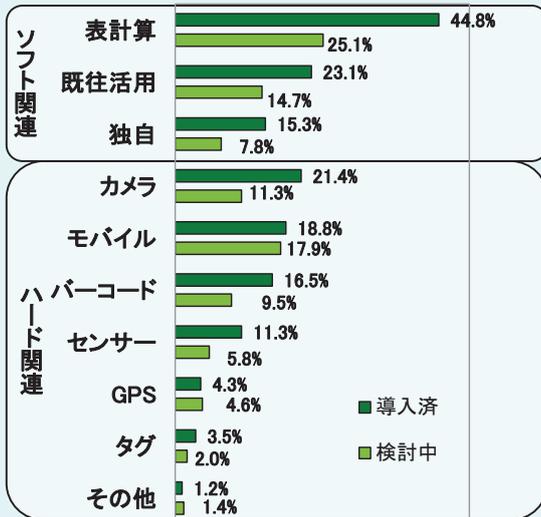
統計表P78-79

# 41

## 設備投資と農業機械・ICTの取組み § 情報通信技術(ICT)の導入状況

- 最も導入されているICTは、ソフト関連が表計算44.8%、ハード関連がカメラ21.4%。
- 「表計算ソフト」の導入・検討をしている経営体は7割以上。

**Data** 情報通信技術(ICT)の導入状況  
(複数回答 n=382)



**Data** ICT導入済・検討中の項目別割合(N=315)

項目	ソフト関連				ハード関連								
	有効回答	ソフト	表計算	既往ソフト	独自開発	有効回答	端末	モバイル	カメラ類	センサー類	バーコード	ICタグ	GPS
全体	315	77%	42%	25%	245	52%	46%	24%	37%	8%	13%	4%	
売上規模	~5千万円未満	42	74%	40%	19%	40	50%	43%	18%	35%	8%	8%	8%
	~1億円未満	50	78%	46%	14%	28	64%	46%	14%	29%	7%	21%	4%
	~3億円未満	74	73%	34%	22%	50	56%	50%	20%	34%	4%	8%	4%
	~10億円未満	43	79%	35%	47%	33	36%	61%	42%	48%	15%	12%	3%
	10億円以上	18	72%	39%	33%	13	46%	15%	23%	38%	15%	-	-
	売上未回答	88	81%	50%	26%	81	53%	44%	26%	37%	6%	17%	2%
作目	稲作	102	72%	46%	23%	81	49%	38%	16%	30%	7%	20%	2%
	野菜	69	75%	35%	30%	57	58%	54%	28%	39%	5%	14%	5%
	その他耕種等	86	80%	44%	28%	65	52%	45%	25%	48%	2%	6%	5%
	畜産	58	83%	38%	21%	42	48%	52%	33%	31%	21%	7%	2%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

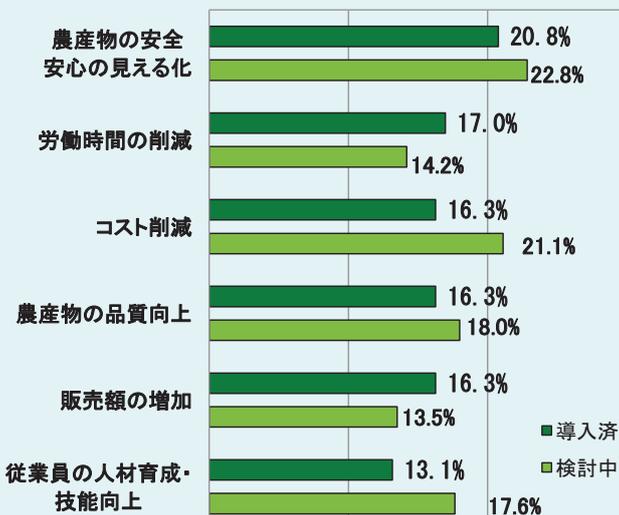
統計表P80-85

# 42

## 設備投資と農業機械・ICTの取組み § 情報通信技術(ICT)の導入目的

- ICT導入済の活用目的で最も多い割合は、「農産物の安心・安全」が20.8%。
- 売上規模別ICT導入目的では、規模が大きくなるにつれて「労働時間の削減」の割合が高くなっている。

**Data** 情報通信技術(ICT)の活用目的  
(複数回答 n=382)



**Data** 項目別ICT導入済・検討中目的割合

項目	有効回答	販売増加	品質向上	安心安全	コスト削減	時間短縮	人材育成	その他
全体	289	30%	34%	44%	37%	35%	31%	2%
売上規模	~5千万円未満	41	39%	29%	54%	27%	15%	34%
	~1億円未満	45	31%	31%	44%	31%	31%	29%
	~3億円未満	60	23%	35%	30%	48%	35%	30%
	~10億円未満	36	31%	47%	47%	42%	42%	31%
	10億円以上	18	28%	28%	39%	22%	44%	17%
	売上未回答	89	29%	34%	47%	39%	40%	34%
作目	稲作	94	24%	31%	54%	47%	33%	30%
	野菜	67	28%	37%	51%	27%	36%	37%
	その他耕種等	78	42%	31%	33%	36%	33%	35%
	畜産	50	22%	42%	30%	36%	38%	18%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

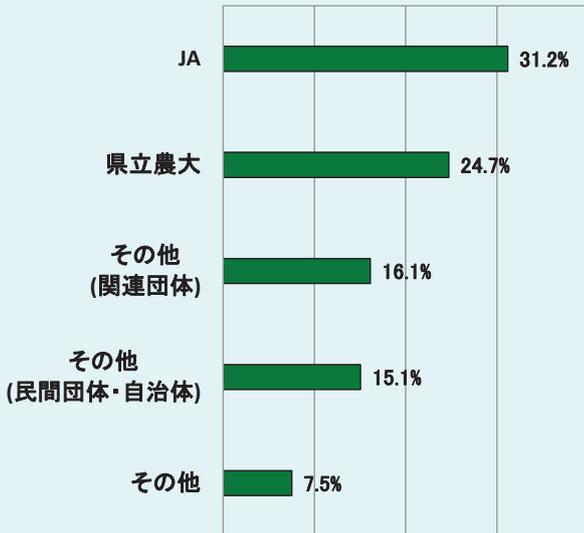
統計表P86-89

# 43

## 農作業安全に向けた取組み § 労働安全衛生教育

- 労働安全衛生教育機関は、「JA」が31.2%、「県立農大」が24.7%の順。
- 教育内容は「農業機械」72.9%に比べ、「労災」43.9%、「農業」35.5%と割合が低い。

**Data** 労働安全衛生教育機関 n=93



**Data** 労働安全衛生教育内容 n=107



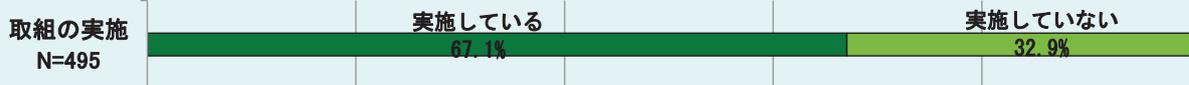
(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P124-125

# 44

## 農作業安全に向けた取組み § 現在および今後の対策

- 農作業事故防止のための取組みを実施をしている経営体は67.1%。
- 対策として「労働安全責任者の配置」「ヒヤリ・ハットした体験の報告」「安全情報のチェック」を行っている経営体の割合は低い。



**Data** 農作業事故防止の具体的な内容に対する取組みの有無、平均重要度（複数回答 n=332）

内容	取組有	平均重要度	取組無	平均重要度	内容	取組有	平均重要度	取組無	平均重要度
農業・燃料等の適切な管理	71%	4.6	29%	4.3	事故の恐れのある作業環境の改善	55%	4.6	45%	4.3
従業員の労働時間管理	68%	4.5	32%	4.1	免許の取得・更新の定期的な確認	55%	4.7	45%	4.0
従業員の適正配置	65%	4.4	35%	4.1	服装・防護具の確認	54%	4.7	46%	4.0
危険な作業に対する具体的指示	65%	4.7	35%	4.3	危険を伴う作業への制限	46%	4.7	54%	4.5
従業員の健康状態の確認・管理	61%	4.6	39%	4.2	始業前、事故時の緊急対応確認	45%	4.7	55%	4.0
機械等の点検・整備の実施	61%	4.6	39%	4.3	労働安全責任者の配置	43%	4.8	57%	4.0
法人内での労働安全教育	59%	4.8	41%	4.4	「ヒヤリ」・「ハット」とした体験の報告	30%	4.6	70%	4.0
作業段取り・手順の安全化	58%	4.6	42%	4.2	安全情報のチェック	27%	4.1	73%	4.0

※平均重要度とは、項目を以下のポイントに換算した平均値。

「重要でないと思う」1ポイント、「あまり重要でないと思う」2ポイント、「どちらともいえない」3ポイント、「やや重要と思う」4ポイント、「重要と思う」5ポイント

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P112-123

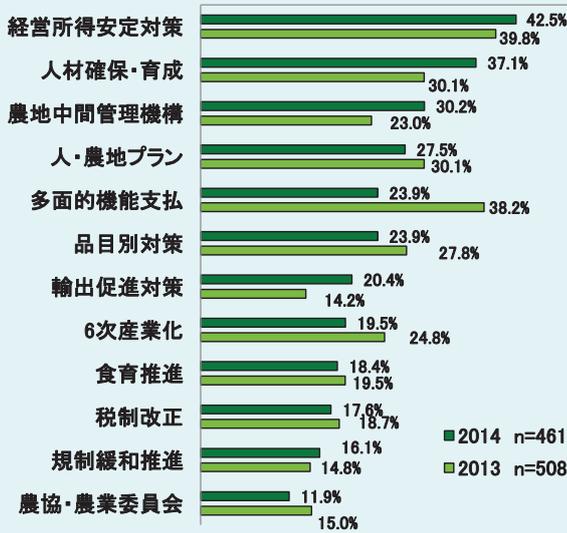
# 45

## 制度・政策

### § 政策提言すべき制度・政策について

- 政策提言すべき制度・政策は、「経営所得安定対策」が42.5%で最多。
- 業種別の最多回答は、稲作が「経営所得安定対策」60.4%、野菜が「人材確保・育成」46.2%、その他耕種等が「人材確保・育成」45.9%、畜産が「経営所得安定対策」51.2%。

**Data** 政策提言すべきと思う制度・政策について(複数回答)



項目・業種	全体 N=461 (100.0%)	業種			
		稲作 n=164 (35.6%)	野菜 n=104 (22.6%)	その他 耕種等 n=109 (23.6%)	畜産 n=84 (18.2%)
経営所得安定対策	42.5%	60.4%	28.8%	22.0%	51.2%
人材確保・育成	37.1%	25.0%	46.2%	45.9%	38.1%
農地中間管理機構	30.2%	39.0%	29.8%	28.4%	15.5%
人・農地プラン	27.5%	31.7%	29.8%	27.5%	16.7%
多面的支払 (日本型直接支払)	23.9%	39.0%	15.4%	14.7%	16.7%
品目別(野菜、果樹、 畜産等)対策	23.9%	9.1%	25.0%	29.4%	44.0%
輸出促進対策	20.4%	21.3%	20.2%	24.8%	13.1%
6次産業化の推進	19.5%	14.0%	17.3%	26.6%	23.8%
食の信頼確保・食育推進	18.4%	15.9%	18.3%	18.3%	23.8%
税制	17.6%	15.9%	14.4%	16.5%	26.2%
規制改革	16.1%	11.0%	15.4%	15.6%	27.4%
農協・農業委員会	11.9%	15.9%	14.4%	9.2%	4.8%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P148-149

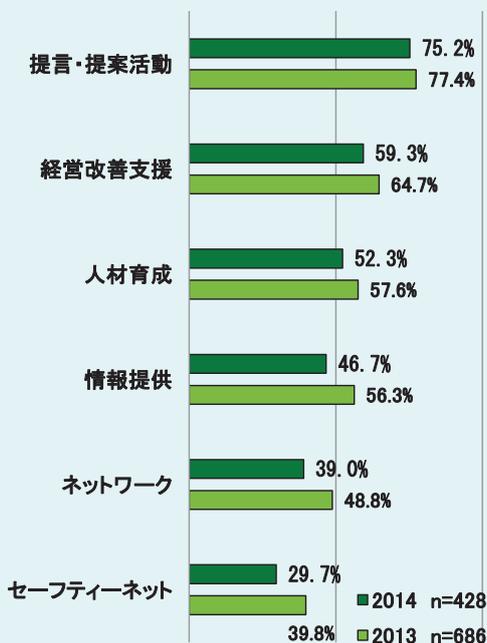
# 46

## 当協会活動

### § 当協会活動に期待するもの

- 当協会に期待する活動・サービスは、提言・提案活動75.2%、経営改善支援59.3%。

**Data** 当協会に期待する活動・サービス等について(複数回答)



項目・業種	全体 N=428 (100%)	稲作 n=138 (32.2%)	野菜 n=107 (25.0%)	その他 耕種等 n=105 (24.5%)	畜産 n=78 (18.2%)
提言・提案活動	75.2%	80.4%	65.4%	72.4%	83.3%
政策への提言・提案	53.7%	58.0%	46.7%	49.5%	61.5%
国との情報交換	47.2%	51.4%	41.1%	44.8%	51.3%
経営改善支援	59.3%	68.8%	51.4%	65.7%	44.9%
販路開拓支援	39.5%	48.6%	34.6%	43.8%	24.4%
輸出促進	20.6%	23.2%	18.7%	25.7%	11.5%
取引先信用調査	22.7%	27.5%	15.0%	27.6%	17.9%
人材育成	52.3%	44.9%	57.0%	59.0%	50.0%
合同会社説明会	15.0%	12.3%	15.0%	17.1%	16.7%
農業インターンシップ	26.4%	17.4%	28.0%	35.2%	28.2%
外国人技能実習生	20.6%	9.4%	30.8%	25.7%	19.2%
新任研修	15.4%	13.0%	12.1%	21.9%	15.4%
情報提供	46.7%	52.9%	39.3%	47.6%	44.9%
アグリビジネス経営塾	37.1%	43.5%	28.0%	38.1%	37.2%
農業法人名鑑	11.0%	9.4%	7.5%	15.2%	12.8%
農業法人白書	11.4%	10.1%	10.3%	12.4%	14.1%
ネットワーク	39.0%	47.1%	33.6%	35.2%	37.2%
全国セミナー・ブロック交流会	35.5%	42.8%	32.7%	32.4%	30.8%
ファーマーズ&キッズフェスタ	8.6%	11.6%	5.6%	5.7%	11.5%
セーフティーネット	29.7%	31.9%	28.0%	33.3%	23.1%
傷害保険制度	25.0%	29.0%	19.6%	27.6%	21.8%
天候デリバティブ	8.4%	7.2%	13.1%	9.5%	2.6%

(公社)日本農業法人協会 「農業法人白書2014」

統計表P150-153

## 2. お役立ち情報

ページ

### (1) 農業情勢

28

- ・オランダに学ぶべきは「現在に安住しない農業」
- ・なぜネットでコメが売れるのか
- ・求められる価値訴求型農産物への戦略
- ・空前の日本食ブームを輸出拡大にいかにつなげるか

### (2) 農業経営

34

- ・雇用型経営の形成と多角化
- ・農業経営における法人化の効果
- ・マネジメントサイクルに沿った農業経営改善支援システム CAPSS
- ・土地利用型農業における生産性の停滞

### (3) 食と農<野菜の健康機能>

41

- ①大根の機能性と、ベジファースト
- ②ネギ、玉ねぎの辛味成分～硫酸アクリル
- ③ピーマン、なすの機能性成分～ポリフェノール
- ④レタス、白菜の健康機能～免疫力
- ⑤消費者庁の食品機能性表示制度が来年4月スタート

### (4) 税務

50

- ・農業の会計に関する指針① 耕種農業における交付金の計上
- ・生産性向上設備投資促進税制
- ・平成27年度税制改正
- ・農業法人による出資と受取配当金等の益金不算入制度の見直し

### (5) 法務

56

- ・改良品種の登録と保護
- ・経営者保証に関するガイドライン
- ・地域団体商標
- ・地理的表示

### (6) 雇用改善

60

- ・パートタイマーと育児休業
- ・パートタイマーの有給休暇
- ・最低賃金と賃金支払の5原則
- ・農業と割増賃金

### (7) 農業金融

67

- ・新規就農者向けの資金がリニューアル！！
- ・「初めての輸出」をサポートしています～事前準備から輸出手続き、販売支援まで～

### (8) 農と医療福祉<広がる障害者の農業分野での就労に向けた取組>

71

- ①農業・農村にとっての「農」と福祉の連携の意義
- ②農作業受託を通じた農家と社会福祉法人等との連携
- ③農作業受託を通じた農家と社会福祉法人等との連携
- ④障害者福祉施設による農業への本格参入
- ⑤障害者福祉施設による農業への本格参入

### (9) その他

78

- ・6次産業化に伴うリスクへの対応 生産物賠償とリコール（回収費用）
- ・農業経営における収益安定型経営をサポートする『天候リスク』ヘッジ制度（天候デリバティブ）の活用
- ・農業法人投資育成制度による投資を規模拡大等に活用しませんか？
- ・最近の肥料情勢
- ・日本農業経営大学校学生からの学校紹介

### (10) レポート

88

- 農業労災予防に関する実態調査結果

## 〔農業情勢〕

## オランダに学ぶべきは

## 「現在に安住しない農業」

農業ジャーナリスト

青山 浩子

2月にオランダに行く機会を得た。アメリカに次ぐ世界第二位の農業輸出国、ITC（情報通信技術）を用いた生産性の高い施設園芸農業・・・など肯定的な能書きで表現される同国の農業だが、私が強く感じたことは「現在に安住せず、変化を恐れない農業」への姿勢だ。

同国の農業は最初から国際競争力を持っていたわけではない。海拔の低さでよく知られている同国は1953年に大水害を被った。これをきっかけとし、防波堤や道路などのインフラ整備とあわせ、農地の区画整備を大々的におこなったという。農地を集積し、再び農家に配分するというやり方だ。1990年代にも農地集積は繰り返された。

大改革したのは農業分野だけではない。国そのものが経済危機に瀕したこともある。1960年代に発見された天然ガスの輸出で得た外貨収入によって、同国は社会保障制度を充実させた。ところが輸出拡大により自国通貨だったギルダー（現在はユーロの価値）が上がり、国内製造業の国際競争力が下がった。すると手厚い社会保障関連費が重荷となって財政が悪化するという「オランダ病」を患った。80年代前半のことだ。

難局を乗り切ろうと、自国の強みを徹底的に洗い出した。答えは物流。EUのど真ん中にあり、しかも国全体が平坦だ。スキポール空港をハブにして水路、陸路を絡ませればEU全土に迅速に安くモノを運ぶことができる。

スキポール空港とロッテルダム港をその拠点にした。世界中の船や飛行機が入りやすいように効率的な物流網を構築し、税関や検疫の手

続きを簡素化するなどソフト面も充実させた。

「お客さん。うちを使うのがいちばんお得で、お安いですよ」とPRするだけのインフラを整えた。

農業はこの物流インフラとともに発展してきた。スキポール空港から15分～30分以内のところに花きや野菜の大型ハウスが立ち並ぶ。

私が訪ねたのは南ホラント州ホンセラーズデイクにあるトマトワールド。施設規模は17ヘクタールで6戸のトマト農家で設立したが、種苗メーカーや資材メーカー、金融機関など多数企業からも出資を受け、大玉とミニトマトで80種類を作っている。日本の品種も栽培している。

大玉トマトの収穫量は10アールあたり60～70トン。工場地帯で余剰になったCO2を活用することで生産性が3割上がったそうだ。日本でも多いところは30トン（養液栽培）穫る農家がいるそうだが、オランダの半分だ。

しかもトマトワールドの園主から「化学農薬は不使用で生物農薬のみで対応している」と聞いて驚いた。同国の施設園芸も従来は化学肥料や農薬に依存してきたが、主要な輸出先であり、オーガニック市場が拡大してきたドイツから敬遠されたこと、窒素養分が海や河に流出するなど環境問題が深刻化し、生物農薬への転換を後押しした。施設栽培農家には直接的な補助金は出ないが、環境保全型農業などイノベーションに取り組む農家への研究費が出る。「他の農家も導入できるような技術開発には政府も支援しますよ」という姿勢だ。

視察先でもっとも驚いたのは世界最大の花き市場フローラホランドだった。卸売市場だが、運営するのは自治体ではなく花き農家。5千弱の花き生産業者がオーナーであり、出荷者でもある。

何しろ扱う量がすごい。切り花だけで年間約80億本。世界中の花の価格がここで決まるというほどの影響力を持っている。扱う切り花の40%はケニア、エチオピア、イスラエルなどか

## お役立ち情報

らの輸入もの。競られた花の 80%はオランダ以外に輸出される。

スケールの大きさに圧倒され通しだったが、最も心に残ったことは、世界一に上り詰めたフローラホランドが現状に安住せず、すぐそこまで来ている変化を直視し、次の一手を考えている姿勢だった。

「すぐそこまで来ている変化」とは具体的にアフリカや中南米など花産地の台頭だ。フローラホランドが扱う切り花の半分がバラで、その多くをケニアから輸入し、再び世界各国へと輸出される。ところがケニアにしてみるとオランダまでの航空運賃が大きな負担になっている。もしケニアがフローラホランド同様の品質管理を身につければ、わざわざオランダを経由せず、消費国に直接輸出したほうが安上がりだ。フローラホランドの広報担当 Gijs Kok 氏は「われわれは世界に冠たる販売システムを構築してきたが、このような状況変化にも対応していく必要がある」と真剣なまなざしで語った。

どう対応していくのかが気になるころだが、Kok 氏は「ビジネスチャンスがあるところに我々も出て行くだけ」といい「仮にケニアが消費国に直接輸出するなら、ケニアに対しマーケティングや国際取引ノウハウ、物流ノウハウなど我々が培ってきたことをコンサルすることもひとつの方法」という。また、野菜や果物など生鮮品の流通システムの構築をめざすアジア諸国にも視野を広げていくつもりだという。

世界一の花き市場なのだし、ふんぞりかえっても不思議ではないが、Kok 氏の話しぶりはまったく逆だった。いや世界一の花き市場ゆえ、次の一手への対応が早いのだろう。

日本でもオランダの農業を見習おうと、施設園芸農業の強化を目的とした事業が 14 年から導入される。50 億円の予算をかけ、6 カ所の産地で関連企業を巻き込みながら生産性の高い作物づくりをめざすという。オランダからも技術やノウハウの提供を受けるかもしれない。それ

だけでなく、自国の強みを最大限活かしつつ、常に攻めの姿勢に立つオランダ農業の“精神”の部分もセットで取り入れていくべきだと思う。

アグリビジネス経営塾第 618 号（平成 26 年 8 月 7 日発行）

### 〔農業情勢〕

#### なぜネットでコメが売れるのか

農業ジャーナリスト

青山 浩子

コメも売り方次第、仕組みの作り方次第——。2014 年 7 月 16 日に開催された第 7 回日本生活協同組合連合会（日生協）指定産地研修会に参加し、実感した。日生協がコメの取引をしている全国の指定産地の関係者を招いて毎年開催している。

前半では生協と産地をつないでいる米卸業、日生協の商品担当者らが発表した。共通の話題は“減り続けるコメの需要にどう対応するか”。「5kgのコメを食べるのに 1 ヶ月以上かかる」「2 人暮らしだと一日 2 合も炊けば十分」と発表者自ら、コメを食べなくなっていることを吐露。一方で高いコメを買う消費者と安さを求める消費者の 2 極化もきわだっており、両方を見据えた商品開発の重要性を主張した。

需要量の 1/3 を占める業務・加工用もきびしい環境だという。12 年産米に相場が高騰し、外食・中食を中心に業務用米の需要者は高いコメが買えなかった。とって納入価格も上げられず、苦肉の策としてコンビニのおにぎりに使うごはんの量を 100g から 90g に、にぎり寿司も 2g（5～6 粒）減らして対応した。現在、米価は下がったものの、寿司の場合はネタが円安などで高くなり、寿司飯の量は戻っていない。おにぎりはもともと炊飯業者が薄利で製造していたこともあり、米価値下がり後もやはり 100g に戻っていないようだ。結果的にコメの需要を減らすことになった。

多少暗い雰囲気は漂う会場に突如、「うちは

## お役立ち情報

コメの売り上げが毎年200%伸びています」という発表者が現れ、会場内が騒然となった。アマゾンの食品飲料事業部の担当者だった。インターネットでコメが売れていると話には聞いていたが、担当者から直に話を聞いて目からうろこだった。

アマゾン、1995年にジェフ・ベゾス氏が米国で創業したベンチャー。ネット上で各種商品を消費者に販売する“オンラインストア”だ。私も時折、本やDVDを注文するが、いまでは家電、食品、なんと最近では中古車も扱っているという。本拠地である北米では1/3の売上が書籍以外による売上、日本を含む北米以外では、半分近くが書籍以外の売上と聞いて驚いた。

売上は745億ドル（約7兆5千億円）で、日本での売上が約10%を占める。日本市場は毎年10~15%の伸びを示す優良市場だそうだ。月間にアマゾンを訪れる日本のビジターは4000万人。担当者は「プロ野球の球場に訪れる年間のお客さんのトータルとアマゾンのサイトの月間のお客さんが同じ数です」と自信たっぷり。これだけのケタの数字を挙げるのだから、自信たっぷりになるのもうなずける。

日本市場では食品飲料関連の販売高が3年で6倍に増えた。特にコメ、飲料といった重量のあるものが特に人気とのこと。食料飲料の注文が増えた背景として、モバイルが普及し、パソコンを使わない女性であっても気軽に使えるようになったこと、東日本大震災以降、産地や情報を選んで購入する消費者が増えた点を挙げた。

200%伸びているというコメの売上高は、残念ながら内部情報とのことで非公開だった。しかしどんな商品が人気なのか、なぜ伸びているのかという秘訣は教えてくれた。

売れ筋は「健康」「手軽さ」といったキーワードで括られる商品。ある時期のランキング上位の商品名を挙げてくれたが「タニタ食堂の金芽米4・5kg」「金芽米(無洗米)10kg」「北海道

産白米ななつぼし10kg」「北海道産白米ゆめぴりか5kg」「ふんわりごはん特盛り国内産100%(100g×24個)」など。逆に古米も売れ筋とか。

アクセスした人がどの情報に注目しているかを分析したところ、「農薬使用状況」「作り手の思い」に関する情報をじっくりと長い時間をかけて読んでいるという。そこで、さらに売上が伸びるように、安全性へのこだわりや、生産者(産地)の思い入れがより伝わるように仕入れ先の業者にパッケージを作り替えてもらったり、商品説明文にしても平坦な文面ではなく、“売り”の部分、つまり最も自慢できる部分を際立たせて作成してもらう。情報のメリハリをつけることで確実に売上アップにつながるそうだ。

さらに、一度注文した人にリピートしてもらえるように、購入1ヶ月後(時期は注文者が決められる)に、自動的にリマインドメールを送り、「前回よりも5%安い価格でいかがですか」とおすすめる。「必要なければ“要りません”とキャンセルできますが、実際にキャンセルする人はほとんどいません。これが売上アップにつながっている」と担当者。

講演後の懇親の席で、「アマゾンの話に衝撃を受けた」という人もいたが、ある生協の関係者の一言が頭に残った。「安全性のこだわり、産地の思いを伝えるということはまさに生協がやってきたことなんだよな」。

まさにその通り。アマゾンはコメ販売については特に目新しいことをやっているわけではない。しかし驚異的に早い注文から配送までのシステムと、それを可能にするロジスティクス機能を持っていることが、コメのビジネス拡大を可能にしたのだろう。

アマゾンがここまで食ビジネスに食い込んでいるとは知らず、情報収集力のなさを反省させられた。生産者も産地の関係者も、「売れない」「食べない」と嘆いてばかりではだめだ。伸びている業界の戦略を徹底研究するか、または連

携も視野に入れながらどうすれば需要を伸ばせるかを考えることが大事になってくる。

アグリビジネス経営塾第 627 号（平成 26 年 10 月 30 日発行）

〔農業情勢〕

求められる価格訴求型

農産物への戦略

農業ジャーナリスト

青山 浩子

米が安い。稲作農家には喜べない事態だ。唯一救いがあるとすれば消費が戻ることだろう。スーパーや量販店がここぞとばかりに低価格で売っている。これに乗じて 2 kg を買っていた人が 5 kg を買うなど、売れ行きが伸びれば需要拡大にはなる。だが、ある米卸の話を知ると、「安くなってもうち（卸）からスーパーへの納入量が増えたわけではない」という残念な返事だった。

それどころか「実需者はどんな米を求めているのか」と尋ねると、よどみなく「業態を問わず安い米」ときっぱり言われた。「もちろん品質の安定が大前提ですが」と追加。

ここでいう品質とは味のことでない。異物混入がないかどうかということ。いまではどのカントリーエレベータやライスセンターでも色彩選別機を導入している。玄米で受け入れた卸も精米の過程で選別機をかける。それでも取り切れない異物が混じるのだそうだ。「完璧に除去するのは難しいが、産地には協力をお願いしている」と担当者。

意外なことに米のおいしさ、食味についての言及はまったくなかった。おいしくなくてもいいということではなく、どこで作られる米もすでにおいしいということなのだろう。それ以上に低価格に対する強烈な要望が量販店やスーパーから寄せられているということだ。

もっともすべての消費者が安い米を求めているわけではないだろう。近年はインターネッ

ト通販、生産者からの直接購入など入手経路が分散している。前回、このコーナーで書いたようにアマゾンを通じて売れる米は健康や機能性をうたう米だというし、生産者から直接購入する消費者は味や栽培方法などを重視するはず。だがスーパーや量販店で買う消費者、そして業務・加工需要先が求める第一条件は「価格」なのだ。

その流れで「稲作産地や農家に求めたいことは何か」と聞くと「まずコスト削減」。「ただ、一方的にこちらの要望を押しつけるだけでは取引は継続しない。生産者には多収米の導入や肥料を増やすなど反収をあげてもらいたい。反あたりの所得が上がれば、双方にメリットが出てくる」。

この会話に「勝手な話をいうもんだなあ」と憤慨する生産者がいるかもしれない。ひと昔前まで「量は作るな。施肥量を控えて食味を上げて」というのが実需者の要望だった。実際、生産現場を訪ねると、生産者の大半は「収量は抑え気味にして、食味をあげることを重視している」と答える。各県の農業振興計画をみても「付加価値の高い米づくり」「ブランド米としての販売強化」という文字が並ぶ。

しかし、いまの社会情勢、景気の動きから消費者がこれまで以上に価格に敏感になっていることは事実。生産現場での米づくりと実需者が求める米にはかなりのギャップが生じていることになる。

米だけでなく牛肉もそうだ。子牛不足から、枝肉の相場は依然高止まりしているが、消費の現場では低価格帯の肉の引き合いが強く、ロースなど上物の肉は動きが鈍いという。だが生産現場ではあいかわらず、脂ののりきった高級和牛にネーミングをつけて、売りだそうとしている。

単価が安い商品の中にもビジネスチャンスはある。某大手量販店の女性社員と話す機会があった。彼女いわく「たとえばりんご。店頭で並ぶのは中・大玉りんごですが、お客さんの要

望があるのは小玉なんです」という。そこで先日、青森県のあるりんご産地のJAの組合長にその話をしてみた。

提案は見事に却下された。「小玉はおいしくない。りんごは開花から収穫までに180日ほどかける。収穫の時点でいちばんおいしく、養分的にもベストになるように品種や栽培技術などすべてが制度設計されている。小玉は未熟果。たとえ出荷しても安い価格しかつかない」と一刀両断されてしまった。

もし小玉に適した品種を選んで、収穫時期に食べ頃になるような技術を用いたらどうなるだろう。その上で「小玉は安いんだ」という固定観念から抜け出し、スーパーに売り込んでみたら……。そうすればいままでにない小玉の値付けがされるのではないか。

品質を極めるものづくりが日本の農業の専売特許である。これらを必要とするマーケットがなくなるわけではないし、輸出においても強い武器となる。だが国内市場全般を俯瞰すると、付加価値商品をねらうプレーヤーが多いわりに、ニーズが高まっている大衆向けの商品をねらうプレーヤーが少ない。

実需者に応える米づくりをしている稲作農家もいる。作期の異なる品種を組み合わせることで機械稼働率をあげることでコストを削減したり、各県の奨励品種にはなっていないだけでも業務・外食向けにマッチした多収穫米を選択したりしている。だが全体から見ればごく一部の動きだ。

「価格に見合わない」と言ってしまうまでもだが、やり方次第で新たなマーケットを作れる商品は小玉りんごだけではないだろう。まだ埋めきれないマーケットが残っていることは、それだけ農業には多くの可能性があるということでもある。

〔農業情勢〕

空前の日本食ブームを  
輸出拡大にいかにつなげるか

農業ジャーナリスト  
青山 浩子

「米国経済が再び活気づいている」―。2015年正月に読んだ新聞で何度となく目にした。コストの面では長らく中国に負けていたが、中国での人件費高騰により、相対的に米国のコスト競争力が回復し始めたという。シェールガスを始めとするエネルギー面の優位性も経済力を後押ししている。波に乗る米国経済に日本の農業はどう対応すればいいか。

日本の農林水産物の国別輸出額のランキングをみると、米国は香港について第二位。空前の日本食ブームでもある。米国内にある日本食レストランは14,000店舗以上。10年前に比べ倍増している。日本の農畜水産物の輸出を拡大するには絶好のチャンスといえる。

14年末にニューヨークを訪れた。日本食の人気ぶりは想像以上だった。繁華街を歩けば日本食レストランの看板が目につく。ニューヨーク市内だけで700店舗の日本食レストランがあり、市の中心にあるマンハッタンだけで400軒と超えるという。

日本で多店舗展開している「大戸屋」のニューヨーク一号店を訪れたのは正午。ニューヨークだけで3店舗を出している。訪ねた時すでに客席は満席。「20分以上は待ってもらおう」といわれ、私の横に並んでいた韓国人3人組は「(午後の仕事に)間に合わない」と残念ながら帰って行った。

ようやく席に案内されると、横の席では白人が「焼き鳥丼」を上手に箸を使っておいしそうに食べていた。私は焼きサバ定食を注文。日本で食べる味とほぼ同じだったが、税金やチップを入れて25ドル(約3,000円)。こんなに

## お役立ち情報

高いにも関わらず行列を作るほどブームなのだ。

翌日、博多ラーメンチェーン「一風堂」でもっと驚いた。11時過ぎに訪れたこともありすぐに着席できたが、続々と客が集まり、12時前には満席に。独特の臭いのある豚骨ラーメンを、箸を使っておいしそうに食べている。ラーメンに煮卵（2ドル）を追加し、税金・チップを含むと20ドル（約2,400円）だ。

この日本食ブームが日本の農畜水産物の輸出拡大にどれほど貢献しているかという点、残念ながら貢献度は低い。米国に向け輸出されている日本産食品（13年）をみると、金額が大きいものはホタテ、ブリ、ソース混合調味料、清酒、緑茶・・・と水産物と加工品に集中している。

なぜ、まとまった量を使いそうなコメ、他と差別化を図ることができる牛肉は上位に上がってこないのかという点、コメはカリフォルニア米にシェアを握られ、牛肉は米国内で飼育されているwagyu、また和牛とアンガスの交雑であるwashugyu（和州牛）が市場をしっかりと確保しているからだ。

日本産と米国産の米をともに扱っている日系スーパー「サンライズ」では、カリフォルニア産コシヒカリが1kg換算で3ドル（約360円。ただし特売価格）。一方、山形県産つやひめが1kg換算で9.6ドル（約1,156円）と約3倍。有機栽培米はアグリ山崎（茨城県）さんのコメが指定席を確保。懸命な営業活動を知っているだけにうれしかった。

全農がニューヨークに置いている事務所、全農米国組買は和牛の輸出拡大に力を入れている。現地職員が精力的に営業をおこない、高級レストランを中心に販路を広げている。これまでに高級すし店、フランス料理店などで扱っているそうだが、価格を聞いてびっくり。たとえば和牛のにぎりずしは1貫で8ドル（約963円）。コースの一品に和牛が使われているというフランス料理がコースで300ドル（約36,

000円）。こうした高級店でないと和牛は使われないようだ。

和牛は米国産牛肉でもランクの高いアメリカンプレミアムと比べ～5倍高い。和州牛と比べても3倍ほどの価格差がある。これらを使うには相当高級なレストランになるのだろう。同じ米国でも東海岸は、西海岸と比べ輸送費が高くなる。だがこれだけ価格が高いと一般の人の口にはなかなか入らない。

日本産食品の市場拡大にむけて大きな課題がもうひとつある。食品安全に関するハードルが高く、日本で流通している食品がそのまま米国で通用するわけではないという点だ。たとえば次に該当する食品は米国は輸入を許可していない。1) 動物防疫の観点から畜肉やそのエキスを含む製品、2) 植物防疫の観点から一部品目（生姜、ごぼう、しそ、いちごなど）を除く青果物、3) 米国で認められていない食品添加物や着色料を含む食品、4) 対米輸出 HACCP 認証を取得していない水産物・・・。こうしたハードルを乗り越えるだけでも大仕事だ。

さらに、中国人や韓国人のように現地のコミュニティが強くないこともネックだ。中国人はチャイナタウン、韓国人はコリアタウンを形成し、その中で食料品店や飲食店や美容院などの店舗がひしめきあい、食料品も流通している。韓国系のスーパー「ハイマート」で売られる野菜は韓国系米国人が作っているという。一方、日本人は彼らのようにタウンを作らず、個々が米国社会に溶け込んできた。これ自体は純粋な国民性によるものだが、もしジャパニーズタウンがあれば、日本産食品の市場拡大の土台になっていたと思う。

ないものねだりをしても仕方ない。日本から送ってこそ価値がある商品で、現地でニーズの高い商品を次々に発掘し、売り込むしかない。高額ゆえに狭い市場しか狙えないならば、「どこまで価格が下がれば市場が広がる」という具体的情報も日本の生産者には役立つ。

政府が輸出拡大を重要施策にかかげている。

## お役立ち情報

円安の影響もあって「日本農産物の輸出額は史上最高」という記事も出ている。だが生産者が「輸出が伸びたおかげで需要が回復した」と実感できるようになるには、官と民の役割分担を明確にさせるところから始める必要がある。

ニーズの高い商品把握、根気が求められる営業は完全なるビジネス。これは民の役割だが、結果が出るまでに時間はかかる。短期で利益を出すことが求められる商社は手を出しにくい。となると輸出専門会社を立ち上げるか、商社機能を持つ全農がこの役割を担っていくことになる。官には官でないとできないこと（輸出品目拡大のための相手国の交渉、HACCP 認証取得のための助成など）をおこなう。「官民あげて輸出拡大を」とは勢いのある言葉だが、「日本の農産物は高品質だからいくらでも輸出可能だ」という楽観論だけでは輸出は伸びない。ニューヨーク訪問でつくづく実感した。

アグリビジネス経営塾第 608 号（平成 26 年 5 月 1 日発行）

### 〔農業経営〕

#### 雇用型経営の形成と多角化

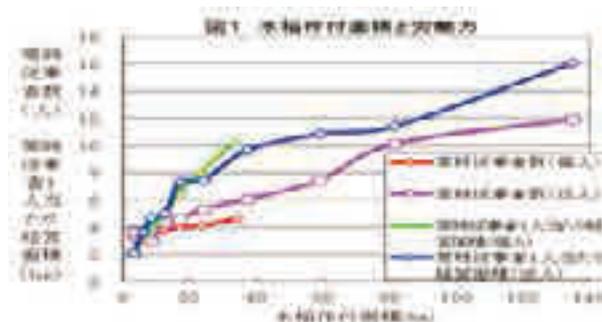
農研機構 中央農業総合研究センター  
企画管理部 梅本 雅

#### S 大規模経営の経営実態把握の必要性

土地利用型の農業経営では、近年、規模拡大が急速に進んでいます。大規模経営の経営内容は、今後の農業経営の展開方向について有益な示唆を与えると考えられます。この点について、農林水産省の経営統計調査でも 20ha ぐらいの規模までの経営の姿は確認できますが、今日出現してきている 100ha を超える大規模経営の実態は十分把握できません。そのため、大規模経営がいかなる事業展開を図ろうとしているかを把握することを目的に、日本政策金融公庫の融資先データを用いて解析を行いましたので、その結果を紹介します。

#### 労働力構成から見た経営の類型

経営展開を規定する要素に、労働力があります。日本の農業経営は家族経営が中心ですが、通常、労働力は家族員に限られるので、事業内容にも自ずと制約が生じます。しかし、雇用労働力の導入により、経営発展の可能性は大きく変わります。図 1 は、水稻の作付規模別の労働力数を示したものです。



この図を見ると、まず 20ha ぐらいの規模までは常時従事者は概ね 4 人ぐらいであり、2 世代の従事者として、家族労働力を中心に経営が展開されていることが分かります。それが 20ha から 40ha になると、従事者数は 4~6 名となり、家族労働力に加え 1~2 名の雇用を入れる経営となります。なお、このような類型までは法人化していない個人経営も確認できます。

一方、60ha を超えると、法人格を持った経営が一般的となります。常時従事者も 8~16 名になり社員数としてもかなり多くなってきます。すなわち、経営展開としては、①家族経営から、②家族プラス 1~2 名の常時雇用経営、さらに、③従業員数名以上を雇用するいわば会社型の雇用型経営というように、最近の水田作経営は規模に応じてその姿を変えてきていることが分かります。

なお、常時従事者 1 人当たり経営面積は、規模が大きくなるほど増加する傾向にあり、大規模経営になるほど粗放的な作目構成となるか、あるいは、高能率な機械の導入による効率化が図られていると考えられます。ただ、この 1 人当たりの経営面積は個人経営も法人経営もほとんど変わりません。これは、用いる技術体系は同じなので、法人経営が作業の効率が高いわ

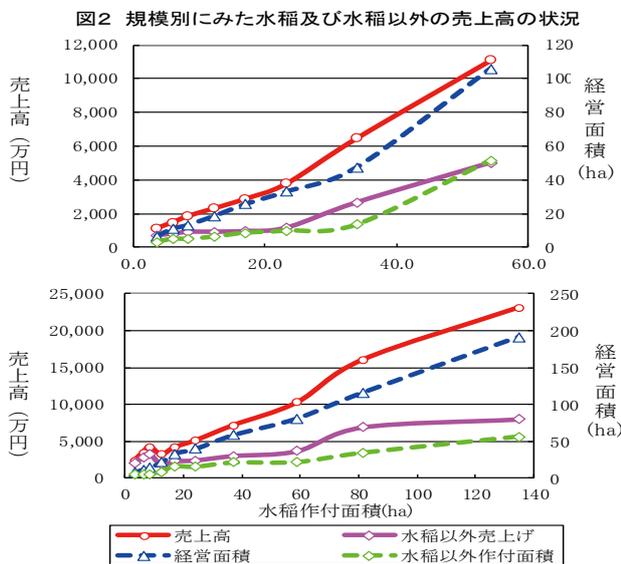
## お役立ち情報

けではないということを反映しています。

### § 規模拡大と多角化

一方、図2は、規模拡大と多角化の関係を見たものです。

なお、公庫のデータには売上高の内訳がありませんが、水稻の売上高は通常は面積に比例するので、10a 当たり一定額の売上げがどの規模でも共通して得られるという前提のもとで水稻販売額を計算し、全体の売上高からそれを引いたものを水稻以外の売上高として分析を行いました。このような前提をおいているので、経営全体の売り上げは、水稻以外の作物の作付面積や売上高の動きに影響されることとなります。



まず、規模が小さい10ha未満層について見ると、経営全体の売上高も少ないですが、水稻の販売額も小さいので、経営全体の中での水稻以外の売上高の割合は大きくなります。その経営戦略上の意味合いは多角化が進んでいるということになりますが、この点は、法人経営で顕著に表れています。

それが、そこから10~20haぐらいまでの、いわゆる稲作の最小適正規模と言われるトラクター、田植機、コンバイン等の機械1セットを効率的に稼働できる規模までの間は、規模拡大が進められるとしても水稻以外の売上高はそれほど変わらず、水稻の売上高のみが増えて

いきます。このことは、稲作を中心とする規模拡大が進展していることを意味します。このように、個人経営で20ha、法人経営で60haくらいまでの規模の経営では、このような多角化よりも、規模拡大を中心とする事業展開がなされます。

しかし、これらの規模、すなわち、上記の労働力との関連では、個人経営では1~2名の常時雇用が導入され、また、法人経営では明らかに雇用型の経営として展開される規模を超えると、ここからは再び水稻以外の売上げの割合が増えるようになります。これは、多角化の動きが強まっていること示していますが、その理由は、上記のように雇用労働力が入ってきますので、年間を通じた就業機会を確保するという意味合いもあって多角化が展開していると考えられます。あるいは、専門的な知識、能力を持った者を雇用したことで、多角化が進んだとも言えるでしょう。

なお、図に示すように、水稻以外の作付面積が増えることに加え、特に80ha以上の法人経営では、水稻以外の作物の作付面積の増加以上に水稻以外の売り上げが多くなっています。単位が異なるので直接的な比較は出来ませんが、いわゆる作付作物数が増えるという水平的多角化に加え、直接販売や加工・高付加価値化など、垂直的多角化と呼ばれる取り組みがなされてきていることが分かります。

このように、機械の稼働面積が十分確保出来ない小規模経営での多角化(水平的多角化=複合化)と、80haを超えて雇用も導入するような大規模経営での多角化(水平的多角化+垂直的多角化)という2種類の多角化が進展していると言えます。

### § 今日の水田農業の特徴

今日の水田農業の特徴は、家族経営に加えて、雇用労働力を導入した経営が広く展開してきているということです。また、経営規模に応じた多角化が図られています。特に、雇用労働力の導入と多角化は密接に関連しており、その意

表 同一規模階層における個人経営と法人経営の経営概要・経営収支の比較

水稲作付面積規模階層	経営面積 (ha)		常時従事者数 (人)		常時従事者 1 人当たり経営面積 (ha)		売上高 (万円)	
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
7~10ha	13.3	13.9	3.5	3.0	3.8	4.7	1,844	4,229
10~15ha	18.4	21.2	3.7	4.3	5.0	4.9	2,283	3,206
15~20ha	25.5	33.2	3.9	4.6	6.5	7.3	2,861	4,167
20~30ha	33.0	39.6	4.1	5.3	8.1	7.4	3,762	5,094
水稲作付面積規模階層	経営面積10a当たり売上高 (万円)		経営面積10a当たり経営費 (万円)		常時従事者 1 人当たり売上高 (万円)		常時従事者一人当たり労働報酬 (万円)	
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人
7~10ha	15.0	37.5	11.0	30.1	542	1,259	170	626
10~15ha	13.2	17.2	9.2	14.6	647	1,081	226	486
15~20ha	12.3	14.8	8.2	11.4	781	1,296	294	484
20~30ha	12.2	13.9	8.3	12.0	979	1,416	355	652

資料：日本政策金融公庫の融資先のうち稲作販売金額が1位の個人経営1375事例、法人経営323事例のデータをもとに整理した。労働報酬は、個人経営は「農業所得+労務費（売上原価）+人件費（販売管理費）」、法人経営は「役員報酬+労務費（売上原価）+人件費（販売管理費）」をそれぞれ常時従事者数で割って算出しており、必ずしも同じ基準では比較できてはいない。年次は2010年度のものである。

味では、雇用労働力を導入する大規模経営の経営戦略においては、ファームサイズとビジネスサイズの両者の拡大が進められていると言えます。このように、単なる規模拡大だけではない事業戦略が進められている点に、今日の大規模経営の特徴があると言えるでしょう。

あげられています。当然ながら、法人登記がそのようなメリットを生み出すわけではありませんが、個人経営に比較し、法人経営で相対的にそれらの効果がより大きく発現していることも事実かと思えます。

但し、実態面で法人経営がどのような状況にあるのかは確認が必要です。そのため、法人格の有無によって個人経営と法人経営とで収益性にどの程度の違いが生じているかを分析しましたのでその結果を紹介します。

### § 収益性での法人経営と個人経営の違い

集落営農組織や雇用型経営のみならず、家族経営についても法人化が促進される背景には、実態として法人経営で積極的な事業展開が図られていることがあると思われます。

表は、この点を見るために、水稲作付規模階層別に個人経営と法人経営の常時従事者数、常時従事者 1 人当たり経営面積、売上高、経営面積 10 a 当たりの売上高、常時従事者 1 人当たり労働報酬等を比較したものです。

いずれも水稲作を基幹とする経営のデータであり、また、7~30ha までの同一の規模階層同士で比較していることから、規模や労働力など経営の基本条件は大きくは変わりません（但し、法人経営では 0.5~1 名程度常時従事者が多いという点は留意が必要です）。経営面積も変わりません。また、稲作という点では個人経営も法人経営も用いる技術体系は同じなので、

アグリビジネス経営塾第 619 号（平成 26 年 8 月 14 日発行）

## 〔農業経営〕

### 農業経営における法人化の効果

農研機構 中央農業総合研究センター  
企画管理部 梅本 雅

### § 法人化への期待とその背景

政府の日本再興戦略(平成 25 年 6 月)では、「今後 10 年間に、・・・法人の経営体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とする」という目標が掲げられています。このように農業経営の法人化は施策においても重要な課題となっていますが、法人化という言葉に対して期待される内容は様々です。例えば、農林水産省のホームページでは、法人経営のメリットとして①経営管理能力の向上、②対外信用力の向上、③経営発展の可能性の拡大、④農業従事者の福利厚生面の充実、⑤経営継承の円滑化、⑥新規就農の受け皿、⑦税制上の優遇措置や融資限度額の拡大が

## お役立ち情報

1人当たり経営面積はほぼ等しくなっており、法人だから効率が良いということではありません。

しかしながら、表に示すように売上高は法人経営の方が明らかに多くなっています。

これは10a当たり、あるいは常時従事者1人当たりの売上高が多いことによるものですが、このことは、法人経営においては、規模拡大だけでなく、事業の多角化が進展しており、それがゆえに売上げも多くなっていることを示唆しています。

もちろん、法人化をしたから売上げが多いのか、あるいは、多角化を図って売上高が多くなっている経営が法人格を取得しているのかは分かりません。しかし、法人化の有無とビジネスサイズとがかなり関連していることは確かであると言えます。

なお、表より明らかなように、法人経営は10a当たり売上高が多いものの、経営費も多くなっています。したがって売上げの多少は利益の違いをそのまま反映するものではありませんが、しかし、常時従事者1人当たり労働報酬を見ると法人経営がより多くなっています。表の注に示す留意点も考慮する必要がありますが、全体的には、法人経営における多角化の効果が収益性に反映されていると言えるでしょう。その要因についてはさらに分析を行う必要がありますが、1人当たり経営面積が変わらないことから分かるように生産効率面での効果は必ずしも期待できないものの、①集約的な部門の導入や、②直接販売によるより高い販売単価の実現、さらに、③加工部門の導入・高付加価値化などを通して収益の向上が図られていると思われます。一般的には、法人であることは対外信用力の向上や、専門能力のある者の雇用等を通してそのような経営対応をより促進する側面を持つと思われるかもしれませんが、そのことがかなり影響していると考えられます。その意味で、法人化は、それら販売活動や多角化の促進を実際上もたらしていると言えるでしょう。

## § 雇用型経営の法人化

家族経営は、従事者が基本的に家族員に限られます。そのため、経営運営において労働力面での制約を持つことから、規模拡大を図るために雇用労働力を導入して雇用型経営へと展開していく事例が多く生じてきています。そして、それらは法人形態をとるのが一般的となっていることから、法人化には雇用型経営の形成という意味合いも含まれていると言えます。

雇用型経営が法人格を持つ理由には、まずは労務管理の高度化があります。個人経営でも雇用導入は可能ですが、就業条件や、特に福利厚生対策を的確に実施しようとするれば、法人格を持つことは不可避と言えます。また、法人化を契機に多角化を進めるということはありませんが、この場合も専門的な技能・能力を持つ者を雇用していくことで事業の幅を広げるという効果は大きいように思われます。

さらに、少子高齢化社会のもとで家族経営の継続が困難となってきています。これは、農業後継者の不足ということに加え、農村では子供の数も少ないため、家（イエ）そのものの存続も難しくなっているからです。この点からも家族経営を基本としながらも、同時に、雇用型経営の形成を積極的に推進していく必要があると言えます。

## § 農業経営の発展と法人化

一般に法人化という用語は、直接的には家計と経営の分離や経営者能力の向上、福利厚生対策等として捉えられることが多いと思います。しかしその本質的な意味合いは、任意組織や個人の家族経営が持つ本来的課題を解決し、ファームサイズやビジネスサイズの拡大など積極的な事業展開を図るとともに、そこでの労務管理や継承対策の徹底を通して経営を持続的に発展させる仕組みを構築することにあると言えるでしょう。そのような持続性のある経営成長の契機をもたらすものとして農業経営の法人化は位置付けられる必要があると思います。

〔農業経営〕  
**マネジメントサイクルに沿った農業  
 経営改善支援システムCAPSS**  
 農研機構 中央農業総合研究センター  
 企画管理部 梅本 雅

§ 経営改善支援の必要性

農業経営者は、PDCA(Plan-Do-Check-Action)と呼ばれるマネジメントサイクルに沿って経営改善を進めていくことが重要となっています。特に、近年、就農給付金等により農業への参入も増えていますが、十分な経験、実績を持たない新規就農者は、このような経営改善活動を確実に実施していく必要があり、そのことが就農後の経営の安定化にとって不可欠の条件となっています。

新規就農者を指導する担当者においても、経営支援に当たってはマネジメントサイクルに即した支援が有効であり、具体的には、新規就農計画の検討、就農後の経営実績の分析、実績の評価を踏まえた改善案の検討と改善計画の

策定など、様々な場面で新規就農者との意見交換を行いながらより望ましい経営管理の方策を提案していくことが求められます。そこで、農研機構「経営管理プロジェクト」の松本浩一主任研究員らを中心とするグループでは、このような課題に対して活用できるツールとして経営診断から改善計画の策定までの一連の経営管理を総合的に支援できるシステムを開発しましたので紹介します。

§ システム開発の背景

農研機構では、これまで、営農計画の策定を支援する「営農計画策定支援システム Z-BFM」と、経営診断を支援する「Web 版農業経営診断サービス」を開発してきました。しかし、上記のような新規就農者を念頭に置くと、彼らは十分な経営実績がないことから分析のためのデータを持っておらず、営農計画そのものが立てられません。そのため、そのような新規就農者でも営農計画を策定できる経営指標に関わるデータベースが求められていました。

また、これまでは営農計画と経営診断とが連動しておらず、策定した経営計画の財務面での安全性等は評価できませんでした。さらに、経



- 【 Z-BFM 】改善および計画で利用できる線形計画法か試算計画法による**営農計画が策定**できるMS Excelアドイン
- 【財務計画モジュール】「Z-BFM」で作成される**営農計画を利益計画として再利用**した上で、期首貸借対照表と財務取引に係る**財務計画シナリオを設定**することで、**計画財務諸表等**（損益計算書、貸借対照表、資金繰り表）を提供するMS Excelアドイン
- 【 Web版農業経営診断サービス】主に評価で利用できる**財務分析に基づく経営診断**を実施するWebアプリケーション。「財務計画モジュール」等で作成できる**計画財務諸表等**を用いれば**計画評価も可能**
- 【標準値データベース】財務指標、技術指標、経営指標要素の**三つのデータベース**で構成
- 【Web版標準値データ取得サービス】「標準値データベース」内の所定のデータを**選択取得**できるWebアプリケーション
- 【経営指標管理支援プログラム】「標準値データベース」内の**経営指標要素データ**を「Z-BFM」で利用できるデータ形式への**変換や修正・管理**するMS Excelアドイン

図 「CAPSS」の全体構成と各ツールの概要

## お役立ち情報

営診断についても、主に家族経営を対象としており、診断項目も限られていました。そのため、今回、経営指標等に関する標準値をデータベースとして整備するとともに、営農計画と財務分析を連動させることとしました。また、法人経営の決算書データに基づき作成した営農計画の財務安全性を評価できる財務安全性事前評価手法を新たに開発し、これら様々なツールを統合して「農業経営改善支援システム CAPSS」(Check-Act-Plan Support System) を構築しました。

### § システムの概要と利用方法

CAPSS は、図に示すように、①営農計画策定支援システム Z-BFM、②財務計画モジュール、③経営指標管理支援プログラム、④Web 版農業経営診断サービス、⑤標準値データ取得サービス、⑥標準値データベースから構成されています。そして、これらを経営計画の策定と実績評価や改善計画の検討の際に利用することで、それらの活動を支援することができます。

例えば、新規就農者への経営支援を考えた場合、以下のような CAPSS の活用が期待できます。まず、新規就農者は、就農前に新規就農計画を策定します。Z-BFM を用いることで、土地や労働力の保有量を考慮した実行可能性の高い計画を策定することが可能となります。特に、新規就農者の経営計画では、どの時期にどれくらいの作業時間を要するかの確認が重要です。人手が足りなくなると雇用労働力を導入することになり、売上げが増加しても経費の多くを雇用労賃に充当してしまい、手元に何も残らないという事態が生じかねません。

しかし、新規就農者は営農実績がないので、この点の検討が十分行えません。これは、すでに経営を開始している農業者が新規作物を導入するときも同様です。その際には、経営指標管理支援プログラムや標準値データ取得サービスを用いて分析の手がかりとなるデータを収集して下さい。

さらに、CAPSS では、策定した営農計画を組

み込んだ計画財務諸表を作成することができません。この計画財務諸表は、標準値データベース内の各種財務指標（売上高支払利息率、自己資本比率等）と比較することで、その財務安全性を事前に評価できます。

経営実績の分析では、類似の経営類型における標準値との比較により自経営の課題が抽出できます。また、計画と実績の財務諸表等を比較し、売上高が計画と実績で乖離していることが分かれば、その原因が販売価格なのか、それとも生産量なのかなど要因ごとに分解することで、改善すべき点を明確にすることができます。

最後に、経営改善案の策定においては、期待される成果を事前に試算します。ここでは営農計画案の比較表示機能を用いることで、複数の改善案から妥当な案を選択することができます。

なお、CAPSS の標準値データベースには、財務指標 75 類型区分、技術指標 71 種類、経営指標要素 2, 151 種類を内蔵しています。これら標準値は、CAPSS の各ツールにおける活用に加え、任意に標準値データを取得することもできることから、標準値データベース内のデータをそれぞれの目的に応じて利用することも可能となります。

本欄で紹介した各ソフトウェアは、ウェブサイト「農研機構：経営管理システム

(<http://fmrp.dc.affrc.go.jp/programs/>)」から無償でダウンロードして利用できますので、ぜひ活用してみてください。また、今後も、利用者の意見を踏まえつつ改良を図り、より普及性の高いシステムへ発展させていくとしています。

〔農業経営〕

土地利用型農業における  
生産性の停滞

農研機構 中央農業総合研究センター  
企画管理部 梅本 雅

§ 農業における国際競争力強化の必要性

農産物の輸出拡大は、現在、農政の主要課題となっています。しかし、本来の方向としては、国と国との貿易が活性化し、輸入と輸出の双方が増加する中で、日本からのアジア諸国等への輸出が拡大していくという姿を目指すべきでしょう。そして、そのような産業内貿易が活発になる中では、国際競争力の強化が求められることは言うまでもありません。

土地利用型農業の国際競争については、これまで、経営規模が小さいことや圃場の零細性など、わが国の生産条件の不利性が強調されてきました。確かに作業効率について見れば、それを高める上で課題も多いことは事実です。しかし、10a当たり収量など土地生産性についてはそのような土地条件は制約とはならないはずで、ある意味、土地生産性はその国の農業の技術水準や競争力を示す最も基本的な指標の一つであると言えるでしょう。では、わが国の土地利用型作物に関する生産性の水準、あるいは

は戦後の生産性向上のテンポは、世界の中でのような位置にあるのでしょうか。この点について国際連合食糧農業機関（FAO）の統計を用いて分析しましたので、その結果を紹介します。

§ 日本の土地生産性は1980年代以降停滞

FAOの統計（FAOSTAT）には、主な作物の1961年以降の国別単収が整理されています。そのため、ここでは水稲、小麦、大麦、大豆、トウモロコシと、さらに、参考としてトマト、酪農（生乳量）を対象に、年次変動を除去することを目的に5ヶ年移動平均をとり、それをもとに年平均収量・乳量増加率を計算しました。その結果を示したものが表です。

この表について水稲を例に説明すると、年平均収量増加率を前期（1960年代～70年代）、中期（1980年代～90年代前半）、後期（1990年代後半以降）と分けて見ると、前期は年間約1%と比較的増収しているものの、中期以降は増収のテンポが鈍化し、全期間平均では0.6%と低い値となっています。一方、海外の国々では中期から後期に大きく収量を増加させ、年平均増加率も1.46%に達しています。

表の順位欄は、脚注に示す国々のうち水稲収量（籾ベース）のデータがあった16ヶ国において日本が上位第何位に位置付くかを見たものです。これによれば、中期、後期は収量の伸びが見られなくなったこともあり、海外16ヶ国の中で下から3番目という低い増加率に止

表 土地利用型作物における収量水準及び年平均収量増加率に関する日本農業の位置 (単位: %, kg/10a, kg/頭)

項目	水稲			小麦			大麦			大豆			
	日本	海外平均	順位 (/16ヶ国)	日本	海外平均	順位 (/17ヶ国)	日本	海外平均	順位 (/15ヶ国)	日本	海外平均	順位 (/15ヶ国)	
収量・乳量年平均増加率 (%)	前期(1964-1979)	0.95	0.78	7位	1.83	2.44	10位	0.70	1.82	12位	0.67	2.07	12位
	中期(1980-1994)	0.34	2.26	16位	0.60	2.42	16位	1.05	1.69	13位	0.97	1.95	12位
	後期(1995-2011)	0.50	1.41	14位	0.32	1.20	14位	-1.32	0.66	14位	0.13	0.74	11位
	全期間平均	0.60	1.46	14位	0.91	1.99	17位	0.09	1.37	14位	0.57	1.56	14位
1964年を100とする2011年収量指数		132	206	14位	150	268	17位	103	203	14位	129	212	14位
1963年時点平均収量・乳量		501	318	4位	233	201	7位	284	218	5位	126	107	5位
2011年時点平均収量・乳量		663	579	5位	350	469	9位	292	398	11位	163	202	11位
作目	トウモロコシ			(参考)トマト			(参考)生乳			資料: FAOSTAT			
項目	日本	海外平均	順位 (/20ヶ国)	日本	海外平均	順位 (/19ヶ国)	日本	海外平均	順位 (/21ヶ国)	注1: 収量・乳量は1961年～2013年まで(但しトマトと生乳は2012年まで)の5ヶ年移動平均であり、この数字を用いて年平均増加率を計算した。水稲収量は籾ベースである。順位欄はそれぞれ分析した国の中で、増加率や収量等に関する日本の順位(上位何番目に位置するか)を示している。			
収量・乳量年平均増加率 (%)	前期(1964-1979)	-0.14	2.08	19位	4.88	2.92	4位	1.05	1.07	12位			
	中期(1980-1994)	0.18	2.56	20位	0.23	3.85	19位	2.19	1.90	10位			
	後期(1995-2011)	0.20	1.85	18位	0.36	1.97	16位	1.24	2.11	13位			
	全期間平均	0.08	2.15	20位	1.86	2.89	17位	1.48	1.69	15位			
1964年を100とする2011年収量指数		101	284	20位	233	400	17位	199	226	15位			
1963年時点平均収量・乳量		254	245	10位	2,503	2,544	8位	3,784	2,151	2位			
2011年時点平均収量・乳量		257	636	19位	5,829	10,350	10位	7,540	4,660	3位			

注2: 海外は中国、韓国、インドネシア、タイ、ベトナム、インド、フィリピン、台湾、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ブラジル、パラグアイ、オーストラリア、ニュージーランド、エジプトであるが、該当作物のデータがない国があり、国の数は作物により異なる。1963年、2011年時点の平均収量は、各国の収量の平均値であり、増加率も同様に算出している。そのため、年平均増加率から計算される収量と表の平均収量・乳量とは必ずしも一致しない。

## お役立ち情報

まっています。収量そのものについては 1690 年代当初から高位にあったため、2011 年時点でも 5 位の位置にあります。しかし、海外平均との差は 84kg/10a と小さくなってきています。この点で、このままの増収率で推移すれば、あと 15 年程度で日本は世界の中で平均以下の水稲単収の国になってしまいます。

このような年平均収量増加率の低さは他の作物についても同様であり、小麦 0.91%、大麦 0.09%、大豆 0.57%、トウモロコシ 0.08%と、海外の 1.4~2.0%/年という増加率と比べ顕著な差があります。これらは、1960 年以降、いかに日本の土地利用型作物の収量性が停滞していたかを示す数字と言えます。特に、大麦やトウモロコシの収量は、この半世紀ほとんど変化がなかったと言っても過言ではありません。

水稲はまだ世界の中で比較的高い収量水準を維持していますが、その他の作物ではまさに世界に置いていかれているのが実態であり、むしろ海外の国々との格差が年々拡大している状況にあります。

なお、参考までにトマトの単収と、酪農経営における 1 頭当たり乳量の状況を示しました。後者の乳量については海外平均とほぼ同等の増加率 (1.84%) を維持し、1963 年時点で高水準であった乳量を順調に増加させ、現在も世界の中で高位にあります。一方、トマトは、前期は高い収量増加率でしたが、それ以降は大きな伸びは見られず、収量水準は海外と比較しても中位に止まっています。紙面の制約からデータは示していませんが、オランダやイギリスが大幅な増収を図り 40t/10a を超える収量水準にあることと比較すると、トマトのような園芸作物についても世界との格差は開きつつあると言えるでしょう。

### § 生産性向上への取り組みの必要性

以上見てきたように、作物の土地生産性向上について、日本は海外と比較して大きく遅れています。作物の成長には気温や日射量が必要ですが、日本はそれら気象条件に関して決して恵

まれた国であるとは言えません。そのような中で、戦後は、灌漑施設の整備や機械化など資本投下を図りつつ技術改良を進め、生産性を向上させてきました。しかし、1980 年代以降、日本の農業者は増収への強い意欲を失ってしまったかのようです。もちろん、これは農業者だけの問題ではなく、農業労働力の減少や資本投下の停滞、あるいは米の生産調整対策の進め方など、経済的、政策的要因も影響したと考えられます。我々研究機関における技術開発の問題もあるでしょう。これに対して、海外では、灌漑施設等の整備を進め、農業への資本投下や財政支出も拡大しながら収量増加を図ってきました。近年、穀物の国際価格が高騰していることも、海外の農業者の増収意欲を高める要因となっていると思われます。

日本の土地利用型農業は、これまで、あまりにも内向きであったと言えます。作物生産に関して日本は、今や世界の中で後進国とも言える状況にあります。この点への認識を深め、今、改めて生産性向上に対する取り組みを強化する必要があるでしょう。

アグリビジネス経営塾第 610 号 (平成 26 年 5 月 22 日発行)

## 〔食と農〕

### 野菜の健康機能 (1)

#### 大根の機能性と、ベジファースト

東京デリカフーズ株式会社

執行役員 経営企画室長 有井雅幸

#### 1. はじめに

日本経済を再生するにあたって阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現して行くための取組みで安倍内閣の最重要課題の一つが規制改革である。「規制改革に関する答申 (規制改革会議)」が 2013 年 6 月 14 日に閣議決定されたが、その中で「生鮮農産物の機能性表示」が容認された。一般消費者や野菜実需者の健康ニーズに合致した健康機能表示が認められ

お役立ち情報

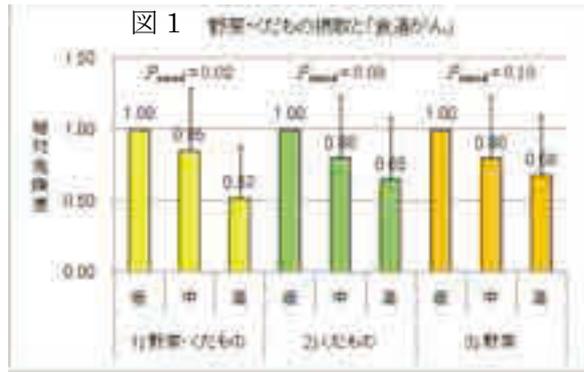
ば、野菜の消費や需要が大きく拡大することが期待される。現在、厚労省や農水省、消費者庁によって「機能性表示の検討会」が開催されているが、今年度中に具体的方針が決定され、来年度には法令などで施行される。今後6回に亘って、「生鮮農産物の健康機能と表示」について連載する。

2. 大根の機能性（辛みや消化酵素、栄養素、健康機能）

大根は大部分が水分だが、ビタミンC（VC）やカルシウム、食物繊維などが含まれ、栄養のバランスに優れた野菜である。抗酸化力を持つVCは葉や皮に多い。VCは加熱調理すると失われやすいので、VCを多く摂りたいときはサラダ等の生食が適する。また、下ろすと時間の経過とともにVCが失われるので、下ろした直後に少し酢を加えると壊れにくくなる。また、大根にはアミラーゼ（でんぷん分解酵素）やプロテアーゼ（たんぱく分解酵素）、リパーゼ（脂肪分解酵素）が含まれているため、胃腸の消化を助ける働きがある。お餅や麺類といっしょに食べたり、和風味として大根下ろしをからめて食べると、でんぷんの消化を助ける。唐揚げやハンバーグ、天ぷらに薬味として添えることで脂肪の消化を助けたり、蛸を大根下ろしにつけ揉み洗いしてから調理すると、蛸が柔らかくなったりする。

最近特に注目されている健康機能成分が、大根の辛み成分である「イソチオシアネート」というイオウ化合物である。根の先端に近づくほど、その含有量は多くなり、葉に近い部位の10倍にもなる。また、若い大根ほど含有量は多く、成長するに従って減ってくる。大根やキャベツ、ブロッコリー、カリフラワー等のアブラナ科（十字花科）の野菜に多く含まれるが、強い抗酸化力を持

ち、ガンを予防する効果が期待されている。

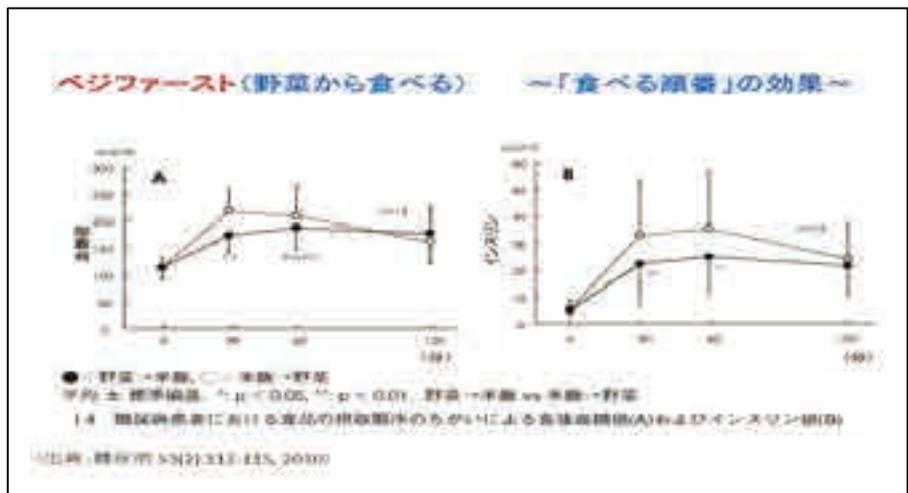


出典：JPHC Study（多目的コホート研究）Int.J.Cancer, 123, 1935-1940 (2008)

国立がん研究センターが中心となり、日本人約10万人を対象とした「食習慣と、がんなどの生活習慣病との関連」を明らかにする疫学研究によると、野菜や果物の摂取量が増えると、胃がんや食道がん、肝臓がん等の罹患リスクが低下することが報告されている[厚労省がん研究助成金指定研究：多目的コホート JPHC Study]。特に、食道がんにおいては、大根やキャベツ、小松菜などのアブラナ科野菜の摂取によって、統計的に有意な関連が見られたとされている（図1）。「生よし、煮てよし、漬けてよし、葉よし、根よし、すべてよし」と料理の食材として欠かせない“大根”を毎日食べたいものである。

3. ベジファースト（野菜から食べる効果）

野菜に含まれる「食物繊維」にも脚光が当たっているが、食事療法のみで治療中の外来2型糖尿病患者を対象に、野菜を米飯の前に摂取した日と、米飯の後に摂取した日の、食後血糖値



## お役立ち情報

およびインスリンの変動をクロスオーバー試験により観察した医学研究が発表されている。被験者は早朝空腹の状態で来院し試験食(米飯150グラムと野菜サラダ90グラム)を1口20回そしゃくし、15分かけて摂取した。その結果、野菜を先に摂取した場合は米飯を先に摂取した場合と比較して、食後の血糖値およびインスリン値の上昇が20~30%抑制され、まず野菜から食べる(ベジファースト)ことの重要性が示された(図2)。食物繊維は腸内環境を改善し、大腸ガンの予防や便秘改善も期待されている。

アグリビジネス経営塾第616号(平成26年7月17日発行)

### 〔食と農〕

#### 野菜の健康機能(2)

#### ネギ、玉ねぎの辛味成分

#### ～硫化アリル～

東京デリカフーズ株式会社

執行役員 経営企画室長 有井雅幸

#### 1. はじめに

規制改革会議による答申を受けて安倍内閣は「農産物の機能性表示の具現化」を閣議決定(2013年6月14日)した。現在、消費者庁によって、その表示方法が検討されている。今年中に具体的方針が決定され、来年2015年4月1日には施行される予定だ。今後、農業を産業化し発展させていくためには、多様な消費者ニーズ(安全、おいしさ、健康)に対応していくことが必要で、消費者が自分のニーズに合致した農産物を自分自身で選択できる表示方法が求められている。今回は「野菜の健康機能」連載の第2弾として、ネギ、玉ねぎの辛味成分を中心に、その健康機能を紹介する。

#### 2. ネギの健康機能 ～辛味成分アリシンは疲労回復・抗菌作用で風邪予防～

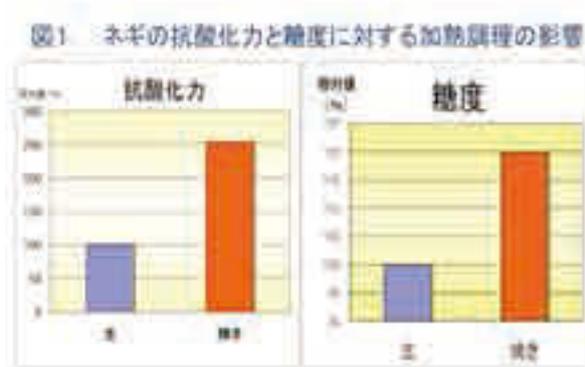
ネギは白い部分と緑葉部分とで含まれる栄養素が異なるため、βカロテンが豊富な葉(葉

ネギ、小ネギ)は緑黄色野菜、白い部分(根深ネギなど)は淡色野菜に分類される。βカロテンは皮膚や喉などの粘膜を守る働きがあり、風邪などの感染症を予防するとともに、強い抗酸化力によって有害な活性酸素を除去し、老化やガンの予防に役立つ。葉酸はビタミンB12と協働して赤血球産生を促し、貧血や動脈硬化の予防に役立つとともに、胎児の成長を助ける働きを持つ。また、コラーゲン合成を助けることで皮膚や骨の健康を維持するビタミンCや、血液凝固作用によって止血効果を持つビタミンK、その他、食物繊維やビタミンE、カリウムなども含まれる。

特に注目される成分は、独特のニオイと辛味の素となるイオウ化合物「硫化アリル」。包丁などでネギを刻んだり傷つけると細胞が壊れ、含まれる硫化アリルの一種である“アリシン”に酵素アリナーゼが反応して揮発性の『アリシン』となることで独特の香り成分に変化する。このニオイは交感神経を刺激して体温を上昇させ、ウイルスを退治するマクロファージ(免疫細胞)を活性化することで風邪予防に役立ったり、脂肪の燃焼も促進させる。またアリシンは、風邪や気管支炎の原因となる連鎖球菌やブドウ球菌などを殺す殺菌・抗菌力があり、胃潰瘍を引き起こすピロリ菌や、食中毒の原因となる0-157にも有効とされる。このように感染症への抵抗力を高める働きを持っている。更にアリシンはビタミンB1と結合して「アリチアミン」となることで、ビタミンB1の吸収を高め、消化液の分泌を促して食欲を増進させる(ビタミンB1を多く含む豚肉とネギアリシンは相性抜群：料理写真)。アリシンは強い抗酸化力を持ち、食用油などに溶けると“アホエン”となるが、血栓を予防・改善する効果が報告されている。ネギを加熱(焼く)すると、硫化アリルは甘味成分へと変化するため糖度は増す一方でアリシンの効果は減ると言われているが、抗酸化力は増加する(図1)。鍋物や汁物の具にする時には食べる直前に入れるなど、生と加熱

## お役立ち情報

のバランスよく食べるのがお薦め。



出典: 丹羽真清ら、おいしい野菜の健康力(丸善出版2012年)

### 【ご参考】

#### 下仁田ネギのソーセージ

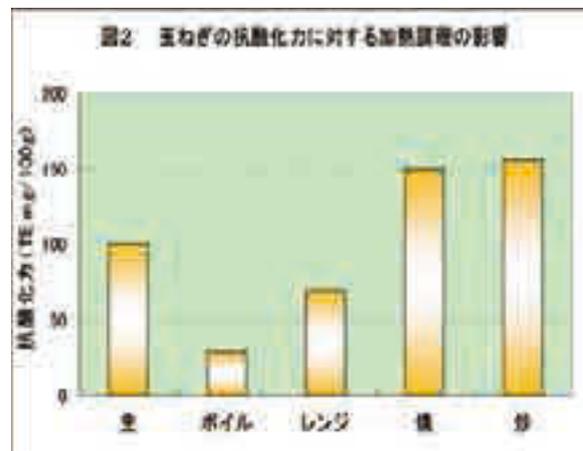
ネギの中心部分を抜き取り、セージやパセリを加えた豚挽肉を詰め、蒸し焼きにしたソーセージ。「下仁田ネギ」は生のままでは辛いですが、加熱するととても甘くトロトロの食感が美味しい。



#### 3. 玉ねぎの健康機能 ～辛味成分とケルセチンで血液サラサラ～

玉ねぎの大部分は水分で、ビタミンやミネラルはそれぞれ多く含まれていない。しかし、玉ねぎの甘味のもとであるオリゴ糖は、ビフィズス菌などの腸内の善玉菌を増やす作用があり、オリゴ糖と善玉菌によって腸の運動が活発になるので、整腸効果や便秘解消の作用が期待できる。また、独特の香りと辛味の成分は、主に硫化アリルという、調理するとき目にしみる物質である。この成分は交感神経を刺激して体

温を上昇させることにより、マクロファージ（免疫細胞）を活性化して風邪予防効果を発揮する。また、脂肪の燃焼を促進し、また殺菌効果を持つことも知られている。近年、玉ねぎが血液を“サラサラ”にするとされているが、それは硫化アリルの一つである「プロピルメチルスルフィド」がコレステロールの代謝促進や血栓予防に効果があるためで、動脈硬化の予防に繋がるのが期待されている。プロピルメチルスルフィドは、その前駆体であるチオプロパニールに玉ねぎ自身が持つ酵素が作用して生成するので、玉ねぎを切った後 30 分程度そのままにして、チオプロパニールが溶け出さないよう水にさらさず食べるとよい。



出典: 子リカフーズ・グループ

最近、特に注目されている成分は、玉ねぎの黄色色素でフラボノイドの一種である「ケルセチン」である。ケルセチンは、玉ねぎの他、リンゴやサニーレタス、ブロッコリー、モロヘイヤなどにも含まれます。フラボノイドは抗酸化作用を持つことが知られているが、その中でもケルセチンは特に強い抗酸化作用を示し、LDLコレステロールの酸化を抑制することで動脈硬化の初期病変を予防する。ケルセチンは植物体内では通常、糖が結合した形（配糖体）で存在するが、その糖がグルコース（ブドウ糖）であるものをグルコシドと呼ぶ。非グルコシドに比較してグルコシドの方が体内吸収性に優れるが、この「ケルセチングルコシド」を最も多く含む野菜がたまねぎである。玉ねぎの加熱

## お役立ち情報

調理条件によって抗酸化力が異なること（図2）、また、油と一緒に摂取することで吸収効率が高まることも報告されている。ケルセチンは、黄玉ねぎや赤玉ねぎに豊富に含まれるが、春に旬を迎える“新玉ねぎ”の「白玉ねぎ」には、ほとんど含まれていないと言われている。

アグリビジネス経営塾第 620 号（平成 26 年 8 月 28 日発行）

### 〔食と農〕

## 野菜の健康機能（3） ピーマン、なすの機能性成分 ～ポリフェノール～

東京デリカフーズ株式会社  
執行役員 経営企画室長 有井雅幸

### 1. はじめに

規制改革会議による答申を受けて安倍内閣は「農産物の機能性表示の具現化」を閣議決定（2013年6月14日）した。現在、消費者庁によって、その表示方法が検討されている。今度中に具体的方針が決定され、2015年4月1日には施行される予定だ。今後、農業を産業化し発展させていくためには、多様な消費者ニーズ（安全、おいしさ、健康）に対応していくことが必要で、消費者が自分のニーズに合った農産物を自分自身で選択できる表示方法が求められている。今回は「野菜の健康機能」連載の第3弾として、ピーマン、なすの機能性成分を中

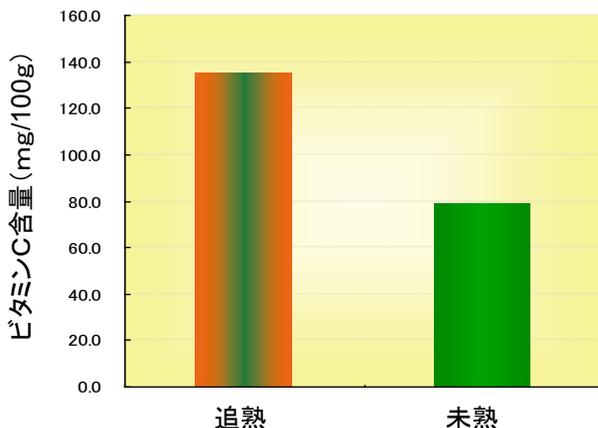
心に、その健康機能を紹介する。

### 2. ピーマンの機能性

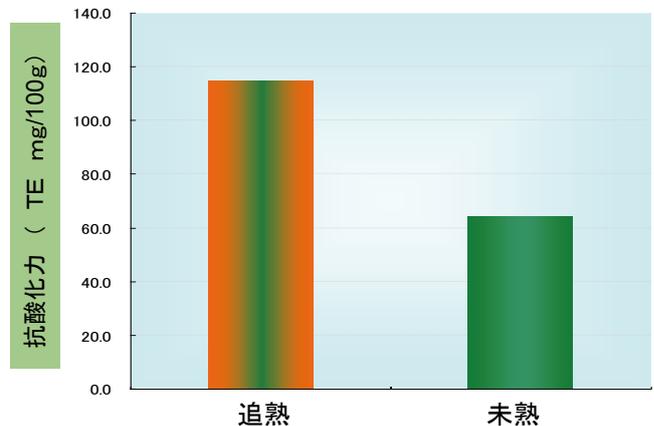
#### ～血流改善、中性脂肪抑制し、高血圧を予防～

ピーマンは、とうがらしの仲間、品種改良により辛味成分（カプサイシン）をなくし、大型にしたもの。大ぶりのピーマンにはレモン1個分に相当するビタミンCが含まれ、熱でも壊れにくいいため理想的な摂取源である。ビタミンCによる美肌効果や抗酸化力が期待できるので、厳しい夏の日差しで日焼けした肌のお手入れに最適である。その他、カロテン（ビタミンA前駆体）や食物繊維を豊富に含んでおり、加熱調理しても栄養価が損なわれることが少ないので、どんな料理でも栄養のバランス良く、食べることが出来る野菜である。ところで、緑黄色野菜の代表格と思われがちなピーマンだが、厳密に言うとそうではない。緑黄色野菜とは、「可食部100g当たり600μgのカロテンを含む」という定義から外れている。しかし、「摂取量及び摂取頻度等を勘案の上、栄養指導上、緑黄色野菜と見なす」という例外規定によって、緑黄色野菜86品目の中に加えられている（トマトも同じ例外扱い）。実が完全に熟す前に収穫するため、果実の色は緑色をしている。これは葉緑素（クロロフィル）の色で、抗酸化力があると言われている。成熟するにつれ、赤色に変化するが、この赤色素はカプサンチンという。品種によっては、オレンジや黄色になるものもある。

ピーマンのビタミンC含量(比較)

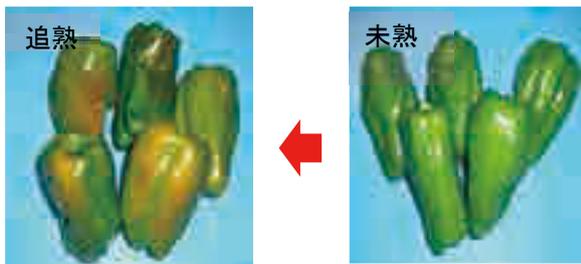


ピーマンの抗酸化力(比較)



## お役立ち情報

黒色（紫）ピーマンは、緑色にアントシアニンの紫色が混ざっているものであるが、熱に弱い色素なので、加熱すると緑ピーマンになってしまう。ピーマンの色別に抗酸化力を測定したところ、赤色ピーマンが最も高く、緑色と比較すると8倍以上あった。未熟な緑ピーマンを追熟させると、ビタミンCや抗酸化力が2倍程度、ビタミンEは5倍程度増加する。また、追



熟によって糖度が強くなり、独特の青臭さ（ピラジン）も減るので、ピーマン嫌いには適している。

最近注目されている成分は、ピーマンの渋みである「クエルシトリン」というポリフェノール。ピーマンの苦味成分として見出されたが、食味評価によって渋みを感じるようになった。その後の研究から、クエルシトリンがピーマンの香り成分であるピラジン（青臭さ）と合わさることで、独特の苦みを感じることもわかった。「クエルシトリン」はドクダミに多く含まれるポリフェノールの一種で、血流改善や血中中性脂肪の上昇抑制、高血圧予防、脂肪細胞の脂肪蓄積抑制、関節炎予防、抗うつ作用などが発表されている。また、ピラジンについても、血栓を防ぎ、血液をサラサラにすることで心筋梗塞や脳梗塞の予防効果が期待されている。クエルシトリンやピラジンの含有率が1/10以下の品種（タキイ種苗：こどもピーマン）も市場流通しており、ピーマンが苦手な子供にはお薦めである。

### 3. なすの機能性

～ナスニンやクロロゲン酸などのポリフェノールが生活習慣病を予防～

なすに含まれる成分は、ほとんどが水分ですがビタミンKやカリウム、葉酸をバランスよく

含んでおり、食物繊維が豊富なため生体調節作用に優れている。たとえば、カリウムは体内の余分なナトリウムを排泄する働きによって血圧を下げ、高血圧の予防に有効とされる。また食物繊維は、腸内で発生した有害物質の排泄を促す働きがあり、便秘や大腸ガンの予防が期待されている。また、ビタミンKは血液を固める酵素の生成に不可欠で、けがや内出血を起こした時に止血をする働きがあり、葉酸はタンパク質や細胞申請に必要な核酸を合成するために重要な役割を担うとされる。

特に注目される成分は、なすの紫色の皮に含まれるナスニン（アントシアニン）やクロロゲン酸などのポリフェノール成分である。ポリフェノールは強い抗酸化力を持つ成分として、発ガン抑制や老化予防、動脈硬化や高血圧などの生活習慣病の予防効果があると言われている。ナスニンであるアントシアニンは、赤ワインやブルーベリー等で有名なポリフェノールだが、高脂肪食を食べさせたラットにナスニンを0.1%含む餌を摂らせたところ、ナスニンを摂取しなかったラットと比較して、血中の総コレステロールの上昇が抑制されたことから、なすは高脂血症など脂質異常症予防効果が期待されている。また、なすに含まれる成分について高度分析装置（NMR）を用いて分析した結果、クロロゲン酸、カフェオルキナ酸、カフェ酸など多くのポリフェノール成分が確認され、更に総ポリフェノール中、クロロゲン酸が75%以上占めることがわかり、高い機能性（抗酸化力など）が期待されている。



水ナスのサラダ

## お役立ち情報

デリカフーズグループでは、様々な品種のなすの抗酸化力を測定したが、ナスの品種によって抗酸化力が大きく異なることがわかった。また、同じ品種でも、夏なすと秋なすでは抗酸化力に違いがあることもわかっている。水分が多いことから、夏は体を冷やす野菜として是非とも食べたいナスなので、サラダにトッピングしてサッパリ食べることが出来る。また、油との相性も良いので炒めものの具材としても重宝だし、焼きなすを生姜醤油で食べても美味しい。

アグリビジネス経営塾第 624 号（平成 26 年 10 月 9 日発行）

### 〔食と農〕

#### 野菜の健康機能（４）

#### レタス、白菜の健康機能

#### ～免疫力～

東京デリカフーズ株式会社

執行役員 経営企画室長 有井雅幸

#### 1. はじめに

規制改革会議による答申を受けて安倍内閣は「農産物の機能性表示の具現化」を閣議決定（2013年6月14日）した。現在、消費者庁によって、その表示方法が検討されているが、今年度中に具体的方針が決定され、来年2015年4月1日には施行される予定。農業を成長産業化していくためには、多様な消費者ニーズ（安全、おいしさ、健康）に対応していくことが必要で、消費者が自分のニーズに合った農産物を自分自身で選択できる表示方法が求められているのだ。今回は「野菜の健康機能」連載の第4弾として、レタスと白菜の健康機能を紹介する。

#### 2. レタスの機能性（栄養素、健康機能／抗酸化力・免疫力）

水分が多く、カロリーの低いレタスは、カロリー過多になりやすい現代の食生活には適した野菜である。結球レタスとリーフレタス（非結球レタス）では栄養素の構成が異なる。結球レタスでは、βカロテンやビタミンB1、ビタミ

ンC、カリウム、食物繊維が少量ずつ含まれる。一方、緑黄色野菜であるリーフレタスは、βカロテンやビタミンC、ビタミンE、ビタミンKなどのビタミンを豊富に含む。ビタミンCやEは抗酸化ビタミンで、老化や生活習慣病の予防に効果が期待される。ビタミンKは血液凝固作用や骨生成促進作用があり、骨粗鬆症を予防する栄養素として最近特に注目されている。

デリカフーズグループでは、野菜の主な健康機能として「抗酸化力、免疫力、解毒力」の3つに注目している。まず「抗酸化力」とは、体内で発生する過剰な活性酸素によって身体の細胞や脂質、遺伝子などが酸化され、様々な病気や老化を引き起こすが、そのような酸化を抑える力のこと。ビタミンCやβカロテンなどの栄養素や、ポリフェノールなどの抗酸化物質がその働きを持つ。一方、「免疫力」とは、体外から進入した菌やウイルスを退治したり、体内で発生したガンなどを退治する働きのこと。身体の中には生来、免疫機能が備わっているが、野菜はその手助けをする。レタス類などの白色系野菜は、青果物の中では抗酸化力は比較的弱いものの、一方免疫力が強いことがわかってきた（図1）[FB出版：おいしいものは体にいい～2万サンプル以上の野菜を分析してわかったこと～]。

レタス類の健康機能について、今後もさらに研究が進むことを期待したい。

図1 青果物の抗酸化力と免疫力



#### 3. 白菜の健康機能 ～イソチオシアネートや食物繊維でガン予防に期待～

## お役立ち情報

白菜は、栄養面での注目度は高くないが、漬物や鍋物、煮物、またサラダにして一度に沢山の量を食べることができる野菜であり、カリウムやビタミンC、ビタミンK、葉酸などバランス良く含まれている。カリウムは体内の余分な塩分を体外へ排出して高血圧を予防する。ビタミンCはコラーゲンの生成を助けて皮膚や骨の健康を維持するほか、抗ストレス作用を持つホルモンの生成を助け、また体内の酸化を抑制（抗酸化作用）して生活習慣病を予防する。ビタミンKは丈夫な骨づくりを助け、更には怪我や内出血を起こした際に止血する働きがある。葉酸は新しい赤血球を正常に作り出し、加えて胎児の正常な発育に重要な役割を担う。



白菜の錦サラダ

白菜のシーザーサラダ



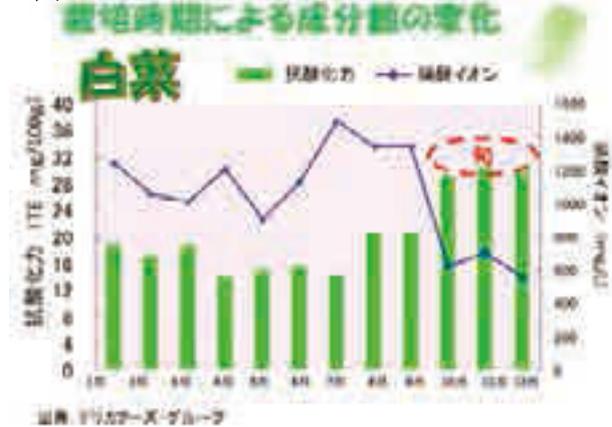
霜降り白菜の花蒸し

最近注目されている機能性成分は、白菜やだいこん、キャベツ等のアブラナ科の野菜に多く含まれる「イソチオシアネート」というイオウ化合物。強い抗酸化力を持ち、ガンを予防する効果が期待されている。国立がん研究センターでの「食習慣と、がんなどの生活習慣病との関連」を明らかにする疫学研究によると、野菜や果物の摂取量が増えると、胃がんや食道がん、肝臓がん等の罹患リスクが低下することが報告されている [厚労省がん研究助成金指定研究：多目的コホート JPHC Study]。

また、野菜に含まれる「食物繊維」には、食後の血糖値およびインスリン値の上昇が抑制され、また腸内環境を改善し、大腸ガンの予防

や便秘改善も期待されている。デリカフーズグループでは年間を通して白菜の「抗酸化力」を測定することで、旬の時期の白菜が最も高い数値を示すことを明らかにしている（図2）。

図2



る行政動向の概要を紹介する。

## 2. 食品の新たな機能性表示制度に関する報告書（消費者庁検討会）

当該検討会は、閣議決定を踏まえ、消費者・生活者の視点に立ち、国民全体の利益を考える観点から、企業等の責任において科学的根拠を基に機能性を表示できる新たな方策について検討するために、消費者庁長官の下に設置されたものである。食品の新たな機能性表示制度については、安全性の確保を前提とした上で、消費者の誤認を招くものではなく、消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資するものとなるよう求められた。この点を踏まえ、当該検討会では新制度に向けた検討事項として、①新制度に係る安全性確保の在り方、②新制度に基づく機能性表示に必要な科学的根拠の考え方、③消費者にとって誤認のない機能性表示の在り方、等について8か月にわたり議論を行い、報告書が取りまとめられた。その過程において、食品衛生法や健康増進法、保健機能食品制度（特定保健用食品、栄養機能食品）、食事摂取基準や栄養表示基準、米国のダイエタリーサプリメント表示制度（Dietary Supplement Health and Education Act：DSHEA法、1994年）等が参考とされた。

科学的根拠に基づき、企業等の責任において機能性を表示できる対象食品は、保健機能を有する成分（機能性成分）を含む加工食品および農林水産物全般を対象とするが、アルコール飲料や塩分・糖分等を過剰に摂取させる食品は除外された。対象成分は、*in vitro* 試験管試験や *in vivo* 動物試験等によって作用メカニズムが考察され、定量可能な成分であること。ただし、厚生労働大臣が定める食事摂取基準において摂取基準が策定されている栄養成分（炭水化物、脂質、蛋白質、ビタミン、ミネラル）は除外された。機能性表示を認める製品は、臨床試験等で機能性が実証されることが必須とされたが、可能な機能性表示の範囲は、健康維持・増進に関する表現とすることが適当とされ、身

体の特定の部位に言及した表現も可能。ただし、疾病の治療または予防を目的とする表示、疾病リスク低減表示を始めとした疾病名を含む表示は除外。更には、疾病の治療効果または予防効果を暗示する表現や、肉体改造等の健康の維持・増進の範囲を超えた、意図的な健康の増強を標榜する表現は禁止。野菜の場合、トマトのリコペン、玉葱のケルセチン、ホウレン草のルテイン、ミカンのβ-クリプトキサンチン等が有力な機能性成分の候補であろう。

## 3. 食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準（案）（消費者庁食品表示企画課）

当該制度の名称は「機能性表示食品」が有力であることと、国（消費者庁窓口）に対して販売前60日までに届け出ることが必須。届け出後には受理番号が付与されるので、それも表示する必要がある。消費者庁では、当該食品表示基準（案）に基づき、広く国民の意見を聞くためのパブリックコメント（9月26日）を経て、内閣府消費者委員会の諮問を受け、答申を得た（12月10日）。今後は、先の報告書にも記載されたが、①安全性評価（対象食品および成分の考え方・摂取量の在り方、生産・製造および品質の管理、健康被害等の情報収集等）、②機能性評価（製品を用いた臨床試験、製品または機能性成分に関する研究レビュー等）、③機能性表示方法（適切な機能性表示の範囲、容器包装への表示、容器包装への表示以外の情報開示等）について、今年度中にガイドラインが提示される。

## 4. 機能性を持つ農林水産物・食品開発プロジェクト（農研機構・食品総合研究所）

農水省 H24 年度補正予算（20 億円）に基づいて当該プロジェクトが食品総合研究所中心で取り進められている。その内容は、(1)米や大麦・小麦、そば、大豆、茶、柑橘等、これまで農研機構が育成した機能性農産物について、機能性成分（食物繊維、ポリフェノール、カロテノイド）を明らかにした上で、臨床試験が実施または準備されている（11 課題）。(2)次世代

## お役立ち情報

機能性研究（5 課題）。(3) 機能性を持つ農林水産物やその加工品のデータベースの構築およびその加工評価や、個人の健康状態に応じた栄養指導システムの開発（2 課題）。臨床試験が実施されている課題としては、「食後血糖上昇を抑制する高アミロース米」や、「食後血糖上昇を抑制する表面研削加工玄米」、「抗メタボ機能を持つ高  $\beta$ -グルカン大麦 ～ビューティーファイバー～」、「ルチン高含有のダットンソバ新品種 ～満点きらり～」、「 $\beta$ -クリプトキサンチンを高含有するミカンの抗メタボ効果」、「脂質代謝改善効果を持つ高カテキン緑茶」など。農産物の機能性表示について、機能性成分を高含有する品種の獲得、並びに、通常品種だが栽培条件や産地、収穫時期で機能性成分が高含有される 2 パターンが考えられるが、後者の場合、「ルチンが高まる寒締めホウレン草」などはプレミアム農産物として機能性表示できる可能性があるとのこと。今後、内閣府 SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）による「次世代機能性農林水産物・食品の開発」とも連携して行く模様。

アグリビジネス経営塾第 611 号（平成 26 年 5 月 29 日発行）

### 〔税務〕

## 農業の会計に関する指針①

### 耕種農業における交付金の計上

森税務会計事務所所長

（一社）全国農業経営コンサルタント協会会長

税理士 森 剛一

#### 1. はじめに

（公社）日本農業法人協会は（一社）全国農業経営コンサルタント協会と共同で「農業の会計に関する指針」を制定し、5 月 19 日に公表しました。また、この指針に基づいて「農業簿記検定」が実施され、8 月 3 日（日）に第 2 回の試験が行われます。なお、（公社）日本農業法人協会では農業簿記検定を後援しています

#### 2. 農業の会計に関する指針とは

「農業の会計に関する指針」とは、農業法人などの農企業が計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示したものです。

[http://hojin.or.jp/information/post\\_62.html](http://hojin.or.jp/information/post_62.html)

（公益社団法人日本農業法人協会 HP リンク）

農業会計については平成 16 年 3 月に（公社）日本農業法人協会が農業法人標準勘定科目を制定し、農業法人における会計規範として定着してきています。しかしながら、農業法人標準勘定科目は、農業法人における勘定科目の例示とその簡単な解説にとどまっていた。このため、このたび「農業の会計に関する指針」として、収益や費用の計上基準をはじめ会計処理や財務諸表における表示の方法を具体的に示したものです。

#### 3. 損益計算書における交付金の計上区分

農業には、さまざまな交付金や補填金がありますが、実際の農業法人の決算書では、交付金等をすべて雑収入（営業外収益）に含めて表示したり、反対にすべて売上高に含めて表示したりするなど不適切な例が見られます。交付金等はその性格に応じて区分して損益計算書に表示しなければなりません。

具体的には、まず、数量払の交付金・補填金・補給金は営業収益（売上高）の区分に「価格補填収入」として計上します。価格補填収入とは、農畜産物の販売数量に基づき交付される補填金・交付金を言います。これらの補填金・交付金は、販売代金そのものではないものの、農畜産物の販売によって実現するものであるからです。

次に、面積払の交付金は営業外収益の区分に「作付助成収入」として計上します。作付助成収入とは、農産物の作付けを条件として作付面積に基づいて交付される助成金・交付金を言います。これらの交付金等は売上高にはなりませんが、毎期、経常的に交付されることが予定さ

## お役立ち情報

れているものであるため、経常利益を構成します。

また、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）など過年分の販売収入の減少を補填する経営安定対策の補填金は、特別利益の部に「経営安定補填収入」として表示します。この場合、拠出時に生産者積立金を資産計上しているため、補填金のうち生産者積立金相当分の「経営安定積立金」勘定を取り崩し、残額を「経営安定補填収入」とします。

### 4. 交付金の計上時期

農業における交付金等の収益の計上時期については、支払の通知を受けた日（通知書がない場合は交付を受けるべき日）をもって収益の実現の日とすることができ（交付金等通知日基準）。本来、法令に基づき交付を受ける給付金等については、その給付の事実があった日の属する事業年度終了の日において金額が未確定であってもその金額を見積るのが原則です（交付事実発生日基準）。しかしながら、農業に関する交付金等については、価格動向によって交付単価が事後的に決められるものも多く、また、交付対象となる数量等の確定に農産物検査が義務付けられているため、その交付の原因となった農畜産物の出荷の事実からこれに関する交付金の交付までの期間が長く、その金額の見積もりが困難な場合が多いことから、原則として交付金等通知日基準によることとなります。

### 5. 耕種農業における交付金の計上の留意点

耕種農業では、数量払いが基本となる「畑作物の直接支払交付金」のほか、指定野菜価格安定対策補給金、特定野菜等供給産地育成補給金などが「価格補填収入」（営業収益）となります。畑作物の直接支払交付金の営農継続支払（面積払）も、基本的には後に支払われる数量払交付金に補充されますので、「価格補填収入」とします。なお、対象作物の単収が低くなって営農継続支払が数量払を上回る場合、本来、その上回る部分については作付面積に基づいて

交付されるものであることから、「作付助成収入」（営業外収益）とすべきこととなります。しかしながら、営農継続支払について数量払を上回る部分を区分することが難しく、また、金額的にも少ないことから、営農継続支払が数量払を上回る場合であってもそのすべてを「価格補填収入」として差し支えありません。

また、平成 26 年度の「新たな農業・農村政策の見直し」による「水田フル活用と米政策の見直し」では、飼料用米及び米粉用米を対象とした水田活用の直接支払交付金が収量に応じた数量払いが基本となりましたので「価格補填収入」（営業収益）に計上します。なお、5.5 万円/10a 分を先に支払うことが可能とされていますが、その場合であっても先払い分は数量払いの一部ですので、「価格補填収入」とします。なお、飼料用米及び米粉用米以外の作物の水田活用の直接支払交付金は、これまでどおり「作付助成収入」（営業外収益）とします。

アグリビジネス経営塾第 621 号（平成 26 年 9 月 11 日発行）

## 〔税務〕

### 生産性向上設備投資促進税制

森税務会計事務所所長

（一社）全国農業経営コンサルタント協会会長

税理士 森 剛一

今号は、平成 26 年度税制改正で創設された生産性向上設備投資促進税制と 3 年延長された肉用牛売却所得の課税の特例の損金算入額の計算誤りの指摘について解説します。

### § 生産性向上設備投資促進税制とは

生産性の向上につながる設備投資を促進する税制措置で、産業競争力強化法等の中で規定される①先端設備、②生産ラインやオペレーションの改善に資する設備——を取得等して事業供用した場合に特別償却か税額控除を適用できます。本制度は、産業競争力強化法の施行日の平成 26 年 1 月 20 日から 29 年 3 月 31 日

## お役立ち情報

までの間に取得等する設備等に適用されます。また、中小企業投資促進税制が拡充され、特定生産性向上設備等に該当する特定機械装置等を上記期間に取得等した場合に即時償却か10%の税額控除を適用できます。

生産性向上設備投資促進税制では、特別償却を選択した場合、28年3月31日以前取得分は即時償却、28年4月1日以後取得分は50%（建物・構築物は25%）の特別償却が適用されます。なお、26年4月1日前終了事業年度に取得・供用した対象設備は、中小企業投資促進税制も含め、取得等した次年度で即時償却できます。一方、特別控除を選択した場合、28年3月31日以前取得分は5%（建物・構築物は3%）、28年4月1日以後取得分については4%（建物・構築物は2%）です。

対象業種に制限はなく、農業法人や個人農業者も青色申告をしていれば対象となります。農業では、主に前記①の先端設備を取得した場合に対象となります。

### § 先端設備とは

160万円以上の機械装置、120万円以上の建物・構築物、単品30万円以上かつ合計120万円以上の工具・器具備品、単品60万円以上かつ合計120万円以上の建物附属設備で一定のものうち、最新モデルかつ旧モデル比で年平均生産性1%以上向上という生産性向上要件を満たすものです。中小企業者等では単品30万円かつ合計70万円以上の一定のソフトウェア等を含みます。圧縮記帳した場合、圧縮記帳後の取得価額をベースに判定します。

要件を満たす設備について工業会等が証明書を発行し、設備メーカー等を通じて設備ユーザーに転送されます。農業用設備では、日本農業機械工業会（機具全般）、中央畜産会（飼料作物収穫調製用機具、家畜飼養管理用機具）など13団体が証明書の発行を行っています。

### § リースの場合の取扱い

オペレーティングリースについては本制度の対象外ですが、ファイナンスリース取引につ

いては対象になります。ファイナンスリースのうち所有権移転外リース取引については税額控除のみ利用可能（即時償却・特別償却は利用不可）となります。

なお、一般社団法人日本農業機械工業会ホームページ「証明書発行等に関連したQ & A」（20140703更新）の回答で「農水省の機械リース補助金では機械の所有権はリース業者にあり、機械の所有権が農業法人や個人農家に移らないため、本制度の対象になりません。」としていますが、この回答については前提に疑問があります。

農水省の助成付リースのうち、生産局畜産部所管のものほとんどは税務上、所有権移転リースとして取り扱われており、農産部所管のものには所有権移転外リースが多いものの、一部に所有権移転リースもあります。このため、農水省の助成付リースであっても本制度による即時償却や特別償却の対象となるものがあります。また、所有権移転外リースは即時償却や特別償却の対象になりませんが、本制度による税額控除の対象となります。なお、所有権移転リースか所有権移転外リースかにかかわらず、賃借人は、実質的な助成金交付対象者として助成金相当額を圧縮記帳することができます。

### § 農業生産法人の肉用牛売却所得の課税の特例に係る計算方法

農水省生産局長通知「肉用牛売却所得の課税の特例措置について」が平成26年6月30日に一部改正されました。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kai shaku/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/140627/pdf/02.pdf>

この通知では「免税対象飼育牛全てのうちに、一頭ごとに計算すると損失が生じる免税対象飼育牛があったとしても、これを除外して免税対象飼育牛の売却による利益の額を計算することはできないことに留意する。」という説明が追加されました。

## お役立ち情報

これは、損失が生じたものを除外して利益の額を計算することで損金算入額が過大に計算される誤りがみられることから、周知するものです。なお、免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が年1,500頭を超える場合には、1,500頭を超える部分の売却による利益（損失が生じた場合を含む。）の額は除外されますが、1,500頭までの肉用牛を法人が任意に選択できます（措法67の3-1）。しかしながら、選択した1,500頭までの肉用牛の中に売却損が生じているものがあったとしてもこれを対象から除外できません。また、免税対象飼育牛が1,500頭以下の場合、免税対象飼育牛に該当する肉用牛の全頭が計算対象となります。

アグリビジネス経営塾第636号（平成27年1月15日発行）

### 〔税務〕

#### 平成27年度税制改正

森税務会計事務所所長

（一社）全国農業経営コンサルタント協会会長

税理士 森 剛一

#### § 平成27年度税制改正の農業関係事項

与党自由民主党・公明党は、平成26年12月30日（火）、平成27年度税制改正大綱を決定しました。農業関係では、農業経営基盤強化準備金制度が見直しのうえ2年延長されるほか、軽油引取税の課税免除の特例措置が3年延長されます。

[http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/126806\\_1.pdf](http://jimin.ncss.nifty.com/pdf/news/policy/126806_1.pdf)

#### § 農業経営基盤強化準備金制度の見直し

農業経営基盤強化準備金制度では、圧縮記帳（農用地等を取得した場合の課税の特例）の対象資産を拡充し、建物、建物附属設備、ソフトウェアが追加されます。その結果、機械装置、器具備品、一定の農業用施設である建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア（現行：農業用の機械その他の減価償却資産）が特定農

業用機械等となります。

さらに、農業経営基盤強化準備金（「準備金」という）の対象者について認定新規就農者である個人が追加される一方で、農業生産法人以外の特定農業法人が除外されます。また、対象となる交付金等から環境保全型農業直接支援対策交付金が除外されます。

#### § 準備金制度の今後の活用と注意点

対象資産に建物、建物附属設備が追加されたことで、建物等の圧縮記帳に活用するため、準備金を積み増す農業法人が増えると予想されます。このため、準備金の益金算入のリスクに備えなければなりません。農業生産法人に該当しなくなった場合、その日における準備金の金額を益金算入することになります。その結果、課税所得金額が800万円を超えるとその部分に中小法人の軽減税率は適用されないため、多額の税負担が生じ、準備金を積まない方が良かったこととなります。農業生産法人の要件、とくに構成員要件と業務執行役員要件を常に満たすようにする対策が必要です。

農業生産法人以外の特定農業法人が準備金の対象者から除外された理由の一つは、特定農業生産法人以外の特定農業法人として準備金を積み立てた例がほとんどないことです。しかし、農業生産法人の要件を欠いた場合の「保険」として、農業生産法人であっても特定農業法人になることを勧めてきました（「アグリビジネス経営塾」590号平成25年11月28日）。農業生産法人の出資者が農地中間管理機構（「機構」という）を通してその法人に農地を貸し付けた場合にその出資者の農地をすべて他の担い手に機構が再配分したときは、その法人は農業生産法人でなくなります。これまで特定農業法人であれば農業生産法人でなくても準備金を益金算入しないで済みましたが、税制改正で特定農業法人の税制上のメリットがなくなります。また、機構を通して法人に農地を貸し付けた場合のリスクが増えますので、機構の活用にも慎重にならざるを得ません。

## § 集落営農の法人化と農業生産法人制度の課題

地域の農地所有者の多くが参加する集落営農の法人化を促進し、安心して農地を機構に貸し付けられるようにするには、農業生産法人の要件を見直す必要があります。たとえば、農用地利用改善団体の構成員を特定農業法人との関係において農地提供者とみなして構成員要件を満たすよう、今年予定される農地法改正で対応することが考えられます。

株式会社においては、法改正以外の対応策として持株会の活用が挙げられます。中心的な常時従事者でない農地提供者は持株会を通して株主になってもらい、会社と持株会との間で飯米の販売契約（3年以上）を締結するなど継続的取引関係者として位置付ける方法です。こうした持株会は、任意組合（民法上の組合）とするのが一般的ですが、地域資源管理法人（一般社団法人）を活用することもできます。ただし、一般社団法人は農業関係者として扱われないため、一般社団法人の持株会による出資は総議決権に対して、原則として4分の1以下、農業経営改善計画に基づいて出資する場合は2分の1未満となります。

### § その他の農業関係税制改正事項

このほか、平成27年度税制改正による新規措置としては、狩猟税について鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者や認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を平成31年3月31日まで非課税とするなどの措置が講じられます。

既存措置の延長としては、農業又は林業を営む者等が動力耕うん機等の機械の動力源に供する軽油の引取りに係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用期限が3年延長されるほか、利用権設定等促進事業により農用地区内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率及び不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限が2年延長

されます。また、商業・サービス業・農林水産業活性化税制（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除）について、対象者から認定経営革新等支援機関等を除外し、対象設備の見直しを行ったうえ適用期限が2年延長されます。

なお、機構に貸し付けた農地の固定資産税の免除など農地に対する固定資産税の課税の見直しは見送られ、機構による事業の実施状況、制度・規制面での環境整備の状況農地間の税負担の公平平等を勘案しながら、保有に係る課税の強化・軽減等の方策について総合的に検討することとされました。

アグリビジネス経営塾第643号（平成27年3月12日発行）

#### 〔税務〕

### 農業法人による出資と受取配当等の 益金不算入制度の見直し

森税務会計事務所所長

（一社）全国農業経営コンサルタント協会会長

税理士 森 剛一

平成27年度税制改正（1月14日閣議決定）では、法人税率引下げに必要な恒久財源確保に向けた課税ベース拡大のため、受取配当等の益金不算入制度の見直しが行われます。

#### § 受取配当等の益金不算入制度とは

受取配当等の益金不算入制度は、配当への二重課税を排除するために設けられた制度です。農業法人が6次産業化事業に取り組む場合、社内部門として実施すれば6次産業化部門で生じた利益は農業部門の利益と合算されて一度だけ法人税等が課税されます。ところが、子会社を設立して6次産業化事業に取り組む場合、子会社で生じた利益は子会社で課税されたうえ、その利益を親会社に配当（損金不算入）すれば、親会社の受取配当金に計上されます。この受取配当金による利益を親会社の所得として課税すると子会社と親会社で二重に課税さ

## お役立ち情報

れるため、これを調整するうえで親会社の法人税申告書別表4で「受取配当等の益金不算入額」として課税所得から減算する仕組みになっています。

### § 受取配当等の益金不算入制度の見直し

現行税制では、株式を25%未満保有する場合は受取配当等の50%、25%以上保有する場合（「関係会社」）は完全子会社（100%保有）を含めて受取配当等の100%を益金不算入にできます。ところが、税制改正によって、100%益金不算入にできるのは株式の3分の1超を保有する「関連会社」に限られ、3分の1以下5%超を保有する場合は50%、5%以下を保有する「被支配目的」の場合は益金不算入割合が20%となります。

たとえば、A-FIVE（農林漁業成長産業化支援機構）を活用した6次産業化への取組みでは、農業法人が4分の1、パートナー企業が4分の1、A-FIVEから出資を受けたサブファンドが2分の1を出資して6次産業化事業体を設立することを想定しています。現行税制では6次産業化事業体は農業法人の「関係会社」（25%以上出資）として、受取配当等を100%益金不算入にできますが、税制改正後は益金不算入割合が50%に引き下げられます。

一方、税制改正により、保有割合が3分の1以下の株式について負債利子控除の対象から除外されます。損益計算書に計上した支払利息がある場合に総資産額に占める対象株式等の簿価の割合で按分した金額を受取配当等の額から控除して益金不算入額を計算しますが、税制改正後は保有割合が3分の1以下の場合に控除計算が不要となります。このため、JAに出資して法人組合員として出資配当を受け取っていても支払利息が多ければ、現行税制では受取配当等の益金不算入額が生じないこともありますが、税制改正後は受取配当があれば益金不算入額が課税所得から必ず減算されることとなります。

### § 農業法人による他の法人への出資

現行の農業生産法人制度では、農業関係者以外の出資は、3年以上の契約を締結して法人から物資の供給等を受ける者又は法人の事業の円滑化に寄与する者（「継続的取引関係者」）に限られ、議決権の4分の1以下とされています。これについて平成26年6月24日に閣議決定された「規制改革実施計画」では、農業生産法人の「構成員要件について（中略）2分の1未満については制限を設けないものとする」農地法の改正案を次期通常国会に提出するとしました。「制限を設けない」というのが継続的取引関係者でなくても2分の1未満まで農業生産法人に出資できるという趣旨であれば、前回（「アグリビジネス経営塾」636号、平成26年1月15日）指摘したような、農業生産法人の出資者の農地をすべて他の担い手に機構が再配分したときにその法人が農業生産法人でなくなるといった事態も避けられ、農業法人が他の農業法人に出資をして経営支援する取組みが増えると予想されます。

### § 農業法人の投資損失に備える税制措置を

農業法人が他の農業法人に出資する場合、将来の配当を期待して支援することになりますが、配当を100%益金不算入とするには3分の1超の株式を保有する必要があります。一方で、多額の出資となればリスクに備える必要があり、税制上の措置が必要となります。平成26年度税制改正により、経済産業省の要望により「事業再編促進税制」や「ベンチャー投資促進税制」など出資による投資損失に備える準備金制度が相次いで創設されました。しかし、事業再編促進税制では合併会社に対する出資、ベンチャー投資促進税制ではベンチャーファンドを通じての出資が対象で、優れた生産技術やノウハウを導入して支援するために同業の優良経営が直接出資することを想定する農業では、利用しにくい制度です。

とくに、畜産経営の場合、近年、新規立地を確保することが難しく、畜産経営の倒産で立地を喪失することを未然に防ぎ、日本の畜産全体

## お役立ち情報

の生産力を維持する必要があります。TPP参加で経営環境が厳しくなると予想されるなか、出資による支援の重要性はさらに増しますが、商工業と異なり、農業では他企業への出資を促進する政策が十分に整備されていません。このため、(公社)日本農業法人協会では、農業経営が倒産に至る前に同業の優良経営から資本を投入して経営を再建する取り組みを促進する税制措置が必要として「農畜産業再建投資損失準備金制度」を平成26年度税制改正から継続して要望しています。

アグリビジネス経営塾第612号(平成26年6月12日発行)

〔法務〕

### 改良品種の登録と保護

寺本法律会計事務所  
弁護士 磯井 美葉

#### 1 品種登録制度とその要件

交配やバイオテクノロジーにより、新しい品種が生み出されています。これらの品種改良には、専門的な知識や技術、多くの費用や時間が必要である一方、いったん開発されると、第三者にも増殖が可能となります。そこで、このような品種改良は発明に準じるものとして、育成した人の利益を保護することが必要と考えられます。そうすることによって、品種改良に対する意欲を高める効果もあります。

そこで、種苗法による品種登録制度が認められています。新しい品種を作り出した人は、農林水産大臣あてに登録の出願をし、認められれば、品種登録簿に登録され、「育成者権」という権利が成立します。

品種登録には、以下の要件があります。

- ① 区別性：既存の品種と明確に区別できること。
- ② 均一性：同一世代でその形質が類似していること。
- ③ 安定性：増殖を繰り返しても特性が変化せず、同じものができること。

- ④ 未譲渡性：出願日から1年より前に、種苗や収穫物を業務として譲渡していないこと。なお、1年というのは日本国内の場合で、外国においては、通常の植物は4年より前、永年性植物は6年より前が条件です。
- ⑤ 名称の適切性：既存の品種や登録商標と類似しない名称を、一品種につき一つつけること。

#### 2 育成者権の効力

品種登録が行われると、育成者権が成立し、登録日から25年間保護されます(平成17年6月17日以降に登録された品種について。なお、永年性植物については30年間)。

育成者権を持つ人は、当該品種の独占的な利用ができます。また、育成者権は、譲渡や質権の設定などの処分をすることもできます。

逆に、その品種を生産・利用したいと希望する人は、育成者権者から、通常利用権または専用利用権の許諾を得なければなりません。このような許諾なしに、品種を利用した人に対しては、差止請求、損害賠償請求ができます。また、この場合、特許などの知的財産権と同様に、損害額の証明や、無断利用者の過失の証明についても、育成者権者に有利な規定が設けられています。

このほか、無断利用者には、刑事罰による制裁もあります。

逆に、新しい品種として登録されている可能性のある品種について、育成者権者の許諾等なく、種苗を入手し、業務として利用する場合、上記のような対応を受けるおそれがありますので、確認する必要があります。

業務以外の私的利用には育成者権は及びません。

また、新品種の育成その他試験・研究のための利用、農業者が正規に取得した種苗を用いて収穫物を取得し、その収穫物を種苗として用いてさらに生産する自家増殖についても、原則として育成者権の保護は及びません。

### 3 品種登録の手続

出願にあたっては、登録料（47,200円）を支払い、審査を受けます。審査には、ケースに応じて、栽培試験、現地調査、資料調査があります。

出願が受理されると、出願公表といって、出願の内容が官報及びウェブサイトで公開されます。出願から審査までは時間がかかりますが、出願が公表されると、仮保護が与えられ、当該品種の生産や譲渡等をしている者に対して警告をし、審査を通過して品種登録ができた際には、補償金の請求ができます。

品種登録が認められた場合は、登録料を支払って登録してもらいます。登録料を適時に支払わないと、登録が抹消され、再登録はできなくなりますので、注意が必要です。

アグリビジネス経営塾第622号（平成26年9月25日発行）

〔法務〕

## 経営者保証に関するガイドライン

寺本法律会計事務所  
弁護士 磯井 美葉

### 1 経営者保証に関するガイドライン

昨年12月、「経営者保証に関するガイドライン」が出され、本年2月から適用されています。

これまで、中小企業や小規模事業者が事業資金の融資を受けるに当たっては、経営者やその親族等が個人保証をすることが多かったのですが、これによって、経営破たんがそのまま経営者等の生活の破たんにつながるため、経営者がリスクを取った思い切った事業展開をしにくい、また、経営が悪化しても、何とか破たんを回避しようとして、早期の事業再生を決断できず、かえって事態を悪化させてしまうという弊害がありました。

このような問題意識のもと、中小企業庁と金融庁が設置した「中小企業における個人保証の在り方研究会」の報告書（昨年5月）に基づいて、日本商工会議所と全国銀行協会が発行した

のが、この「経営者保証に関するガイドライン」です。ガイドラインですので、法的拘束力はないとされていますが、主債務者・保証人と、債権者との間で、尊重され、守られることが期待されています。

なお、現在政府内で行われている民法改正の検討作業でも、保証債務につき、裁判所に免除に関する裁量を求める案が出ているなど、類似の問題意識に基づく議論が行われています。

### 2 主な内容

ガイドラインの内容は概ね以下のようなものです。

- ① 新たな融資、または保証契約の見直し、事業承継等の場面において、経営者保証に依存しない融資を促進する。
- ② そのために、事業者（主たる債務者）、保証人、債権者は、それぞれ誠実に対応する。具体的には、主たる債務者・保証人においては、

- ・ 法人と個人経営者の関係を明確に区分・分離する。役員報酬や法人と経営者の間の貸付、事業用財産の所有・賃貸借につき、適切な範囲となるよう、体制を整備するとともに、会計士、税理士等の外部専門家の検証を受ける。不適切な事態を避けるため、親族以外の第三者の参加など、けん制機能が働くようにする。
- ・ 財政基盤を強化し、経営者の保証がなくなるとも返済能力を維持する。
- ・ 財務状況を正確に把握し、適切に情報開示して、経営の透明性を確保する。

債権者においては、

- ・ 停止条件または解除条件付保証契約、在庫や売掛金などの流動資産を担保にした融資、金利上乘せなど、経営者保証に代わる柔軟な融資手法を用意する。
- ・ 保証契約の締結を求める際は、保証契約の必要性について、丁寧に説明する。
- ・ 形式的に債務の全額を保証額とするのではなく、信用状況、経営状況、物的担保

## お役立ち情報

の設定状況等を考慮し、適切な保証金額を設定する。

- ③ 保証債務を負っていても、裁判所や中立な機関を通じた事業再生や転廃業を決断した場合で、主債務者と保証人が誠実に対応している場合は、従来よりも緩やかな条件で保証債務を整理する。ただし、債権者にとっても経済的な合理性が期待できるような内容とする。

具体的には、保証債務に関する一時停止や返済猶予につき、柔軟に対応すること、一律かつ形式的に、経営者の交代を求めないこと、保証人の手元に、事情に応じて「華美でない自宅」やこれまで法的に認められていたものよりも多額の生計資金を残すようにすること等をふまえた保証債務の返済計画を作る。なお、保証人は、自己の資産状況に関する情報を誠実に開示し、その正確性について表明保証するとともに、専門家の確認を得て、債権者に説明する。

- ④ 支払いきれずに残った保証債務は、原則として免除する。
- ⑤ このガイドラインによる債務整理を行った保証人について、信用情報登録機関には報告、登録しない。

①及び②は、新たな融資または保証契約の見直しにおいて、金融機関と債務者・保証人の間でお互いに対応すべき内容です。③及び④は、実際に経営が破たんし、保証人が責任を負う状況になったときに、一定の条件のもとにその責任を縮小するものです。

### 3 事例

このガイドラインに基づき、新しい融資に際して、経営者の保証を取らなかったケース、あるいは、保証金額が低く設定されたケース、既存の保証契約を見直し、経営者の保証を解除したケース、事業承継に際して、会長や前経営者の保証を解除したケースなどがあります。

また、廃業や事業再生に伴い、保証債務を整理し、ガイドラインに基づき、従来よりも多く

の生計費を保証人の手元に残し、残債務を免除したケースがあります。

これらの事例は、参考事例集として、金融庁のウェブサイトにも公開されています。

アグリビジネス経営塾第 634 号（平成 26 年 12 月 25 日発行）

〔法務〕

## 地域団体商標

寺本法律会計事務所

弁護士 磯井 美葉

### 1 商標について

店名、商品名、サービス名などのブランドを守る手段として、商標登録という制度があることは、これまでもご紹介してきました。

特許庁に出願して商標登録してもらうことで、同じカテゴリーの商品やサービスに対して、同じ名称やロゴなどを他人が使用することができなくなり、違反に対しては差止めや損害賠償請求ができるようになります。

### 2 地域団体商標

この商標の中に、地域団体商標と呼ばれるものがあります。地域団体商標登録制度とは、地名と商品名とを組み合わせた商標の登録制度で、平成 18 年から導入されました。

現在の登録は平成 25 年時点で 500 件を超えており、「江刺りんご」「山形おきたま産デラウエア」「灘の酒」などが登録されています。また、農業製品に限らず、「輪島塗」のような工芸品や、「道後温泉」「横濱中華街」なども登録されています。

一般的に、このような地域名と商品名による商標は、識別力を有しない、特定の者に独占させることは不適切であるという理由から、全国的に知名度のある場合や、図形と組み合わせられた特定のロゴデザインを除き、原則として、商標登録を受けることはできませんでした。

ですが、地域ブランドを守り、育成していく需要が高まったことから、平成 17 年の商標法改正によって地域団体商標制度ができたので

す。  
地域団体商標の類型には、以下の類型があります。

(1) 地域の名称と商品またはサービスの名称

前出「江刺りんご」などです。

(2) 地域の名称と商品またはサービスの表示として慣用されている名称

前出「輪島塗」の「塗」は漆器の表示として慣用されているものと扱われています。

(3) 商品の産地またはサービス提供の場所を表示する際に付される文字として慣用されている文字

前出「山形おきたま産デラウエア」の「産」や、「灘の酒」の「の」などを含めた商標でもよいという趣旨です。

制度ができて以降、最近まで、このような地域団体商標の登録は、農業協同組合や漁業協同組合など、法人格のある事業協同組合や、特別の法律により設立された組合に限られています。

しかし、商標法の改正により、本年8月から、商工会、商工会議所、NPO法人（特定非営利活動法人）なども出願できるようになっています。

地域団体商標は、法人自身または構成員が使用する商標です。構成員は、特に法人から権利使用の許諾を受けなくても、当然に使用できることになっています。

地域団体商標は、その商品またはサービスを表示するものとして需要者の間に広く認識されていることが要件となっています。なお、特許庁の審査実務では、全国的に広く知られていなくても、隣接都道府県に及ぶ程度に知られていれば足りるとされているようです。

このような地域団体商標は、通常の商標と異なり、譲渡ができません。また、特定の人だけが使用できる専用使用権の設定もできません。

### 3 抜け駆け登録

最近、外国の業者などによる、日本の地名商標のいわゆる「抜け駆け登録」が問題になっています。有名な地名については、無関係の者に

よる登録を認めていない国も多いですが、外国で国民一般に知られていない地名であれば、登録されてしまうことがあります。このような登録があると、当該商品の本来の生産者が、その名称を使用することができなくなり、大きな問題を生じます。

この場合、当該外国の法律にしたがって、異議の申し立てや、取消・無効の裁定を求める対応が必要となります。

商品やサービスを輸出している場合は、このような事態になる前に、国際商標登録も検討する必要があります。

アグリビジネス経営塾第645号（平成27年3月26日発行）

〔法務〕

## 地理的表示

寺本法律会計事務所

弁護士 磯井 美葉

### 1 地理的表示の保護について

前回、商標法の改正による、地域団体商標制度の強化についてご紹介しました。今回は、これとは別に、地域ブランドの保護を強化するために新たに創設される地理的表示の保護制度についてご紹介します。

### 2 地理的表示法

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律、いわゆる地理的表示法が、昨年6月に成立し、本年6月に施行される予定です。

これは、WTO協定の中のTRIPS協定において認められた制度を日本にも創設するもので、ある商品について確立された品質、社会的評価その他の特性が、主に地理的原産地と結びついている場合に、その商品の原産地を特定する表示を登録し、保護する制度です。

この地理的表示は、英文では Geographical Indication、GI などと呼ばれます。たとえばヨーロッパでは「プロシュート・ディ・パルマ」（パルマ産生ハム）という名称が登録されています。

### 3 商標との違い

この地理的表示ですが、たとえば「江刺りんご」のような地域団体商標とどう違うのでしょうか。

地理的表示も、地域団体商標と同様、原産地名と商品名で構成されるのが通常です（ただし、地域を特定できれば、必ずしも地名を冠する必要はないとされています）。生産・加工業者の団体が申請するところも似ています。

ですが、地理的表示の場合、名称と産地だけでなく、一定の品質基準も合わせて登録され、一定の基準を満たした商品にだけ使用が許されることとなります。たとえばりんごの場合は糖度の基準などを決め、それを満たしたものだけに名称が使用できることとなります。そして、製品の品質が保たれるように、登録団体の生産行程管理業務規程に従い、品質管理を行います。

地域団体商標の場合は、商標とそれを使える権利者が決まりますが、品質基準まで設けることは必須ではありません。登録団体の内部規定でそのような基準を設けることもできますが、地理的表示の場合は、品質基準が公示され、違反に対してもこの後述べるように農林水産大臣の措置命令が出るなど、強い効果があるため、地理的表示の登録を受け、それを使用することは、より産品と地域に対する信頼向上につながるものといえます。

地域団体商標の登録は、特許庁に対して行うのに対し、地理的表示の登録は、農林水産大臣に対して行います。登録されると、その名称とセットで、地理的表示の登録を受けている商品に一律に適用される統一マークの使用が義務付けられます。（マークのデザインは、まだ決定されていないようです。）

また、登録団体に所属しない者が表示を不正に使用した場合、あるいは、登録団体に所属する者であっても、品質基準を満たさない産品に対して不正に表示を使用した場合には、農林水産大臣が是正措置を命じ、命令に従わない場合には罰則が科せられます。

このような効果があるのも商標とは異なっている点で、商標の場合は、不正使用者に対して差止請求や損害賠償請求ができますが、自分たちで訴訟を起こさなければならないという負担もありました。

なお、すでに地域団体商標を登録している場合であっても、商標権者（団体）自身が地理的表示の登録をする、あるいは、商標権者から承諾を受けた生産者団体が地理的表示の登録をすることは可能です。

二つの制度は、このように少しずつ違いがあり、効果も異なっているため、それぞれの利点を比較して、どちらを利用するか、あるいは両方とも利用するかを決める必要があります。

アグリビジネス経営塾第 606 号（平成 26 年 4 月 17 日発行）

#### 〔雇用改善〕

#### パートタイマーと育児休業

全国農業経営支援社会保険労務ネットワーク 会長  
キリン社会保険労務士事務所所長  
特定社会保険労務士 入来院 重宏

Q 昨年の平成 25 年 7 月 1 日に入社したパートタイマーが平成 26 年 6 月から産休と育児休業を取得したいという申し出が 4 月にありました。長期の休業になる産休や育児休業を、パートタイマーにも与えなければならないのでしょうか。なお、このパートタイマーとの契約期間は 3 か月で、今月（4 月）に 3 回目の更新をしたばかりです。このような状況で彼女との雇用契約を契約満了の 6 月末日をもって、終了とすることは可能でしょうか。

A 産休とは、正式には「産前産後の休業」と言います（労働基準法第 65 条第 1 項・第 2 項）。産前産後とは、産前 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）と産後 8 週間をいいます。産前と産後の休暇の扱い方には違いがあり、産前の場合は本人の請求により与えられる

## お役立ち情報

のに対し、産後の場合は本人の請求の有無にかかわらず与えなければならず、産後8週間は、たとえ本人が希望しても就業させてはいけません。ただし、出産後6週間を経過した女性が請求した場合で、その者について医師が支障ないと認めた業務に就かせることは差し支えありません。

育児休業は、仕事と家庭の両立支援を図ることを目的とした「育児・介護休業法」に基づいており、この法律が、育児休業制度の適用から除外しているのは「日々雇用される者」です。したがって、日雇い労働者は育児休業の申出をすることはできません。「期間を定めて雇用される者」については、平成17年4月の法改正で、原則として対象者となりました。つまり、現在は1年契約などの有期雇用契約のパートタイマーも育児休業を請求することができ、極端な話、週1日勤務のパートタイマーであっても、育児休業を取得する権利は法律上認められています。

しかし、実際はこのような労働条件の労働者にまで育児休業を与えることは困難ですので、労使協定で定めた場合のみ、次の①から③の労働者を育児休業制度の適用除外者とすることができます。①継続雇用1年未満の労働者、②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者、③1年以内に雇用関係が終了する者

また、パートタイマー等の有期雇用契約者については、育児休業規程等に定めておくことが必要ですが、次のイ及びロのいずれかを満たさない場合には、この法律の休業の対象外とすることも可能です。

イ 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること

ロ 子が1歳に達する日（誕生日の前日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること。ただし、子が2歳に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが申出時点においてすでに

明らかである者を除く

イについては、育児休業申出のあった日の直前1年間について、雇用関係が実質的に継続しているかどうかで判断します。ご質問のように数か月の雇用契約を更新して1年以上を満了するというケースも該当します。ロについては、例えば、書面や口頭で労働契約の更新の可能性が明示されていて、申出時点の契約と同じ長さで契約更新されれば、その更新後の労働契約の期間末日が、子が1歳に達する日より後の場合などが該当します。

しかし、労働契約の形式上は有期雇用の労働者であっても、有期雇用契約を何度も更新して実質的に期間の定めのない契約と変らない状態となっている場合には、前述の要件に該当するかどうかにかかわらず、育児休業の対象となるので注意が必要です。

ご質問のケースですが、契約満了については、妊娠や出産を原因としていないことを明らかに出来れば問題ないとされています。反対に妊娠出産を理由に雇止めその他の不利益取扱いをすることは違法です。（男女雇用機会均等法第9条）

例えば、契約更新を何度も繰り返しており、実質的に無期雇用契約とあまりかわらない雇用形態とみなされると実際は他の理由による契約期間満了としても妊娠出産を原因としているのではないかと推測され、期間満了による契約終了が認められないケースも多いのが実態です。

今回のケースは、昨年の平成25年7月からということですので、雇用期間は短いですが、それでも3か月毎の契約を複数回更新しているので、「これからも長く続けてほしい」「そのうち正社員にしたい」などの話をしていたなどということがあれば期間満了による雇止めは難しいでしょう。

育児休業基本給付金の概要

受給資格	<p>育児休業給付金は、雇用保険の被保険者が1歳（支給対象期間の延長に該当する場合は、1歳6か月）未満の子を養育するために育児休業を取得した場合に、休業開始前の2年間に賃金支払基礎日数11日以上ある月※が12月以上あれば、受給資格の確認を受けることができます。</p> <p>※目安としては、週3日以上勤務する方が対象となります。</p>
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 育児休業期間中の各1か月に、休業開始前の1か月当たりの賃金の8割以上の賃金が支払われていないこと</li> <li>• 休業している日数が各支給対象期間に10日以下であること</li> </ul>
支給額（支給対象期間（1か月）当たり）	<p>賃金日額×支給日数（30日※1）×67%※2（育児休業の開始から6か月経過後は50%）</p> <p>※1 休業終了日の属する支給対象期間は、その日数</p> <p>※2 平成26年4月1日以降に育児休業を開始した人が対象</p>
手続き	<p>事業主は、被保険者が休業を開始し、受給資格確認手続きを行うときは、休業を開始した日の翌日から10日以内に、「休業開始時賃金月額証明書」及び「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」を管轄ハローワークに提出します。「育児休業給付金」は、2か月に1回申請します。</p> <p>※ 添付書類として、①賃金台帳、②出勤簿、③母子健康手帳 が必要です。</p>

しかし、例えば、もともと1年の予定であった、などが立証でき、次回6月末の契約期間終了を以て更新しない、などに本人が同意すれば、契約期間満了により更新しないことは可能です。

育児休業基本給付金(雇用保険法第61条の4)

育児休業基本給付金は、雇用保険の被保険者が育児休業を取得し、その育児休業中に支払われる賃金が、育児休業開始時の賃金に比べて80%未満である等、一定の要件を満たした場合に育児休業基本給付金が支給されます。

アグリビジネス経営塾第617号（平成26年7月24日発行）

〔雇用改善〕

パートタイマーの有給休暇

全国農業経営支援社会保険労務ネットワーク 会長  
 キリン社会保険労務士事務所 所長  
 特定社会保険労務士 入来院 重宏

Q 昨年二人のパートタイマーを雇用しまし

た。Aさんは日曜日が休日で勤務時間は1日4時間で週6日勤務、Bさんは日曜日が定期休日で勤務時間は1日6～8時間で週3日勤務。どちらも時給900円です。このふたりから年次有給休暇を取得したいと言われました。付与すべき日数や付与した場合に支払う賃金はどのようにしたらよいのでしょうか。

A 一定の条件に該当する労働者は年次有給休暇（以下、年休といいます。）を取得することができます。労働基準法では労働者を「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われている者（労働基準法9条）」と定義しており、この労働者には、正社員はもちろんパートタイマーもアルバイトも含まれます。

休日と休暇

まず、混同されることの多い休日と休暇についてあらためて整理したいと思います。休日は、労働契約において、労働義務がないものとされている日をいいます。たとえば、「我が社の休

お役立ち情報

週の 所定労働日数	1年間の 所定労働日数	勤続年数に応じた年次有給休暇日数						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

日は毎週日曜日」と言った場合は、労働者は、毎週日曜日は労働する義務がないということになります。

休暇は、休日と異なり労働者が就労する義務を負う「労働日であることが前提」です。本来、労働契約上労働を義務づけられている日に労働者の申出に基づき個別的に使用者から就労義務の免除を得た場合、その日を休暇と言います。

**年次有給休暇の原則**

年休は、労働者の申出に基づき労働が免除される日ですが、この休暇日に対して使用者には賃金の支払いが義務づけられています。労働基準法で定められた年休は、従業員が、6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上の日数を勤務すると10日取得できます。年休の付与日数は表1のとおりです。当該年度に消化しきれなかった年休は、翌年度に限り繰り越されます（労働基準法39条）。

表1

**年次有給休暇の比例付与**

パートタイマー等で所定労働時間が一般従業員と比較して短い者についても、当然年休を付与しなくてはなりません。所定労働日数の少ない労働者に対しては、年休を表2のとおり「比例付与」することになります（労働基準法39条3項）。具体的には、次の2種類の労働者が比例付与の対象となります。

- ・労働時間が週30時間未満であって、かつ週の所定労働日数が4日以下の労働者（週所定労働日数が4日以下でも週の所定労働時間が30時間以上の者は正社員の表に

基づく）

- ・労働時間が週30時間未満であって、1年間の所定労働日数が216日以下の労働者（週以外の期間によって所定労働日数が定められている場合）

**年次有給休暇の日に支払うべき賃金**

年次有給休暇の日について支払うべき賃金については、次の3つの方法があります。

- イ 平均賃金（3か月間に支払われた賃金の総額を3か月間の総日数で除したもの）
- ロ 通常の賃金（所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金）
- ハ 標準報酬日額（社会保険料の計算や給付の基礎になる標準報酬月額30分の1）に相当する金額

上の3つのうちどれを選択するかは自由

表2

ですが、その都度選択するというわけにはいかないので、具体的には就業規則で定めておく必要があります。ただし、（ハ）による場合は、労使協定が必要です。

**AさんとBさんの年休**

勤続年数	年休付与日数	勤続年数	年休付与日数
6か月	10日	4年6か月	16日
1年6か月	11日	5年6か月	18日
2年6か月	12日	6年6か月 以上毎年	20日
3年6か月	14日		

Aさんは、週6日勤務ですから、原則どおり表1の日数を付与することになります。年休の日に支払うべき賃金は、通常の賃金（ロ）であれば、4時間×900円＝3,600円となります。

Bさんは、週3日勤務ですから、付与日数は表2から求めますが、日曜日以外の休日は不定期なので注意が必要です。年休を付与する日は、

## お役立ち情報

就労の義務のある日（労働日）ですから、使用者（ご質問者）は勤務表等で事前に労働日を指定し、労働者（Bさん）は、労働日にのみ年休を取得することができます。出勤日を労働者（Bさん）の都合に任せているような場合には、「その日を休むと週3日の勤務とならない日」をBさんが希望する場合は年休として扱うということも考えられます。

また、年休の日に支払うべき賃金は、通常の賃金（口）であれば、その日に勤務すべき時間分の賃金を支払うこととなりますが、所定労働時間が労働日毎に異なり、そのため年休の所定労働時間の設定が困難な場合には、年休の所定労働時間を、出勤率の計算期間の平均所定労働時間とすることも考えられます。

アグリビジネス経営塾第625号（平成26年10月16日発行）

### 〔雇用改善〕

#### 最低賃金と賃金支払の5原則

全国農業経営支援社会保険労務ネットワーク 会長  
キリン社会保険労務士事務所 所長  
特定社会保険労務士 入来院 重宏

Q 毎年、この時期（10月）は最低賃金が変わりますが、わが社は正社員には月給で、パートタイマーとアルバイトには時給で給与を支給しています。正社員の月給は基本給、職務手当、家族手当、精皆勤手当、通勤手当、

給与の種類	基本給	職務手当	家族手当	精皆勤手当	通勤手当	時間外手当
最低賃金に算入するか	○	○	×	×	×	×

平成26年度の都道府県ごとの最低賃金（円：括弧内は平成25年度地域別最低賃金）

北海道748(734)	青森679(665)	岩手678(655)	宮城710(696)	秋田679(665)	山形680(665)	福島689(675)	茨城729(713)
栃木733(718)	群馬721(707)	埼玉802(785)	千葉798(777)	東京888(869)	神奈川887(868)	新潟715(701)	富山728(712)
石川718(704)	福井716(701)	山梨721(706)	長野728(713)	岐阜738(724)	静岡765(749)	愛知800(780)	三重753(737)
滋賀746(730)	京都789(773)	大阪838(819)	兵庫776(761)	奈良724(710)	和歌山715(701)	鳥取677(664)	島根679(664)
岡山719(703)	広島750(733)	山口715(701)	徳島679(666)	香川702(686)	愛媛680(666)	高知677(664)	福岡727(712)
佐賀678(664)	長崎677(664)	熊本677(664)	大分677(664)	宮崎677(664)	鹿児島678(665)	沖縄677(664)	全国平均780(764)

時間外労働手当からなります。当社の月給額が最低賃金を下回っていないかどうかはどうやって検証すればよいでしょうか。

A 平成26年度地域別最低賃金が発表されました。全国平均額（時給）は現行より16円増の780円です。今回の改定で生活保護水準と最低賃金との乖離額は全都道府県で解消されることとなります。ただし、日本の最低賃金額（677～888円）は、他の先進国と比べると低く、主要先進国の中でも最低ランクとされています。

さて、最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の2種類があり、地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイト、嘱託等の雇用形態を問いません。）を対象としています。農業に従事する労働者の賃金も地域別最低賃金を下回ることはできません。仮に「最低賃金額より低い賃金でもいいので雇用して欲しい」という労働者がいたとして、労使双方の合意の上で最低賃金額より低い額で賃金を定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

したがって、使用者は最低賃金未満の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別

最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に定める罰則（50万円以下の罰金）により罰せられます。

## お役立ち情報

さて、ご質問の最低賃金の基礎に算入する賃金についてですが、「最低賃金額との比較にあたって、算入しない賃金」が次の①～⑥のように定められており、したがって、これ以外のものを算入することができます。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- ⑤ 午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

ご質問者の月給者の給与をこれに当てはめると下表のようになり、最低賃金に算入する賃金は基本給と職務手当のみとなります。

賃金は、原則として労働時間に対して支払われますから、月給の場合であれば、その月額賃金の額は「月の所定労働時間労働した場合の賃金」となります。したがって、ご質問者の月額賃金と最低賃金の比較は、基本給と職務手当の和を月の所定労働時間で除した額と最低賃金を比較することになります。なお、月によって所定労働時間が異なる場合は、基本給と職務手当の和を 1 か月平均所定労働時間で除します。

ところで、賃金の支払は労働基準法でルールが定められているので注意が必要です。①貨幣で払い現物（例えば農産物）での支払いはできない（通貨払いの原則）、②労働者本人に直接払わなければならない（直接払いの原則）、③賃金はその全額を払わなければならない、税金や社会保険料等の法令で定めがあるもの以外（住宅費等）を控除する場合には労使協定が必要（全額払いの原則）、④少なくとも月に 1 回は払わなければいけない（月 1 回以上払いの原

則）、⑤賃金は決められた日に払わなければならない（一定期日払いの原則）、とされており、これを賃金の支払の 5 原則といいます（労働基準法 24 条）。賃金は労働者にとって生活を支える重要なものですから、その支払方法と金額については、厳格なルールや最低基準といったものがあることを経営者は理解しておかなければなりません。

たとえば、正社員なので「月給制」で賃金を支給しているものの、残業をさせても残業代を払わずに最低賃金ベースの基本給しか支給していないため、労働者にとっては実は「時給制」で支給してくれた方がありがたいというケースが見られます。この場合、当然のことながら未払い賃金が発生しているので労働基準法違反です。

アグリビジネス経営塾第 638 号（平成 27 年 1 月 29 日発行）

### 〔雇用改善〕

#### 農業と割増賃金

全国農業経営支援社会保険労務ネットワーク 会長  
キリン社会保険労務士事務所所長  
特定社会保険労務士 入来院 重宏

### § 労働基準法で定める割増率

労働基準法では、1 日及び 1 週間で働かせることができる限度時間（法定労働時間）を定めており、この限度時間を超えて労働させた場合には、表 1 で定める割増率以上の割増賃金の支払いを義務づけています。たとえば、所定労働時間が 1 日 7 時間の事業場で 9 時間労働した場合、超過分の 2 時間のうち、法定労働時間（8 時間）までの 1 時間については、法律上割増賃金を支給する必要はなく、通常の賃金（月給であれば基本給を月の所定労働時間で割った 1 時間当たりの賃金）の 1 時間分の支給でよく、残りの 1 時間について割増賃金を支給することになります。なお、次の賃金は、割増賃金の基礎に算入しません。①家族手当、②通勤手当、

## お役立ち情報

③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当、⑥臨時に支払われた賃金、⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

表1) 労働基準法で定める割増率

時間外労働（1週40時間超 又は1日8時間超の労働に対して）	25%（※1）
深夜労働（午後10時～午前 5時の労働に対して）	25%
休日労働（法定休日（※2） に勤務した場合）	35%
時間外労働でかつ深夜労働	50%（時間外25% ＋深夜25%）
休日労働でかつ深夜労働	60%（法定休日 35%＋深夜25%）

※1) 1か月60時間を超えて時間外に労働させた場合には、超えた部分については50%（中小企業については適用猶予中）

※2) 毎週1日または4週間を通じて4日という基準で労働者に与えられなければならない休日のこと

### § 農業の扱い

農業においては、労働基準法上、労働時間や休憩・休日に関しては適用除外（労働基準法41条）なので、時間外労働や休日労働に対する割増賃金も適用除外です。したがって、上で見た割増賃金の支払い義務はありませんが、たとえば所定労働時間が1日8時間の事業場で10時間労働した場合、超過分の2時間については、通常の賃金（月給であれば基本給を月の所定労働時間で割った1時間当たりの賃金）の2時間分の支給は当然必要です。

また、農業においても深夜業割増は適用除外とされていません。具体的には、午後10時から翌朝午前5時までの間において労働させた場合においては、2割5分増しの賃金を支給しなければなりません。

このように、農業では、法定時間を超えて働かせたり法定休日に働かせても、他産業のように割増賃金を支払う法的義務はありませんが、

最近では、次の①～③の理由等により割増賃金を支給する例は増えています。

- ① 地域雇用の受け皿となるべく、他産業と同等の労働条件を確保するため
- ② 6次産業化を円滑に推進するうえで、全社一律の労働条件を確保する必要があるため
- ③ 外国人技能実習生を受入れる事業場が増えているため（外国人技能実習生に対しては、割増賃金の支給が求められているため）

①は、人口の多い都市部や工場・会社等の地域住民にとっての就職先が比較的多い地区で多く見られます。働き口がそれなりにあり、良い人材を確保するためには他産業並みの労働条件の提示が必要であるため時間外労働や休日労働に対しては、法定もしくは法定に近い割増賃金を支給するというケースです。②は、例えば、農場の他に別の事業場として生産物加工場や販売店をもっている農業法人が、統一した賃金制度を構築するため農場の労働者に対しても割増賃金を導入するケースです。③は、外国人技能実習制度においては、他産業との均衡を図る意味から、労働時間関係の適用除外事項についても基本的に労働基準法の規定に準拠するものとされている（具体的には、時間外労働や休日労働に対して割増賃金を支給しなければならない）ので、技能実習生の受入れを機に日本人労働者に対しても時間外労働等に対して割増賃金を支給するというケースです。

### § 地域によって扱いが異なることも

キリン社会保険労務士事務所が昨年11月に全国47の労働局に対して、農業法人等の扱いに関し労働基準法の労働時間関係について適用除外としない作目はあるか電話で確認したところ、室内で栽培する作目について「室内・屋外にかかわらず農業なのか食品製造業なのかで判断する」という回答が多かったものの、約3割の労働局が「室内での栽培は天候に左右されない」という理由で労働時間関係を適

お役立ち情報

用除外としない、もしくは適用除外としない可能性がある」と回答されました（表2参照）。

表2)「労働時間関係を適用除外としない作目等はあるか」という問いに対する労働局の回答（一部）

A 労働局	工場内の建物（自動ライン化・一定の機械設備をつかうもの）、菌の培養を行うもの（生産管理）、計画的な出荷、天候に関係なく生産活動が行われ、時間管理が可能な形態であれば適用除外としない。
B 労働局	雨天の時は作業は不可能というような業務が適用除外となるため、場合によっては製造業として取り扱われる可能性もある。実態によって判断され、この作目は対象・対象ではない、という基準はない。
C 労働局	天候に左右されるかどうかというところが大きな区分となるが、実態によって判断されるため、区分を明確にすることは難しい。
D 労働局	きのこの栽培までなら農業、ただ、工場などでの加工は、食料品の製造販売。
E 労働局	きのこ栽培など天候の影響を受けない場合は適用除外の除外となる。天候の影響をうけるかどうかで判断される。
F 労働局	農業に分類される以上、適用除外の例外とはならない。
G 労働局	農業であっても、法の趣旨にかんがみ、天候に左右されない場合など適用除外の例外となる可能性がある。
H 労働局	プラント農業であっても農業であり、天候に左右されるかどうかを判断基準に入れることは難し

	いため、農業として分類されれば農業であり、適用除外。
I 労働局	屋内で作業するきのこなどは、産業分類で農業に分類されても、実態として食品製造業に近く、労働時間管理が可能である為、適用除外の例外として取り扱う可能性が高い。
J 労働局	加工設備を有する場合。特に加工設備を有し、もやし、えのきを栽培するものを製造業とする。
K 労働局	屋内で作業していたとしても農業であれば、適用除外でよい。（もやしなど食品製造業であれば適用除外ではない）
L 労働局	日本標準産業分類でもやしは製造業、きのこは農業だが、屋内であること、機械装置を使う場合は労働時間管理については適用除外の例外とする方針である。
M 労働局	業種で判断するので農業である限りは適用除外。天候に左右されない場合は適用除外としないとするは好ましくはない。
N 労働局	天候に左右されるかどうかで判断する、個々の事情による。

具体的な判断は、管轄労働基準監督署の担当官がすることになりますが、今後は、農業といえども労働が天候に左右されない場合は、時間外労働や休日労働に割増賃金の支払いが必要と判断される可能性があります。

アグリビジネス経営塾第615号（平成26年7月10日発行）

〔農業金融〕

**新規就農者向けの資金が**

**リニューアル！！**

(株)日本政策金融公庫 農林水産事業本部  
融資企画部 就農支援グループ

## お役立ち情報

平成 26 年 4 月 1 日付けで、新規就農者向けの制度資金として都道府県が取り扱っていた「就農支援資金」が、日本政策金融公庫が取り扱う「青年等就農資金」として新たに生まれ変わりました。

### 1. 青年等就農資金の概要

○対象者：認定新規就農者（市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人）

○利率：無利子

○融資限度額：3,700 万円

○償還期限：12 年以内（うち据置 5 年以内）

○資金使途：

（設備）農地の改良、施設・機械の取得等

（長期運転）農地・施設・機械の賃借料、素畜費、飼料費、農薬費等

○担保・保証：実質的な無担保・無保証人制度

### 2. リニューアルのポイント

○融資を受けられるのは個人の方に限られていましたが…

→ 対象者に法人も追加されました。

○経営開始前に就農計画の認定を受けることが必須でしたが…

→ 経営開始から 5 年以内であれば青年等就農計画の認定が受けられるようになりました（ただし、既に農業経営改善計画の認定を受けた者（認定農業者）は対象となりません）。

○長期運転資金は初年度の借入に限定されていましたが…

→ 計画期間中（経営開始から 5 年間）の利用が可能になりました。

○担保や保証人を提供しなくても…

→ 実質無担保・無保証人制度（※）による融資となります。

（※）担保：原則として融資対象物件のみ  
保証人：債務者が、個人の場合は不要、法人の場合で必要なときは代表者のみ

— 参考 —

行政認定事務についても、都道府県から市町村（特別融資制度推進会議）に移されました。（認定農業者制度・スーパー L 資金と同様の取扱いです。）

### 3. 青年等就農資金活用のイメージ

次の活用イメージをご参考に、ぜひこの機会にご利用をご検討ください。

#### 《活用イメージ①》

～研修生（従業員）が独立する場合～

- ・（株）A 農場は、青年就農給付金（準備型）の研修受入先として研修生 B さんを受け入れ、研修後は独立を支援し、共同出荷体制を整えたいと考えている。
- ・ 2 年間の研修を終えた研修生 B さんが独立（のれん分け）して経営を開始することになり、認定新規就農者の認定を受け、青年就農給付金（経営開始型）を申請するとともに、経営開始に必要な施設整備と長期運転資金として、青年等就農資金を活用。

#### — 活用のポイント —

☞ 個人・法人、どちらの形態で経営を開始されても対象となります。既に独立（のれん分け）され、経営を開始されている方でも、経営開始から 5 年以内の場合には対象となります（認定農業者は対象になりません）。

☞ 旧制度では、従業員としての従事期間が概ね 5 年以内という要件がありましたが、本資金制度では長期間勤められた方が独立する場合も対象となります。

#### 《活用イメージ②》

～法人代表者の後継者が独立する場合～

- ・ 認定農業者の認定を受けている（有）C ファーム（酪農）代表者の後継者 D さん（25 歳）が、異なる部門（肉用牛・肥育）に取り組むべく、新たに独立して経営を開始する。
- ・ D さんは認定新規就農者の認定を受け、牛舎の整備と経営開始に必要な長期運転資金として、青年等就農資金を活用。

#### — 活用のポイント —

☞ 個人・法人、どちらの形態で経営を開始さ

## お役立ち情報

れても対象となります。

☞ 認定農業者の認定を受けた法人代表者の後継者であっても、原則として、独立して税務申告を別に行うことにより、認定を受けることができます。また、同一部門で独立する場合であっても、認定を受けることが可能です。

### 《活用イメージ③》

～法人代表者の配偶者が別部門を開始する場合～

- ・ 認定農業者の認定を受けている(株)E農園(露地野菜)代表者の妻Fさん(55歳)が、新たな部門としてハーブやルッコラなど、複数の野菜生産に取り組むとともに、生産した野菜を使用した農家レストランを開始する。
- ・ Fさんは、農業に3年以上従事した者として認定新規就農者の認定を受け、機械などの取得と農舎・レストランの建設に必要な資金として、青年等就農資金を活用。

### 一活用のポイント一

☞ 個人・法人、どちらの形態で経営を開始されても対象となります。

☞ 認定農業者の認定を受けた法人代表者の配偶者であっても、原則として、独立して税務申告を別に行うことにより、認定を受けることができます。

☞ 農家レストランなど、加工や直売のための施設も対象とできますが、加工や直売が農業生産と一体的に行われるものに限られます。

ご不明な点や資金制度の詳細につきましては以下の問い合わせ先にご相談ください。

なお、審査の結果によりご要望に添えない場合があります。

### 【問い合わせ先】

株式会社日本政策金融公庫

農林水産事業本部

融資企画部 就農支援グループ

(担当：西山・保坂・木下) TEL03-3270-4112

アグリビジネス経営塾第623号(平成26年10月2日発行)

### 〔農業金融〕

「初めての輸出」をサポート  
しています～事前準備から輸出  
手続き、販売支援まで～

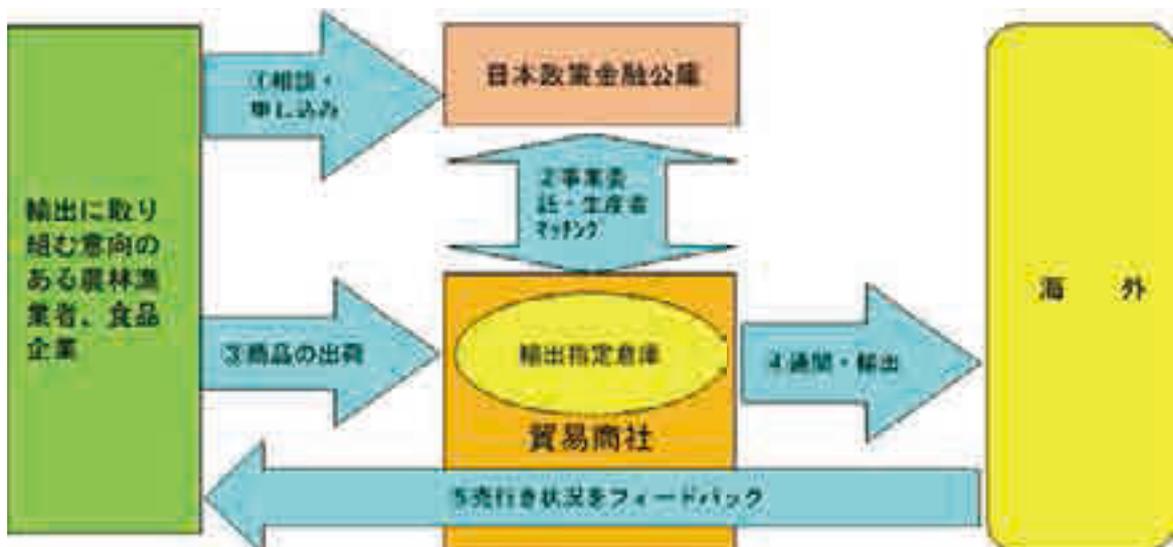
(株)日本政策金融公庫 農林水産事業本部

情報企画部 顧客サービスグループ

日本公庫農林水産事業が、経営支援サービスの一環として、2013年度から開始した「トライアル輸出支援事業」は、日本公庫が

貿易商社と連携しながら、輸出前の事前準備から輸出手続き、販売まで一貫した輸出の取組

## 《 トライアル輸出支援の概要図 》



## お役立ち情報

みを支援し、実際に試験的な輸出（トライアル輸出）を行うことで得られた海外での売れ行き状況をフィードバックする調査事業です。

### § 事業の概要

(1) 支援期間：2014/5～2015/3 まで（予定）

(2) 支援対象者：

農林漁業者または食品企業で、日本公庫農林水産事業資金のご利用先

※輸出国・地域の検疫等の規制、貿易会社との事前検討結果によっては、当支援を受けられない場合があります。

(3) 貿易会社による支援内容：

#### 【輸出前準備の支援】

海外市場での輸出商品の可能性、ラベル表示作成指導、パンフレット作成のアドバイス等。

#### 【輸出商品の買い取り（仕入）】

生産者の希望販売価格、日本から海外までの輸送費、海外での小売価格等を勘案して輸出商品を買取り。

#### 【輸出手続き等の支援】

商品の納期、送付方法（輸出指定倉庫までの納品）、提出する必要書類等。

輸出する際に必要な手続き（検疫証明、通関手続き、各種届出等）

#### 【顧客ニーズのフィードバック（売れ行き等）】

現地の輸入業者を通じて売れ行き状況（売れる・売れない理由）等を生産者へフィードバック。また、継続取引の可能性、今後の改善点をアドバイス。

### § 2014 年度は支援対象者と貿易会社をさらに拡充

2013 年度は、農産物などの輸出実績がある国内の貿易会社 4 社（大阪府、愛媛県、福岡県、鹿児島県）および台湾の商社 1 社と本事業に関する契約を締結し、輸出に意欲のある全国の農業者 31 先の試験的な輸出（トライアル輸出）支援を行いました。トライアル輸出に取り組んだ農業者 31 先のうち、半数以上に当たる 19 先は、今後も貿易会社との継続取引を検討し、輸出拡大に取り組んでいます。

2014 年度におけるトライアル輸出支援事業は、顧客のニーズ、国の輸出戦略を踏まえ、支援対象を農業者に加えて、林業者、漁業者、食品企業まで拡充しております。

また、提携する貿易会社を 5 社（前年度）から 14 社へ増やすことにより、輸出対象国・地域を拡大しております。

《提携貿易会社》

貿易会社名	対象地域 (注)	輸出可能国
北陽貿易(株)	全国	香港、台湾、シンガポール
コンチネンタル貿易(株)	北海道	中国本土、シンガポール、タイ
(株)ファーストインターナショナル	東北	台湾、香港、シンガポール
ジェイシンパートナーズ(株)	全国	中国本土
(株)JALUX	全国	タイ、ベトナム、台湾
(株)ブレインワークス	全国	ベトナム
(株)R&S JAPAN	全国	シンガポール、マレーシア
(株)スーパーキングラポ	全国	香港
(株)竹本トレーディング	全国	ロシア
クラウ貿易(株)	全国	北米、EU、アジア
愛媛エフ・イー・ゼット(株)	中国・四国・九州	シンガポール、マレーシア
(株)芙蓉トレーディング	九州	香港
弓場貿易(株)	九州	北米
テイサン国際有限公司	全国	台湾

注：対象地域は生産者の支援が可能な地域区分を記しています。

#### 【本件に関する問い合わせ先】

本事業について詳しく知りたい方、輸出に取り

お役立ち情報

組みたい方は、日本政策金融公庫 農林水産事業本部 情報企画部 顧客サービスグループ Tel:03-3270-4116 (担当:川原、森下) までお問い合わせください。

アグリビジネス経営塾第626号 (平成26年10月23日発行)

〔農と医療福祉〕

広がる障害者の農業分野での就労に向けた取組み (その1)  
～ 農業・農村にとっての「農」と福祉の連携の意義 ～

農林水産政策研究所

総括上席研究官 (農業・農村領域)

吉田 行郷

1. はじめに

近年、農業と福祉が連携して農業分野で障害者が働ける場所を作ろうとする取組みが進展しており、最近では、①社会福祉法人等<sup>(1)</sup>が農業生産法人を立ち上げたり、認定農業者として認定される動き、②農業生産法人が社会福祉法人等を立ち上げる動き、③特例子会社<sup>(2)</sup>が障害者を雇用して農業に本格参入する動きもみられる。そこで、今号より5回にわたって、こうした「農」と福祉の連携の現状とその農業・農村にとっての意義について紹介する。今回は、まずアンケート調査結果等からみた全国的な動向について紹介する。

2. 社会福祉法人等、特例子会社の農業分野への進出状況

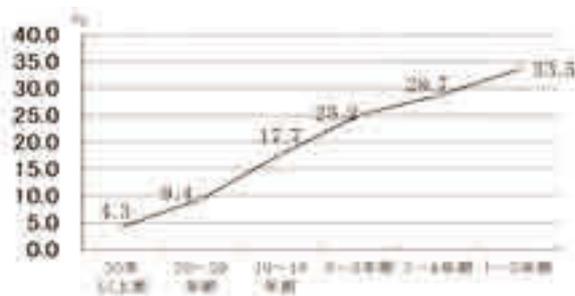


図1 障害者福祉施設における農業生産活動の割合の推移

資料: 特定非営利活動法人日本セルプセンターが実施したアンケート調査の結果から算出した。注: 2000年以降のデータは、日本政策金融公庫の調査による。2010年のデータは、農林水産政策研究所の調査による。

特定非営利活動法人日本セルプセンターが平成26年1～2月に実施したアンケート調査によれば、回答のあった社会福祉法人等の33.5%で農業活動を実施していた (図1)。

その推移をみると、近年、農業活動を実施している施設が着実に増加していることが分かる。

また、同アンケート調査によれば、農業活動を実施している施設では、30a未満の経営規模の施設が52%を占めているが、5ha以上の施設も5%ある (平均経営規模は1.26ha)。また、農業活動の年間売上高が100万円未満の施設が46%を占めているが、1000万円以上の施設も10%ある (平均は375万円)。このように自給的な農業活動にとどまっている施設と収益事業として本格的に農業に取り組む施設に2分されていることが分かる。既に農業法人を立ち上げた施設が2%あり、立ち上げを予定、検討している施設も10%ある。なお、生産している農産物は野菜が79%と圧倒的に多い。一方、企業による障害者雇用の一形態である特例子会社でも、近年は、農業分野に進出している会社が増加しており (2013年5月現在で22社。これは全特例子会社378社の6パーセントに相当)、特に農業を主体とする特例子会社が増加傾向にある (図2)。

その経営内容を見ると、水耕栽培が多かったのが、近年は、農地法の改正を受け、露地野菜・施設野菜も増加している。

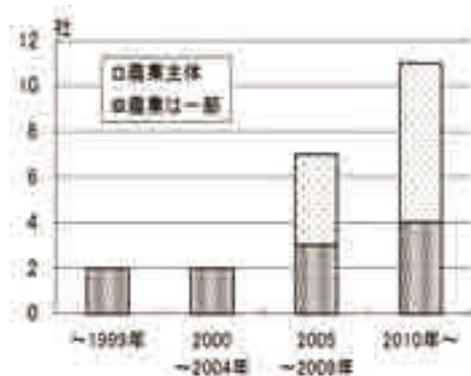


図2 認定率別にみた農業分野に進出している特例子会社数

資料: 筆者が各社のホームページ等から集計した結果である。

### 3. 社会福祉法人等が農業活動を始めた理由と障害者が行う農作業の実態

前出のアンケート調査により、社会福祉法人等が農業活動を始めた理由を見ると、「障害者に多様な作業をしてもらうことが可能なため」(50%)、「障害者の生きがい、やりがいのため」43%、「新しい職域開拓のため」34%、「障害者に適した作業のため」33%と続いております。障害者が行える作業が農業に多くあることを期待して、農業活動を始めていることが分かる。実際に、同アンケートにより、障害者が行っている作業をみると、草取り(87%)、収穫(81%)、定植(56%)、運搬(52%)、袋・パック詰め(51%)、施肥(49%)、播種(46%)、苗作り(37%)と多岐にわたっていることが分かる。また、農業活動をしている施設の20%が、農家等から農作業を受託しており、44%が農産物の加工・販売等にも取り組んでいる。

注

- (1) 本稿では、障害者の就労支援等を行っている社会福祉法人および障害者福祉に関する社会福祉事業を行う特定非営利活動法人のことを言う。
- (2) 企業では、従業員数の2.0%以上(法定雇用利率)の障害者を雇用することが義務化されているが、雇用環境を整備するなど一定の要件を満たしていると認定された「特例子会社」を設立すれば、そこで雇用した障害者を親会社の障害者雇用の実績としてカウントできる。

アグリビジネス経営塾第631号(平成26年11月27日発行)

#### 1. 農家、農業生産法人と社会福祉法人等との連携

前回、社会福祉法人等が農業分野に進出し、障害者が農業を行うことが増加していることを紹介した。一方で、農家や農業生産法人が、障害者を雇用したり、実習で受け入れて、農作

業をしてもらうという動きも出てきている。

〔農と医療福祉〕

#### 広がる障害者の農業分野での就労に向けた取組み(その2) ～ 農作業受委託を通じた農家と社会福祉法人等との連携 ～

農林水産政策研究所

総括上席研究官(農業・農村領域)

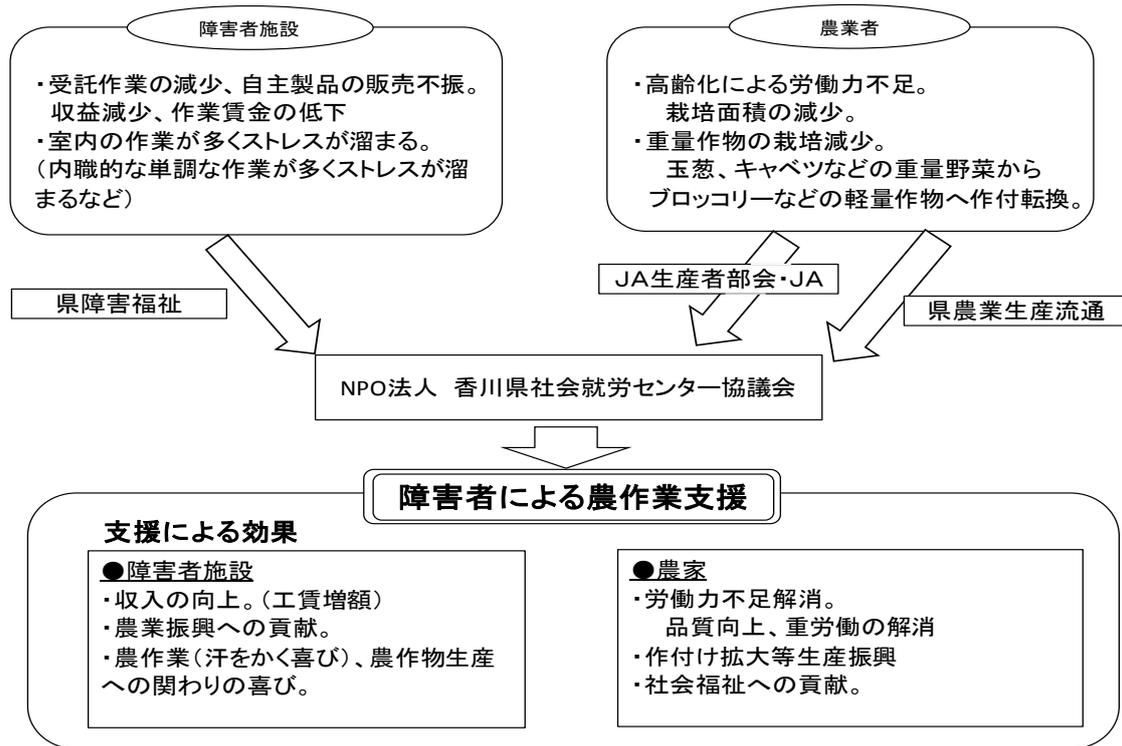
吉田 行郷

しかしながら、障害者の特性がよく分からない農家が障害者を雇用することや、農業経験のない障害者が農作業を行うことには高いハードルがあり、具体的な知識や経験がない中で、いきなり始めてみたものの上手くいかなかったという事例も散見される。

こうした中で、障害者を活用してみたいと考えている農家や農業生産法人が農作業を委託し、これを障害者に農作業をさせたいと考えている社会福祉法人等が受託し、障害者に職員が随行する体制で作業を行うという連携を行うことで、そうしたハードルを乗り越えている例も見られる。こうした取組みから始めることで、当初、農家や農業生産法人が障害者の特性をよく理解できていなくても、施設の職員に頼みたい作業の内容を説明すれば、それを職員が障害者の特性を踏まえて分担させることで農作業を効率よく行うことが可能となる。また、社会福祉法人等の方でも、農業の経験がなくても、農家や農業生産法人に作業のコツを教えてもらい行っていくことで、農業に対する知識と経験を蓄積することができる。

ただし、障害者の就農に関心のある農家、農業生産法人と社会福祉法人等それぞれが、お互いを自力で探し出して、交流を深めるとするのは、現実的にはなかなか難しい面がある。そこで、行政部局やJAが間に入り、両者の間をコーディネートしたり、障害者の就労に関心のある農家、農業生産法人、社会福祉法人等が情報交換を行う場を設けるといった支援が各地で

香川県における障害者の農作業支援のイメージ図



資料：香川県社会就労センター協議会作成

行われ始めている。

2. 農家、農業生産法人と社会福祉法人等とを結びつける行政支援の事例

例えば、香川県では、同県の社会就労センター協議会が共同受注窓口となり、「作業を委託したい」農家等と「作業を受託したい」障害者施設等をマッチングする支援を実施している。同県では、平成21年度にニンニクの収穫作業で人手が不足している農家に、作業を行える社会福祉法人等を斡旋することを試験的に始めたが、25年度現在、同県協議会のメンバーである約80の福祉施設のうち、施設の外で障害者が作業を行える体制にある24施設が参加しており、実施面積33ha、作業料金約1千万円というところまで事業が拡大している(ニンニクに加えて玉ねぎ、キャベツ、馬鈴薯、レタス等も、収穫に加えて定植、調整、マルチ撤去、除草等もというように、野菜の種類も作業の種類も増えている)。

このように、受委託作業の種類と量が拡大した背景には、作業を委託している農家による障

害者の障害特性や作業能力に対する理解が深まったことが挙げられる。こうした作業受委託が発展し、既に、障害者を雇用する農園も出現している。

協議会では、こうした取組みにおける農家、農業生産法人のメリットとして、①農繁期等の安定した労働力確保に繋がる、②重量作物(玉ねぎ、キャベツ等)、高齢農家の労働力として力を発揮してもらえる、③適期に短期間で収穫ができるので、品質向上に繋がる、④面積・量による出来高払いのため、時給・日給のシルバ一人材派遣事業より作業料金が安いことなどを挙げている。また、これらが参加農家の面積拡大、品質向上に結び付き、結果として農家の収益も向上している点を指摘している。

他方で、社会福祉法人等のメリットとしては、①障害者の工賃の引き上げが可能になる、②汗をかく喜び、体力づくり、ストレス発散、農家や自然とのふれあいといった内職的な作業にないメリットを享受できる、③地域農業の振興の面で社会貢献ができ、農家に感謝されること

## お役立ち情報

で障害者もそのことを実感できる、④福祉施設間で共同作業による助け合いや仲間づくりができることなどが挙げられている。このように、農業サイドと福祉サイドが連携することで、ウイン・ウインな関係を構築できることが香川県での取組みからも明らかになっている。

アグリビジネス経営塾第 633 号（平成 26 年 12 月 18 日発行）

### 〔農と医療福祉〕

## 広がる障害者の農業分野での就労に向けた取組み（その3） ～ 農作業受委託を通じた農家と社会福祉法人等との連携 ～

農林水産政策研究所  
総括上席研究官（農業・農村領域）  
吉田 行郷

### 1. 農家、農業生産法人による障害者雇用

近年は、福祉施設との交流や障害者の体験受け入れ等を一歩進めて、農家や農業生産法人が自ら障害者を雇用するようになり、やがて、障

害者雇用を積極的に拡大することで経営の発展に結びつけている事例が出てきている。今回は、そうした取り組みの先進事例として、農業経営が障害者の所属する NPO 法人を別途設立した（有）岡山県農商と農業経営がそのまま障害者を雇用する京丸園（株）という2事例を紹介する。

### 2. （有）岡山県農商（岡山県岡山市）

岡山県農商の代表は、1989 年に農業に新規参入しネギの生産を開始している。社会福祉法人のグループホームと同社の圃場が隣接していたため、障害者との交流が生まれ、その経験から障害者雇用にも関心を持ち始めていた。経営面積の拡大とともに雇用労働力を導入する必要が生じ、1998 年に経営を法人化し、同時に障害者雇用も開始している。その後、経営規模が拡大する中で障害者を本格的に雇用するには現行の体制では困難であると判断し、2008 年に障害者が所属する NPO 法人岡山自立支援センター（以下、自立支援センター）を別途設立した。

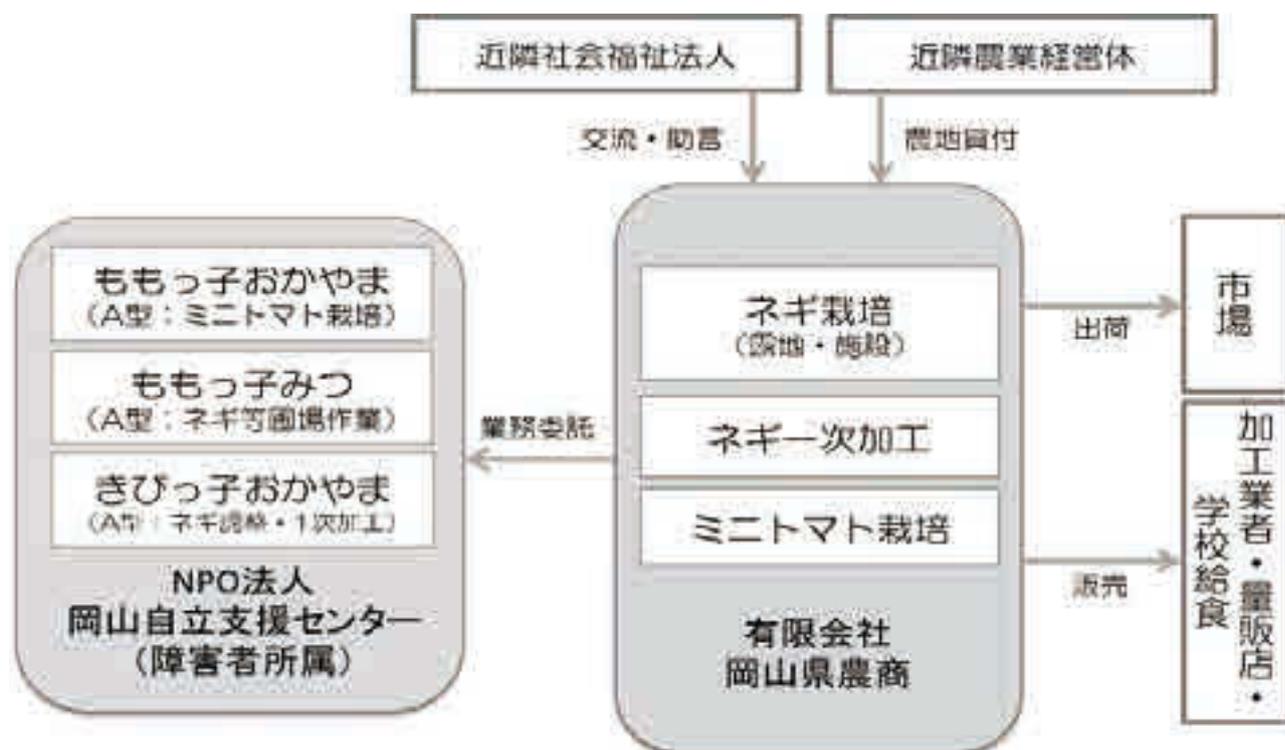


図 岡山県農商の主体間関係

資料：聞き取り調査より農林水産政策研究所小柴有理江研究員が作成

## お役立ち情報

これにより、障害者の直接雇用から障害者の所属先である NPO 法人への作業委託を行う形へと体制を変えている。

岡山県農商は、現在、露地および施設ネギ生産を中心に周年栽培し、経営耕地面積は 7ha にまで拡大し、青ネギ栽培のほか、ミニトマトの施設栽培、ネギの 1 次加工等にも取り組んでいる。岡山県農商自体の従業員は 6 人であるが、自立支援センターでは、福祉サイドからの支援を受けつつ職員 20 人、障害者 45 人が働いている。障害者はネギの圃場作業の他、出荷・調整作業や一次加工、ミニトマトの収穫作業等を行っている。周辺の農家の高齢化に伴い、農地を借り受けてほしいという要望が増えており、それを岡山県農商が引き受け、増加する作業を自立支援センターが相次いで福祉事業所を立ち上げ雇用する障害者を増やすことで対応してきている。

### 3. (株)京丸園(静岡県浜松市)

京丸園は、代々農業を営んできた農家で、かつては水稲、露地野菜を中心としていたものの、1973 年にミツバの水耕栽培を開始している(2004 年に株式会社化)。その後、水耕栽培部門を強化し、現在水耕栽培の面積は 1ha に達している。水耕栽培では、ミニミツバ、ミニネギ、ミニチンゲンサイ等を周年栽培し、それらを自社ブランドで販売している。

障害者の雇用については、規模拡大に伴い人手不足が顕在化した 1996 年から開始している。短期間の体験受け入れから始め、その後障害者を本格的に雇用し、その数を年々増加させている。人数が増えた障害者をフォローする必要性が出てきたことから、2001 年には社内に障害者が所属する「心耕部」を設置し、担当のスタッフを配置して障害者のケアや作業管理を行っている。なお、それぞれの障害者にあった就労環境を確保すれば、サポートする職員を数多く配置しなくても高い生産性を実現できるとの判断から、岡山県農商のような別法人は設立していない。

従業員数は社員・パート合わせて 64 人であり、そのうち障害者が 20 人を占めている。こうした障害者の受け入れ過程では、障害者の特性に適した作業体系や機械の開発、コミュニケーション手法等を試行錯誤しながら確立し、障害者雇用と売り上げの拡大を両立させている。

アグリビジネス経営塾第 642 号(平成 27 年 2 月 26 日発行)

〔農と医療福祉〕

## 広がる障害者の農業分野での就労に向けた取組み(その 4) ～ 障害者福祉施設による農業への本格参入 ～

農林水産政策研究所  
総括上席研究官(農業・農村領域)  
吉田 行郷

### 1. 社会福祉法人、NPO 法人による農業分野への本格進出

連載の第 1 回目で、農業活動を実施している障害者福祉施設が増加していることを紹介した。そして、その活動内容を見ると、自給的な農業活動にとどまっている施設もあれば、収益事業として本格的に農業に取り組む施設もあった。今回は、後者の農業分野に本格的に参入している障害者福祉施設、その中でも、「認定農業者」として認定され、地域農業の重要な担い手として期待されている先進事例として、社会福祉法人「くりのみ園」と NPO 法人「UNE(うね)」の 2 事例を紹介する。

### 2. 社会福祉法人「くりのみ園」(長野県小布施町)

くりのみ園の代表は、1997 年に、知的障害者通所授産施設を小布施町に開設し、当初より自然循環型農業に取り組んでいる。それまで、地域の障害者福祉施設でも農業をやっているところはあったが、いずれも自給的な農業活動であった。そこで、退路を断ち、本格的に農業を始めるために「くりのみ園」が立ち上げられた。くりのみ園では、施設開設後、順調に経営規模

## お役立ち情報

を拡大しており、2010年には、社会福祉法人として「農業経営基盤強化法」に基づく認定農業者に認定されている。また、6次産業化にも積極的に取り組み、2013年には、6次産業化認定事業者にも認定されている。

くりのみ園は、2014年8月現在、利用者である障害者52人（うち雇用が22人）と職員20人が、共に平飼い有精卵養鶏3,500羽の飼養と8haの農地を使った無農薬米・大豆・菜種栽培（3.3ha）、無農薬野菜栽培（50種、4.6ha）に取り組んでおり、粕漬け、味噌漬け、スイーツ、ジャム、菜種油等の農産加工、直売所や移動販売車による農産物の直売も実施している。同園では、有畜複合経営による自然循環型農業を軸にして、障害者の自立、耕作放棄地の引き受け等による地域農業の維持、持続可能な社会の実現に取り組んできている。

### 3. NPO法人「UNE」（新潟県長岡市）

NPO法人「UNE」は、2011年に、障害者の日中の居場所として農場を確保するために立ち上げられた。現在、経営耕地2ha（水田1.2ha、畑0.8ha）に1日平均7～8人の障害者と5～6人の生活保護受給者が農作業を行うために市街地から11km程離れた中山間地にある農村に通ってきている（職員数は8人）。

その後、こうした農場での活動を中心に、農産物の加工・販売、作業の請け負い、地域の高齢者が調理人として働く農家レストラン、空き家を再利用した農家民宿、インターンシップの学生受け入れ等の様々な地域興しの取組を実施してきている。

また、2012年、近隣に花き・野菜栽培、汚泥発酵肥料作りを行う特例子会社「夢ガーデン」（2015年1月現在10人の障害者を雇用）の立ち上げにも関わり、障害者の雇用や研修での受け入れで連携している。

「UNE」では、2013年から長岡市の要請を受け、生活保護受給者をこれまで延べ14人を受け入れているが、これは、生活保護者が農作業を行うことで身体と精神の健康を取り戻すことにより彼らに支払われている医療費の削減を第一の目的としている。また、生活保護受給者は、農作業において障害者の農作業の手助けや指導をするアグリジョブトレーナー的存在となっている。こうした取り組みは、活動に制約のかからないNPO法人ならではの取り組みと言える。

なお、「UNE」は2013年NPO法人として認定農業者に認定されており、農地の集積及び連担化、生産技術の向上による収量・品質の向上、

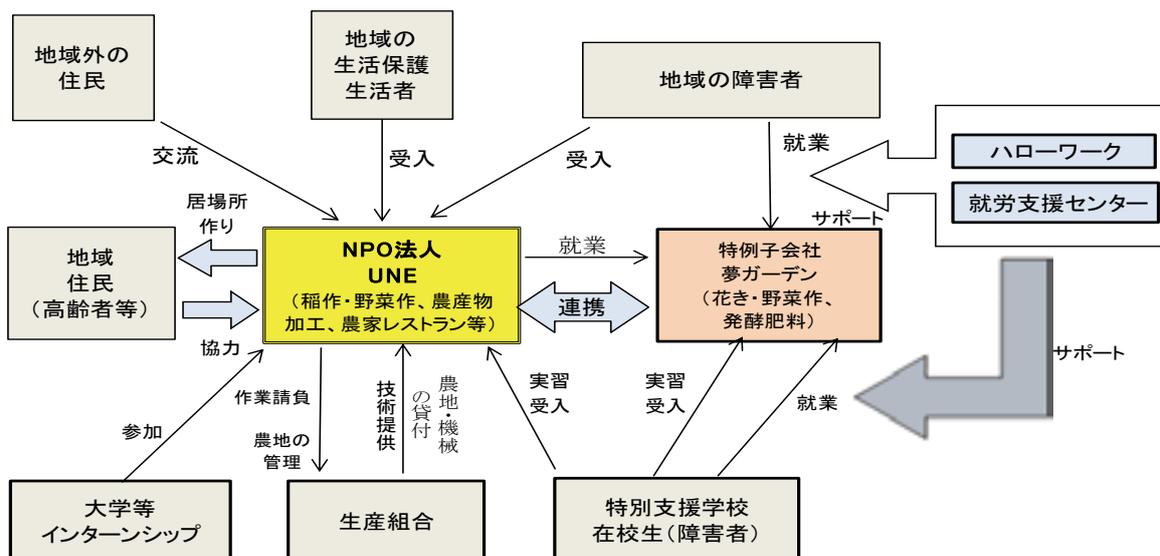


図 NPO法人「UNE」と特例子会社「夢ガーデン」の連携イメージ図

## お役立ち情報

経営の一層の多角化、どぶろく醸造等の6次産業化、そして森林整備といった経営改善に取り組んでおり、地域農業の重要な担い手として期待されている。

アグリビジネス経営塾第644号（平成27年3月19日発行）

### 〔農と医療福祉〕

## 広がる障害者の農業分野での就労 に向けた取組み（その5）

### ～ 障害者福祉施設による農業への本格参入 ～

農林水産政策研究所  
総括上席研究官（農業・農村領域）

吉田 行郷

#### 1. 特例子会社の農業分野への本格進出

連載の第1回目で、企業が障害者を雇用するために設置した特例子会社<sup>(1)</sup>が増加していること、特に近年は、複数ある経営部門の一つが農業というよりは、農業を主体とする会社が増加傾向にあることを紹介した。また、こうして農業分野に本格的に参入した特例子会社の中には、単に農業の担い手として地域で頑張っているだけでなく、地域の農業生産の維持・拡大や地域の農家の経営改善にも大きく貢献している会社が出てきている。

連載の最終回に当たる今回は、そうした先進事例として、「ハートランド」と「ひなり」の2社を紹介する。

#### 2. ハートランド株式会社（大阪府泉南市）

文房具製造企業の「コクヨ」では、自社が外注していた印刷業務を行う特例子会社1社を2003年に既に設置しており、法定雇用率は達成していた。そうした中で、CSR<sup>(2)</sup>活動としての位置付けで、知的及び精神障害者の新規雇用を目的に、2社目の特例子会社として「ハートランド」を2006年に設立し、水耕栽培を開始している。2000年以降、障害者福祉分野から水耕栽培で農業分野へ進出した幾つかの先行事例があったことに着目し、水耕栽培を行うこと

を決定している。「ハートランド」はサラダホウレンソウの生産に特化しているのが特徴で、既に経常収支黒字を達成しており、一層の事業拡大で営業収支の黒字化が展望できる段階にあり、レトルト・スープの製造等の6次産業化に取り組んでいるほか、スーパーチェーンとの更なる取引拡大を模索している。具体的には、障害者雇用で水耕栽培を行う法人が相互に連携することで、安定出荷・安定価格を実現し、「美味しい野菜」をより多くの顧客へ広め、結果として、各法人が水耕栽培を事業として成り立たせる仕組み作りを目指している。さらに、周囲の7つの障害者福祉施設から施設外就労の形で、1週間に延べ100人の障害者を受け入れており、地域の社会福祉にも大きく貢献している。



＜サラダホウレンソウの栽培風景＞

#### 3. 株式会社ひなり（静岡県浜松市）

「伊藤忠テクノソリューションズ」（CTC）が障がい者雇用を進めるために設立した特例子会社「ひなり」では、主要オフィスに設置されているマッサージルームでのサービス提供、CTC各オフィスの執務エリアの美化サービスを実施すると同時に、同社の浜松事業所も立ち

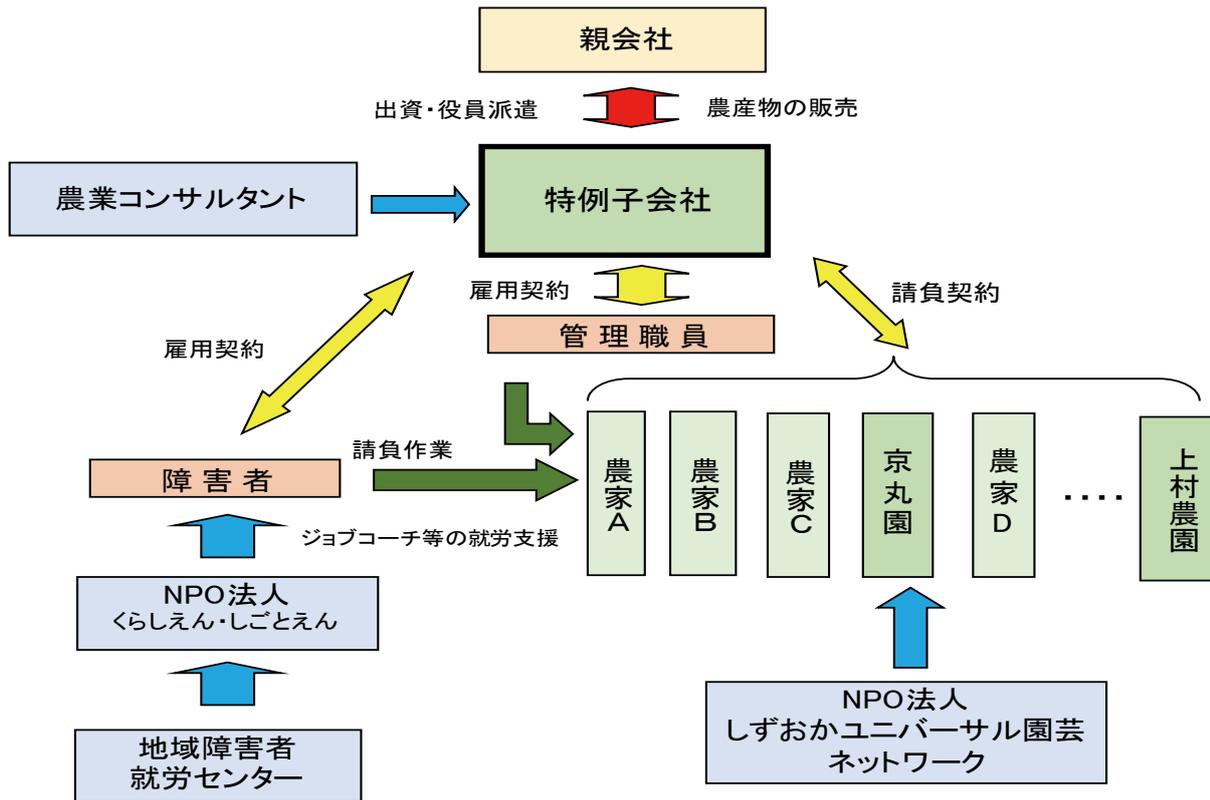


図 ひなり浜松事業所を中心とした地域の連携

資料:関係者からのヒアリング結果を基に、筆者らが作成。

上げ、障害者を現地採用して、農業に付帯する軽作業を複数の農家から請け負う業務を行っている。直接農業を行うのではなく、農家と協働することを目的に請負という業務形態を採用している。

「ひなり（浜松事業所）」では、2015年2月末現在、農家9軒から作業を請け負っている。水耕栽培で姫ちんげんさい等を栽培している「京丸園」での収穫・定植作業、アスパラガスのハウス栽培を行っている「上村農園」における収穫・出荷調製作業、果樹農家におけるブルーベリーとみかんの収穫作業のほか、トマト、キャベツ、小松菜等の露地野菜の収穫・定植・出荷調整作業等を請け負っている。雇用されている障害者は全員で20人であり、障害者3~4人に管理者1人の体制を基本に、農家や農園に出向いて作業を行い、農業技術については、管理者と障害者が一緒に作業を行う中で、連携している農家や農園から習得している。「ひなり」

に作業を委託している農家から、「『ひなり』の存在が、経営規模の拡大に繋がった」との声もあり、地域の農家の経営改善に大きく貢献している。

注：(1) 企業では、従業員数の2.0%以上の障害者雇用が義務化されているが、雇用環境の整備などの要件を満たしていると認定された「特例子会社」を設置すれば、そこで雇用した障害者を親会社の障害者雇用の実績としてカウントできる。

(2) corporate social responsibilityの略称で、「企業の社会的責任」の意味。

アグリビジネス経営塾第609号（平成26年5月15日発行）

〔その他：6次産業化〕

6次産業化に伴うリスクへの対応

生産物賠償とリコール（回収費用）

株式会社 損害保険ジャパン

団体組織企画室

## お役立ち情報

相次いで発生している、食品への異物混入による消費者の健康被害など、食品を取扱う業界を取り巻く事業環境は近年ますます厳しくなっており、食品のリコール件数は急増しています。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の食品の自主回収情報によると、平成24年度の食品自主回収件数は合計920件で、過去6年間でおよそ3倍のペースで増加しています。

回収の理由別では、規格基準不適合が140件（15.2%）、品質不良108件（11.7%）、異物混入84件（9.1%）、品目別では、農産物・野菜加工品・酪農製品で113件（12.3%）となっており、直売所で販売する食品に関しても同様のリスクが潜在していると考えられます。

例えば、販売した農産物や食品により食中毒

【理由別食品自主回収件数】

	平成18年度		平成24年度	
	件	%	件	%
表示不適切	130	37.0%	482	52.4%
規格基準不適合	67	19.1%	140	15.2%
品質不良	58	16.5%	108	11.7%
異物混入	46	13.1%	84	9.1%
その他	50	14.2%	106	11.5%
合計	351	-	920	-

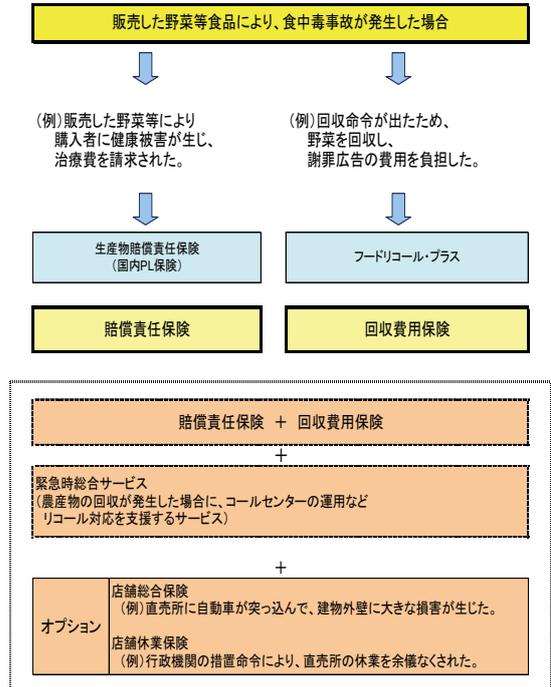
【品目別食品自主回収件数】

	平成18年度		平成24年度	
	件	%	件	%
菓子類	114	32.5%	260	28.3%
調理食品	35	10.0%	114	12.4%
野菜加工品	14	4.0%	48	5.2%
酪農製品	18	5.1%	34	3.7%
農産物	11	3.1%	31	3.4%
その他	159	45.3%	433	47.1%
合計	351	-	920	-

が発生し、治療費を請求されたなど、第三者へ身体傷害に対して法律上の賠償責任が発生した場合には、生産物賠償責任保険（国内PL保険）でそのリスクに対応できますが、問題が発生した食品などの回収費用については生産物回収費用保険に別途加入する必要があります。

2013年1月から、日本農業法人協会の会員にご案内を開始した「直売所保険」では、食中毒など直売所で生じた事故によって、直売所や

運営する農業法人が負う損害賠償責任だけではなく、回収費用（リコール費用）も補償することができます。



通常は、それぞれのリスクに応じた保険に加入する必要がありますが、この「直売所保険」に加入されると基本補償で2つ（生産物賠償責任と回収費用）のリスクをカバーできます。直売所保険の商品概要は以下のとおりです。

### 【加入の対象者】

公益社団法人 日本農業法人協会 会員法人

### 【対象となる施設】

農業法人が所有もしくは管理する、農産物および畜産物等の直売所

### 【対象となる生産物】

直売所で販売するすべての食品

※ただし、雑貨品、飼料、ペットフード、衣料、医薬品などは食品に含まれません。

### 【補償の対象となる直売所・被保険者】

- ・直売所・・・日本農業法人協会の会員である農業法人が運営（所有・使用・管理）する直売所
- ・被保険者・・・当該直売所等を運営する農業法人当該直売所等での販売を委託した「他の農業者」

## お役立ち情報

当該販売所等で販売するために当該農業法人が農産物および畜産物を仕入れた「他の農業者」

### 【保険期間】

平成26年3月1日から平成27年3月1日の1年間ですが、中途加入も可能です。

### 【保険料例】

- ・本商品の保険料は、直売所の最近の会計年度（1年間）の売上高によって保険料（1年間）が決定されます。

#### <お支払限度額>

- ・賠償責任保険：1億円（自己負担額：なし）
- ・回収費用保険：300万円（自己負担額：3万円）

#### <直売所の売上高>

- ・1億円（直近決算時）の場合  
⇒年間保険料 100,000円

※オプション補償を除いた保険料例です。保険料は売上高によって変わります。

直売所等で販売する農作物や食品の安全・衛生管理を徹底していただくことにより、これらのリスクを低減することが可能であると考えられますが、経営安定化の一手段としてご検討下さい。

直売所保険のご加入方法などの詳細は協会専用HPにてご案内しておりますのでご覧ください。

[http://hojin.or.jp/agri/sale\\_i/](http://hojin.or.jp/agri/sale_i/)

アグリビジネス経営塾第614号（平成26年7月3日発行）

## 1. 異常気象の発生状況

近年は、気候変動による異常気象が世界各地

[その他：天候デリバティブ]  
農業経営における収益安定型経営  
をサポートする  
『天候リスク』ヘッジ制度（天候  
デリバティブ）の活用

株式会社 損害保険ジャパン

団体組織企画室

で発生しており気象庁の発表によると今年は「エルニーニョ現象」が発生する恐れが高まっているとの見解が出されています。

また、過去10年間の異常気象による農林水産被害額は、下表のとおり、全国各地で毎年、数百億円から数千億円規模となっており、農業経営においては自然災害リスクへの万全の備えが今後ますます重要になると考えられます。

過去10年間の異常気象による農林水産被害（全国計）

【単位：億円】

	農林水産物被害額			
	（地震除く）	台風・豪雨・低気圧	冷害・降雪	その他
平成15年	4,199.9	140.6	3,938.0	121.3
平成16年	2,346.5	2,245.8	0.0	100.7
平成17年	401.8	191.7	138.1	72.0
平成18年	590.3	469.7	115.6	5.0
平成19年	252.6	233.9	0.0	18.7
平成20年	133.4	22.5	0.0	110.9
平成21年	147.7	138.2	0.0	9.5
平成22年	125.6	10.8	101.5	13.3
平成23年	289.6	190.2	45.6	53.8
平成24年	164.5	141.1	7.2	16.2

## 2. 異常気象への備えとしての天候デリバティブ

このような異常気象に伴う、収益減少や支出増大が懸念される場合「リスクヘッジ※」のひとつとして「天候デリバティブ」が活用できます。

※リスクヘッジ・・・リスクを軽減・回避すること

### 「天候デリバティブ」とは・・・

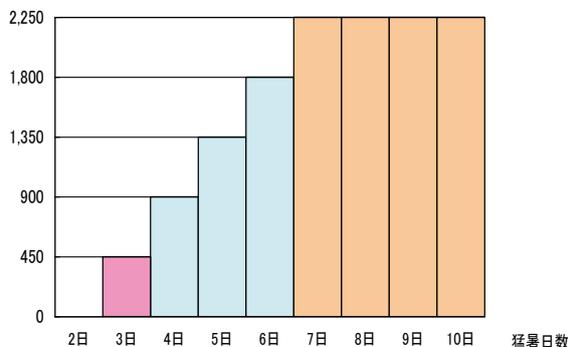
冷夏・猛暑・長雨等の天候により（農作物が不作で収穫高が減少するなど）売上が減ってしまった場合、「天候リスク」をコントロールし、収益の平準化を可能とした商品です。これまで難しかった天候による収益変動を一定の条件のもと、緩和することが可能となり、安定した事業経営に寄与する商品です。天候デリバティブは、気温、降水量、積雪深、風速などあらかじめ定める気象に関する指標の観測結果に基づき受取金の額が決定します。

■ご契約イメージ（猛暑リスクの場合）

## お役立ち情報

契約者(業種)	農業(稲作)
観測期間(対象期間)	20XX年8月1日~20XX年10月31日の全日
参照観測地点	XX气象台
観測結果(インデックス)	最高気温が33℃以上となる日の合計日数
免責日数	2日
オプション料(掛金)	300万円
単位価額	上記対象日数が免責日数を上回る場合、1日につき450万円
最大受取金額	2,250万円(単位価額の5日分)

受取金額(万円)



※猛暑日数が2日以下の場合には受取金額はありません。

※上記の表、グラフはあくまでも目安となる契約例を記載しています。天候デリバティブは、お客さまの地域・ニーズに応じた個別の制度設計を行う、**オーダーメイド方式**です。

### 3. 天候デリバティブに関するQ&A

天候デリバティブに関して、よくお問い合わせを受ける内容についてQ&A形式にまとめました。

Q1：誰でも加入できるのですか？

⇒A：法人のお客さまの天候リスクに対応することを目的とした**金融商品**です。個人のお客さま(個人事業主も含む)は、ご契約いただくことはできません。

Q2：受取金額は、いくらでも設定することができますか？

⇒A：天候デリバティブは、天候不順のリスクに対応することを目的とする商品です。資産運用・賭博・投機目的のご加入はできません。単位価額や最大受取金額は、お客さまが気象変動によって被害を受ける可能性のある範囲内で設定させていただきます。そのため、この契約にあたっては、お客さまの財務諸表などの客観的資料を確認させていただきます。

Q3：観測期間やオプション料に制限はありますか？

⇒A：観測期間は、1週間以上1年以内で決めることができます。またオプション料は最低30万円(日本農業法人協会会員様限定)からとなります。

Q4：気象に関する指標の観測地点は、どこでもいいのですか？

⇒A：気象庁気象官署(全国約150か所)および気象庁アメダス(全国約1,300か所)から、お客さまの営業拠点やマーケットなど、ニーズに合致する場所を選ぶことが可能です。

Q5：実際に損害がなければ、支払いはないのですか？

⇒A：あらかじめ定めた気象に関する指標の観測結果にもとづいてお支払いしますので、実際の損害額とは直接は関係しません。そのため、実際の損害額とお支払いする受取金の額の違いが生じることがあります。

Q6：オプション料は損金処理できますか？

⇒A：オプション料は契約期間終了後に損金処理することとなります。

◆「天候デリバティブ」のご契約の流れや問合せ先等は、協会専用のHPにてご案内しておりますのでご覧ください。

[http://hojin.or.jp/agri/safety\\_net/post\\_6.html](http://hojin.or.jp/agri/safety_net/post_6.html)

【販売会社の概要】

**■引受保険会社**  
 損害保険ジャパン日本興亜株式会社/  
 株式会社損害保険ジャパン  
 登録金融機関 関東財務局長（登金）第142号  
**■本店所在地**  
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1  
**■加入協会**  
 日本証券業協会

アグリビジネス経営塾第628号（平成26年11月6日発行）

[その他：農業政策]  
**農業法人投資育成制度による投資を規模拡大等に活用しませんか？**  
 農林水産省経営局金融調整課

農林水産省では、規模拡大等に意欲的に取り組む農業法人に対して、そのために必要な資金を円滑に供給するための仕組みとして「農業法人投資育成制度」を運用しています。今回は、同制度の内容についてご案内いたします。

§「農業法人投資育成制度」とは？

農業法人の自己資本比率の水準は、天候リスク、投資から回収までに時間がかかる等、農業特有の要因により、他産業と比べて低い状況にあります。

農業経営の信用力を強化し、販路拡大、生産量の増大、加工及び流通への取組みなどを実現するためには、自己資本の充実を図る必要がありますが、農業法人の経営者や従業員などからの増資には限界があるため、金融機関等の外部から成長資金を取り込むことが重要となります。

「農業法人投資育成制度」とは、規模拡大等に意欲的に取り組む農業法人に対して、資金供給が円滑に促進されることを目的として、平成14年に制定された「農業法人に対する投資の

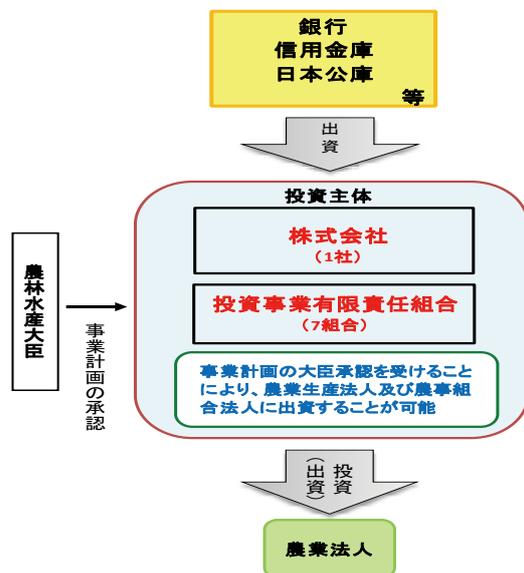
円滑化に関する特別措置法」に基づき開始された制度であり、これまで平成14年10月に設立された「アグリビジネス投資育成株式会社」が同法に基づき農業法人への出資を行ってきたところです。

また、多様な投資主体から農業分野に成長資金を取り込むことを目的として、平成25年の同法改正により、従来の株式会社に加えて投資事業有限責任組合も本制度を活用し農業法人へ出資を行うことができるようになりました。

具体的には、農業を地域の基幹産業と位置付けて積極的に投資をしようとする民間金融機関等が、農業法人に対する投資育成計画を作成し、その計画について農林水産大臣の承認を受けることにより、農業生産法人に出資することができる（ただし、無議決権株式に限る。）、株式会社日本政策金融公庫の出資を受けることができる、などの支援措置が受けられるようになるものです。

なお、本制度を活用した投資主体が株式会社の場合は、株式会社（特例有限会社を含む。）、持分会社及び農事組合法人形態の農業法人が投資対象となりますが、投資主体が投資事業有限責任組合の場合は、株式会社（特例有限会社を含む。）形態の農業法人のみが投資対象となります。

【制度の仕組み】



## お役立ち情報

出資を受けるための申込みについては、下記の株式会社又は投資事業有限責任組合にお申し込みいただくこととなりますが、ご不明な場合は最寄りの株式会社日本政策金融公庫支店又は農林水産省経営局金融調整課までご相談ください。

### **§ 本制度に基づき農業法人へ投資を行っている投資主体一覧（平成 26 年 10 月 31 日現在）**

#### ○アグリビジネス投資育成株式会社

（日本全国の農業法人が対象）

TEL03-5283-6688

#### ○SMBG アグリファンド投資事業有限責任組合

（日本全国の農業法人が対象）

TEL03-3295-3336

#### ○ひろしん農業育成投資事業有限責任組合

（広島県内の農業法人が対象）

TEL082-245-1033

#### ○えひめアグリファンド投資事業有限責任組合

（四国地域の農業法人が対象）

TEL089-933-1513

#### ○OFFG 農業法人成長支援投資事業有限責任組合

（九州地域の農業法人が対象）

TEL092-291-8123

#### ○さんぎん農業法人投資事業有限責任組合

（三重県及びその周辺地域の農業法人が対象）

TEL03-6212-2511

#### ○いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合

（愛媛県内を中心に中四国内及び九州内の農業法人が対象）

TEL089-933-8804

#### ○北洋農業応援ファンド投資事業有限責任組合

（北海道内の農業法人が対象）

TEL011-231-3053

### **§ よくある質問**

Q1. 融資を受けるのがいいか、出資を受ける

のがいいか、どうやって判断したらいいのですか。

A1. 融資の場合は、融資を受けた先の利益の有無にかかわらず、予め約定したスケジュールで元利返済を行う必要があります。

出資の場合は、出資を受けた先において利益が発生した場合に限り、その利益に応じて出資者に配当を行うこととなります。

こうしたそれぞれの性質を踏まえ、貴法人の財務状況を勘案しつつ、今後着実に成長していくためには融資又は出資のどちらを利用したほうがいいのかを判断していただく必要があります。

Q2. 本制度に基づく出資を受けるとどのようなメリットがあるのですか。

A2. 一般的に、出資を受けることにより、貴法人の純資産額が増え、自己資本が増強されることとなり、対外信用力の向上につながったり、金融機関等からの融資を受けやすくなったりするほか、加工流通業者との安定的な取引が行いやすくなることが考えられます。

さらに、投資主体である大臣承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合から経営又は技術についてアドバイスを受けることも可能です。

Q3. 農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合からの出資金の用途に制約はありますか。

A3. 出資金であるため、基本的には資金用途に制約はありませんが、投資主体から出資を受ける際に、その用途について、例えば、設備投資に限るなどの投資契約を投資主体との間で行った場合は、当該契約の内容に従っていただく必要があります。

Q4. 農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合は、出資先である農業法人の経営にどこまで関与するのですか。

## お役立ち情報

A4. 出資というリスクの高い資金を供給する場合は、通常、出資者から定期的に経営状況について報告を求められます。また、投資主体と出資先の農業法人との契約上、例えば、農業法人に大きな影響を与える経営判断を要する場合は、投資主体に事前に相談するなど、当該農業法人への関与について予め取り決めをするのが通例となっていますが、それぞれ事情が異なりますので、詳細は出資を受けたい株式会社又は投資事業有限責任組合にお問い合わせください。

■担当 農林水産省経営局金融調整課  
政策金融グループ 蛸子、有川、木元

■連絡先 代表：03-3502-8111（内線 5251）  
直通：03-6744-1395  
FAX：03-3502-8081

メール：aif@nm.maff.go.jp

■農林水産省ホームページ（農業法人投資育成制度）  
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/toushikusei/toushikuseiseido.html>

アグリビジネス経営塾第 632 号（平成 26 年 12 月 4 日発行）

〔その他：肥料情勢〕

### 最近の肥料情勢

J A 全農肥料農業部

#### 1. 世界の肥料・原料情勢

(1) 世界の人口は 2011 年 10 月 31 日に 70 億人を突破した。2050 年までに 90 億人を突破し、21 世紀末までに 100 億人に達すると見込まれている。人口増に加え、経済発展にともなう食生活の改善により「食肉」（畜産物）の消費が増加し、その「えさ」となる穀物需要が増大している。さらに、バイオエタノールなどバイオ燃料向け原料穀物需要も増加している。これにともない、穀物の国際価格は 2007 年以降上昇し、高値水準で推移している。

(2) 世界の穀物価格の高水準での推移を受けて、主要農産物生産国では作付け意欲が高まっている。しかし、ブラジルなど一部を除けば、穀物生産に適した農地の拡大には限界があり、肥料投入量を増やすことで収穫増を目指す結果、肥料消費が大きく伸びている。

(3) 肥料の 3 大要素のうち、リン酸質肥料の主原料であるリン鉱石と、加里質肥料原料である塩化加里は鉱物資源で、世界的には偏在している。日本はそのほぼ全量を輸入に依存している。

(4) リン鉱石は、モロッコ、中国（貴州省、雲南省等）、米国（フロリダ）、ヨルダン、ロシア、ブラジル、南アフリカ等で産出する。近年サウジアラビアやペルーでも開発が進んでいる。リン酸質肥料の世界貿易はリン鉱石そのものに加え、リン酸液、加工したリン安の 3 形態で行われる。リン酸液は、モロッコ、中国などを中心に増加が予想される。リン安の世界最大の輸出国であるモロッコで 2016 年までに 5.6 百万トン生産能力が拡大する。同年には世界計で約 11 百万トンの生産能力増が見込まれている。

(5) 塩化加里はカナダ、旧ソ連（ロシア・ベラルーシ）、ドイツ、イスラエル、ヨルダン等で産出する。近年は中国での生産量が増加している。新規マインの開発はカナダで 2 百万トン／年が 2016 年から生産開始予定となっているが、資源メジャーも関心を示している。主要国の他に、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ラオス等でも開発計画があり、世界合計で 2010 年 74 百万トンが 2025 年には 129 百万トンに増加する見通しである。

(6) 窒素質肥料で最大を誇る尿素の 2012 年の世界の生産量は 161 百万トン（有姿）、貿易量は約 43 百万トン（有姿）に及んでいる。2007 年から 2017 年の新規生産は毎年 4 百万トンー 17 百万トン、累計で 96 百万トンとなっており、工場稼働率は 85%以上だったものが、70%程度まで低下する見込みである。尿素需要は着実

## お役立ち情報

に伸張することが予測されるが、当面は供給の伸びの方が大きく、しばらくは供給>需要の構造が続くものと思われる。

(7) このように、世界の肥料原料生産は、将来的な需要増を見込んで増産投資が着実に進んでいる。世界の肥料需要は着実に増加が見込まれているものの、鉱山・工場が新規に稼働すると階段状に供給が増えるため、需要が追いついてくるまで供給過剰の状態になる。需要の伸びと供給の伸びが追いかけてこをす状況が続くものと思われる。

### 2. 最近の肥料情勢

(1) 尿素の国際市況は、北米やインドの需要が好調であるが、穀物相場下落や原油市況が値下がりに転じたことから昨年に比べ盛り上がり欠く状況となっている。リン安は、北米等の需要が旺盛なことなどから、値上げ基調となっている。今後さらにインドなど需要国の購入などの要因により、上昇基調が続く可能性がある。加里の国産市況は昨年、旧ソ連の山元が分裂し市況は大きく下落したが、今年春以降は、米国・ブラジルなど主要な需要国向けの出荷が好調なことから上昇基調となっている。特に硫酸加里は米国の大手サプライヤーの輸出停止により、世界需給がひっ迫しており、大幅な値上げとなっている。

(2) 2014 年前半の為替相場は、103 円前後の非常に狭いレンジで推移した。9 月に入り、アメリカの長期金利の上昇にともない急激に円安ドル高が進行し、2008 年 8 月以来の 110 円台の円安となった。10 月中旬には、急激に進行した円安ドル高に対する調整やアメリカの長期金利や株価が下落したため一旦 105 円台まで相場を戻した。

(3) JA 全農は、平成 26 年春肥(11 月～)の県 J A ・経済連向け供給価格を発表した。国際市況を反映し尿素などの窒素質肥料は値下げ、リン酸質肥料と加里質肥料は国際市況が上昇傾向であることから値上げの方向となった。この結果、代表的な高度化成の基準とした一般銘

柄である 15-15-15 は若干の値上げとなったが、前期秋肥での値下げ幅が大きかったため、25 肥料年度春肥対比では多くの品目で値下げとなっている。一方、価格が上昇している魚粕やフェザーミール等の動物質有機原料を使用している有機化成などは値上げ幅が大きくなっている。

(4) 10 月末に米国の金融緩和の解除に対し日銀が追加の金融緩和を発表したため、円は 115 円まで急落した。今後も円安基調で推移するとの見方が強く、急激な円安による原料コストの上昇が懸念される。

### 3. JA 全農は施肥コスト抑制対策、肥料原料安定確保を引き続き強化

こうした状況を受け、JA 全農は①土壌診断にもとづいた適正施肥、②施肥コスト抑制銘柄(リン酸・加里の低い肥料や、鶏糞燃焼灰や家畜ふん堆肥など国内地域資源を活用した肥料、基肥一発施肥などの省力施肥肥料)の推進強化、出資した中国のリン安メーカーからの輸入拡大、および、インドから輸入する安価なひまし油粕(有機質原料)の活用拡大などに取り組んでいる。

アグリビジネス経営塾第 637 号(平成 27 年 1 月 22 日発行)

〔その他：人材育成〕

## 日本農業経営大学校学生からの 学校紹介

日本農業経営大学校 大月 駿

日本農業経営大学校 1 期生の 大月 駿 です。この学校は名前に「農業」と入っていますが圃場はありません。2 年間の在学中は基本的には椅子に座り、経営学を始め、農業経営者に必要な様々な授業を受講します。時々ヨガやダンスなどの体を動かす授業もあり、カリキュラムの内容は多彩です。

2 年生はこの時期になると卒業研究として事業計画を策定することになっています。私の

## お役立ち情報

場合は、今現在の実家の経営を変えるための新規事業の構想とそのファイナンス計画、顧客を掴むマーケティングや、日本の首都・東京の消費者の分析や観察をおこなった上での考察を盛り込み、実際に金融機関にプレゼンテーションできるレベルの計画書を目指しています。



農業実習研修中の大月さん（左）

この学校で「学んだな」と強く感じたのは、学校生活2年間のカリキュラムの中でも「肝」の部分である「実習」。1年次の4ヶ月間に及ぶ住み込みの農業実習は、今まで他所で農業をしたことのない私に経験と発見を与えてくれました。

2年次では、他の教育機関にはない3ヶ月に渡る企業実習。私は、長野県内に数十店舗を展開するスーパーマーケットでお世話になり、そのスーパーマーケットの仕組みやこだわり、利用する消費者の動向がよくわかり、将来に繋がる学びができました。



企業実習研修中の大月さん（中央）

私は新規事業として地元長野県での冬季イチゴ栽培を計画しています。その準備として、

この学校を卒業した後は、栃木県のイチゴを生産販売する農業生産法人に2年間就職し、独立できるだけの栽培技術、売り方や顧客作りをしっかりと学んでくる予定です。イチゴ生産量日本1位の栃木県、その中で独自の販路を持ち、ブランド力を持っている会社なので、全く新しいことをやる私にとってヒントが多いのではと期待しています。

私の実家は長野県松本市でスイカを中心にリンゴ、白ネギの生産販売を行う農業生産法人で、スイカとリンゴは独自のブランドを作り、長野県内の小売店を中心に、全国の個人のお客様にも販売を行っております。松本市は四季がはっきりしており、特に厳しく冷え込む冬は育てられる作物が限られているので、法人経営をするにあたって、仕事の確保が課題の一つとしてあります。そこで冬季のイチゴ栽培を取り入れることにより、冬の雇用対策と年間通しての収入が見込め、経営の安定化にも繋がると考えました。

また、イチゴを作るもう一つの理由は、顧客と会社との間に生まれる関係性とイメージを構築したいからです。味覚的に美味しいものを作っても、そこにプラスαの要素、その商品にまつわる物語がないと、消費者の目は引けない時代になってきていると感じます。私は、スイカ、リンゴ、イチゴが持つ色彩を顧客の感情に触れるサービスにしようと考えています。それぞれの果物が一緒になることによって、他所には真似できない商品を提供することができ、全体のイメージもしっかりしてきます。さらに品質を高く維持することで、顧客の信頼と、会社として確かなブランド作りができると思います。自然豊かな長野県ならではの魅力、あえて長野県でイチゴを作る意味などを消費者に伝えていきます。

この学校は全寮制です。2年間同じ釜の飯を食べた仲間達もこの春から全国各地へ散っていく、それぞれの農業を志します。困ったことがあれば頼れるし、もちろん困っていれば助け

#### お役立ち情報

る。そんな関係を作ることができた2年間は、私にとって大きな財産です。

#### ◆日本農業経営大学校からのご案内

日本農業経営大学校では、引き続き第三期生（平成27年4月入学）の募集を行っております。詳細は当校HP又は下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

<http://jaiam.afj.or.jp/>

日本農業経営大学校

入試事務局 TEL : 03-5781-3750

# 農業法人の農業労災予防に関する実態調査結果報告

## — 農作業事故の実態と労働安全衛生教育の重要性を中心に —

東京農業大学 国際食料情報学部  
教授 北田 紀久雄  
助教 原 温久

### 1 はじめに一農業労災に関する実態—

農作業事故死は昭和46年から平成24年までの約40年間にかけて16,186件発生しており、毎年多くの尊い命が失われている。

事故死の発生件数について、昭和46年を100とした指数では、農作業事故死の値が他の事故死と比較し低下していない状況(注1)にある。従来は危険業種の代表格といわれてきた建設業の事故死件数は、昭和46年を100とした場合、平成24年に15.8まで減少させていることから農業界における労災予防や補償対策の充実喫緊の課題といえる。

しかも過去10年間(平成15~24年)は、年平均389人の農作業事故死が起きている。ひとたび農作業事故が起これば、本人や家族に不幸をもたらすだけでなく、経営全体に大きな影響を与えることは免れない。特に農業の場合は、農作業の適期や従業員数が限られていることから、農繁期に貴重な戦力である労働力が労災事故等で不足することによって、経営に大きなマイナスの影響を与えかねない。

また、政府は成長産業の1つとして、農業を位置づけ、政策目標として平成32年度までに農業法人を5万法人とする数値目標を示すなど、農業界における農業法人等の組織経営体の役割・位置づけは高まっていくことが見込まれている。

個人経営の際に暫定任意適用事業(注2)であったとしても、法人化し、従業員を1人でも雇用していれば労災保険の加入が義務づけられる。法人経営を今後増やす際には、そうした従業員の労災保険や労働安全衛生に関する知見を法人経営者がいかに認識するかが重要である。

さらに、日本全体を見た場合、既に超高

齢社会に突入しており、労働人口の減少は避けられない問題である。農地の集積やロボット化、女性や高齢農業者の働きやすい環境づくり、といった経営の効率化や労働資源の有効活用を進めることも重要だが、農業が他産業と比較して魅力ある産業として求職者に選択してもらうことも必要である。

こうしたことから、リスクアセスメントの実施による、農業労災予防策を講じることが求められており、労災予防の取り組みを現場の農業者や農業界全体で推進していくことが必要である。

### 2 調査の目的・概要

本来、農作業事故防止に向けては、事故が発生する要因の解明や事故防止につながる取り組み手法を明らかにすることが求められる。それに加えて、日々の新たな情報の取得や労働安全衛生教育の実施等は必要不可欠であるといえる。

ところが、これまでの農作業事故に関する調査・研究は個人農家を対象としたものが中心であり、農業法人を対象とした調査・研究はみられない。今日、わが国農業の主要な担い手としての役割が期待される農業法人の健全な経営の確保・確立のため、安心安全な労働環境を確立することが必要であり、また有能な人材確保を図る上でも農作業事故防止は重要な課題の一つである。

そこで、農作業事故の発生要因や事故防止の取り組み実態を明らかにすることで、今後の農業法人における農作業事故防止活動に寄与しうる新たな課題を抽出することを目的に昨年度(平成26年度)、日本農業法人協会の会員を対象としたアンケート調査を実施した。

表1 農業法人の属性の概要

単位：法人数

従事者数	女性の有無		65歳以上の従事者の有無		労災保険特別加入制度の加入の有無			
	実数	割合	実数	割合	実数	割合		
1～9人	238	46.5	いる	456	93.3	加入している	325	64.2
10～19人	148	28.9	いない	33	6.7	加入していない	181	35.8
20人以上	126	24.6						
合計	512	100.0	合計	489	100.0	合計	506	100.0

経営作目(複数回答)	経営形態		生産地の立地条件					
	実数	割合	実数	割合				
水稲など	230	44.7	生産	151	30.6	都市化・都市近郊地域	49	9.9
施設野菜	129	25.1	生産・直売	171	34.7	平地農村地域	242	48.9
露地野菜	161	31.3	生産・直売・加工	129	26.2	中山間地域	204	41.2
果樹	75	14.6	生産・直売・観光	12	2.4			
花卉	43	8.4	生産・直売・加工・観光	30	6.1			
畜産	103	20.0						
その他	43	8.4						
合計	514	100.0	合計	493	100.0	合計	495	100.0

注：不明を除く集計結果。以下も同様。

本調査の回答者の属性を示すと、表1の通りである。

### 3 農作業事故の実態と要因

図1は、農作業事故(法人設立以来)の有無の結果である。「農作業事故有り」と回答した農業法人は381法人中188法人(49.3%)であり、農業法人の半数が事故を経験していることが分かる。また、この中で、死亡事故があった法人は4法人であった。

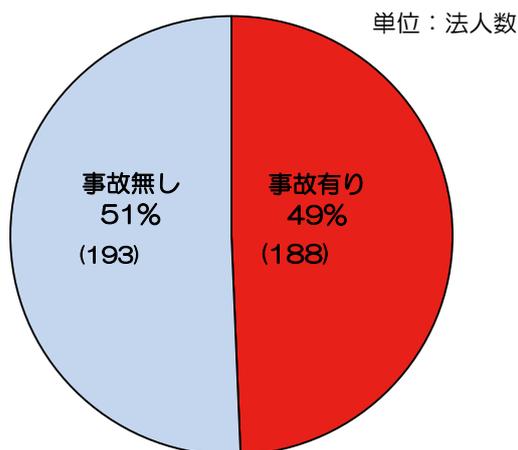


図1 農作業事故の有無 (n=381)

注：法人設立以降の農作業事故が起きた農業法人数(単年度の事故ではない)。

従事者数区分と事故の有無のクロス集計の結果(図2)をみると、規模が大きい法人ほど事故が起きやすい傾向にある。また、経営形態区分によるクロス集計の結果

果(図3)をみると、経営が多岐にわたるほど、事故が起きやすい傾向にあることも読み取れる。

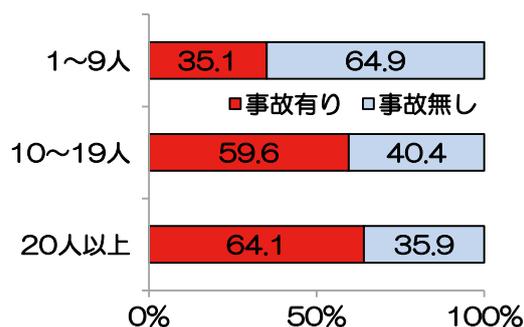


図2 従事者数区分と事故の有無のクロス集計結果

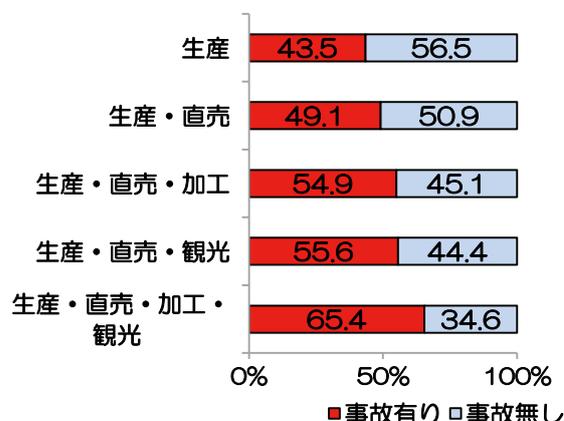


図3 経営形態区分と事故の有無のクロス集計結果

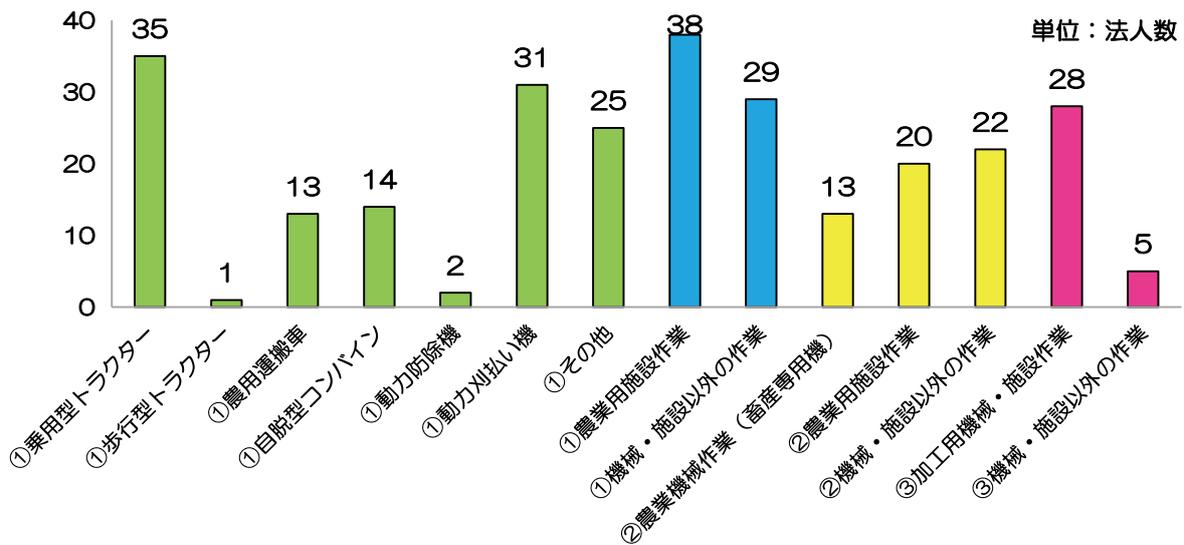


図4 農作業事故 全体（複数回答）

注1：①は耕種部門、②は畜産部門、③は加工部門を指す。

注2：「農業用施設作業」は、梯子から転落、作業舎・畜舎等の屋根から転落等の事故を、「機械・施設以外の作業」は、熱中症・牛に突かれ挟まれ・蜂に刺され・農薬誤飲等の事故を指す。

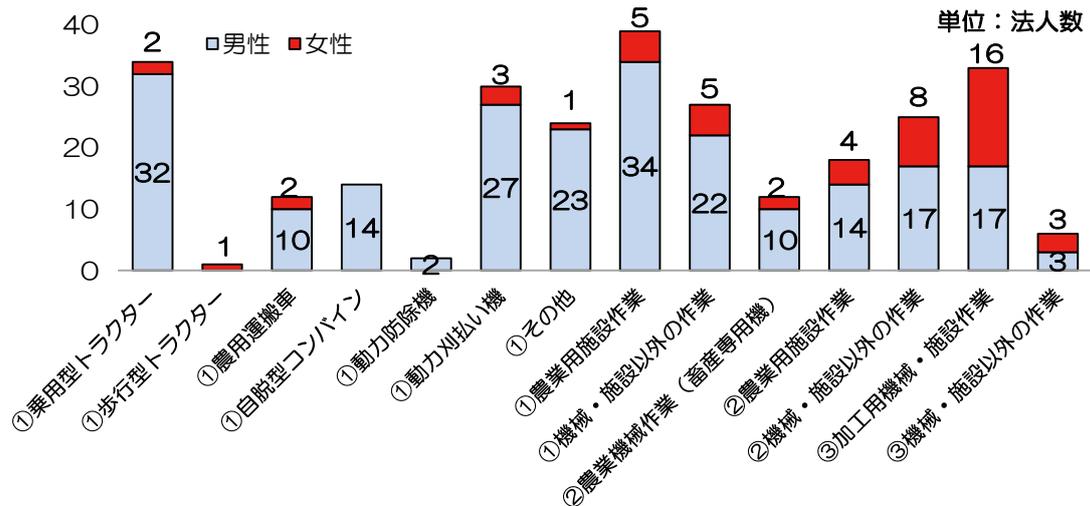


図5 農作業事故 男女別（複数回答）

図4は、農作業事故の発生件数（法人数）を示したものである。農作業事故は、「乗用型トラクター」、「動力刈払い機」、「農業用施設作業」、「機械・施設以外の作業」、「加工用機械・施設作業」が多い。

男女別（図5）でみると、雇用者数の関係上、事故は男性の方が圧倒的に多い傾向にある。女性では「加工用機械・施設作業」の事故が多い点が注目される。

表2は、農業法人と全国の農作業事故の構成割合の比較を示したものである。

全国では「機械・施設以外の作業」の割

合が高いのに対して、農業法人では「農業用施設作業」の割合が高いという違いがみられる。

また、農業機械をみると、「乗用型トラクター」や「動力刈払い機」、「自脱型コンバイン」の割合が高くなっている。

図6は、実際の事故の要因を示したものである。要因としては、「安全軽視」が33.5%と最も高く、次いで「技量・知識不足」19.1%、「心理・肉体系」18.6%、「ほ場環境」16.5%が上位となっている。これら上位の傾向から、農

表2 農業法人と全国との農作業事故の比較

	農業法人	全国	農業法人	全国
乗用型トラクター	35	360	14.4%	9.3%
歩行型トラクター	1	91	0.4%	2.3%
農用運搬車	13	253	5.3%	6.5%
自脱型コンバイン	14	104	5.8%	2.7%
動力防除機	2	71	0.8%	1.8%
動力刈払い機	31	135	12.8%	3.5%
その他	38	586	15.6%	15.1%
農業用施設作業	58	590	23.9%	15.2%
機械・施設以外の作業	51	1,687	21.0%	43.5%
合計	243	3,877	100.0%	100.0%

注1:「農業法人」の数値は法人設立以来の農作業事故が起きた農業法人数(件数ではない)、「全国」の数値は平成23年度に発生した農作業事故の件数。

注2:「その他」は①耕種部門のその他と②畜産部門の農業機械作業(畜産専用機)の合計数、「農業用施設作業」は①耕種部門の農業用施設作業と②畜産部門の農業用施設作業の合計数、「機械・施設以外の作業」は①耕種部門の機械・施設以外の作業と②畜産部門の機械・施設以外の作業の合計数。(今回のアンケート事故項目のうち、加工部門はこの集計から除く。)

出所:農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室(2013)「都道府県等から提供を受けた農作業事故情報の集計結果について(平成23年4月~24年3月まで)」

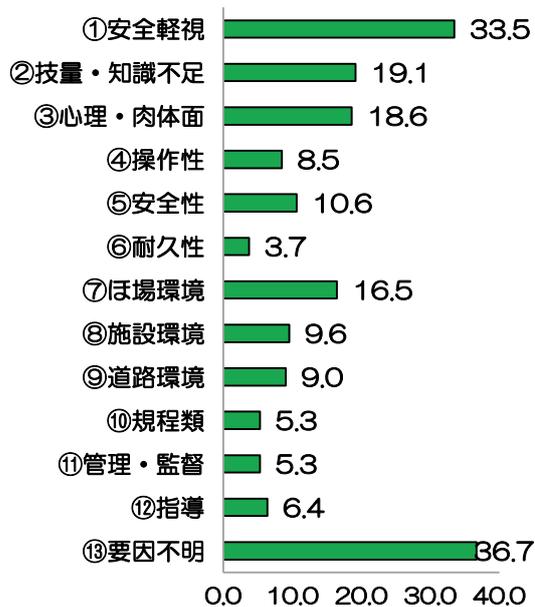


図6 実際の事故となった要因 (複数回答) (n=188)

作業事故の要因は、農業従事者自身による人的要因と作業環境条件から生じていることが分かる。これらを踏まえると、法人においては今後、従業員に対する安全確認のミーティングの実施や機械等の農作業安全の訓練、従業員の適切な労働管

理のほか、ほ場環境の整備・危険個所の把握などが事故を防止する上で重要になると指摘できる。

#### 4 農作業事故防止対策実施の実態と必要な対策・取り組みへの意向

図7は法人内での農作業事故防止対策の有無を示したものである。農作業事故防止のための取り組みについて、「実施している」と回答した法人は67%であり、過半数を超える状況にある。

農作業事故の有無と農作業事故防止対策の有無のクロス集計結果(図8)をみると、農作業事故を起こしたことがない法人よりも起こしたことがある法人の方が防止対策を実施している傾向がみられる。このことから、農業法人では事故を契機として防止対策を取り組んでいると思われる。

農作業事故防止対策の具体的内容(複数回答)について示したものが表3である。法人内での農作業事故防止対策の内容をみると、農薬や燃料、機械、従事者の労働時間・健康の管理、危険な作業の把握や指示については高いものとなっている。

一方で、「始業前に安全・事故発生時の

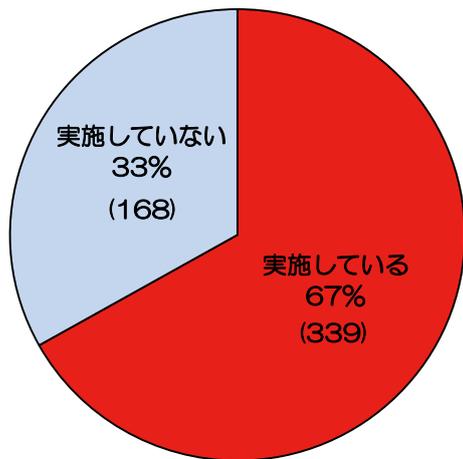


図7 農作業事故防止対策の有無 (n=507)

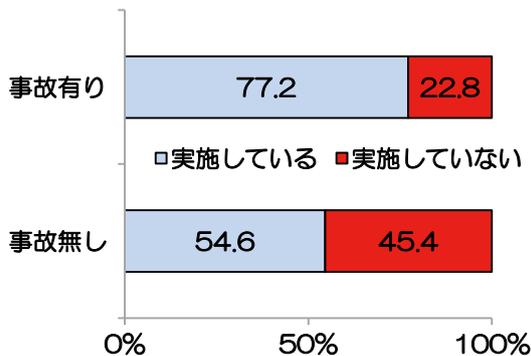


図8 農作業事故と農作業事故防止対策のクロス集計結果

緊急対応のミーティングを実施している」、「労働安全の責任者を置いている」、「「ヒヤリ」・「ハット」した体験の報告の義務づけを行っている」、「新たな安全情報を日々チェックしている」などのこれらの対策も農作業事故防止に向け重要であると考えられるが、実際の取り組み(割合)をみると、低い結果となっている。

図9は法人外(外部)での労働安全衛生教育の実施の有無を示したものである。「受けさせている」と回答した法人は、22%であった。

法人内での農作業事故防止対策の結果と比較すると、低い状況にあることが分かる。

表3 農作業事故防止対策の具体的内容 (複数回答) n=339

内容	実施の有無
1. 農薬、燃料等の適切な管理を行っている	65.8%
2. 従業員の労働時間を適切に管理している	64.0%
3. 農業生産活動における危険な作業等を把握し、指示を具体的にしている	59.9%
4. 機械等の安全装置等の確認、使用前の点検、使用後の整備、適切な管理をしている	56.6%
5. 従業員の健康状態の把握・健康管理を行っている	56.3%
6. 従業員を適正に配置している	56.0%
7. 従業員に対する労働安全教育を法人内で行っている	53.7%
8. 作業の段取りや作業手順の安全化に取り組んでいる	52.2%
9. 機械等の操作に必要な免許の取得・更新(有効期限等)の確認を定期的に行っている	48.1%
10. 農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等による対応を実施している	47.5%
11. 安全に作業を行うための服装や保護具の着用を確認している	46.9%
12. 機械作業や高所作業等の危険を伴う作業の従事者などに対する制限をしている	42.8%
13. 始業前に安全・事故発生時の緊急対応のミーティングを実施している	40.1%
14. 労働安全の責任者を置いている	35.1%
15. 「ヒヤリ」・「ハット」した体験の報告の義務づけを行っている	25.7%
16. 新たな安全情報を日々チェックしている	20.1%
17. 該当なし	22.4%

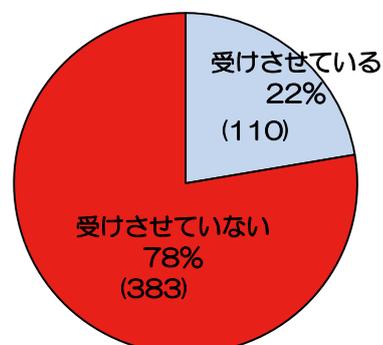


図9 法人外(外部)での労働安全衛生教育の実施の有無 (n=493)

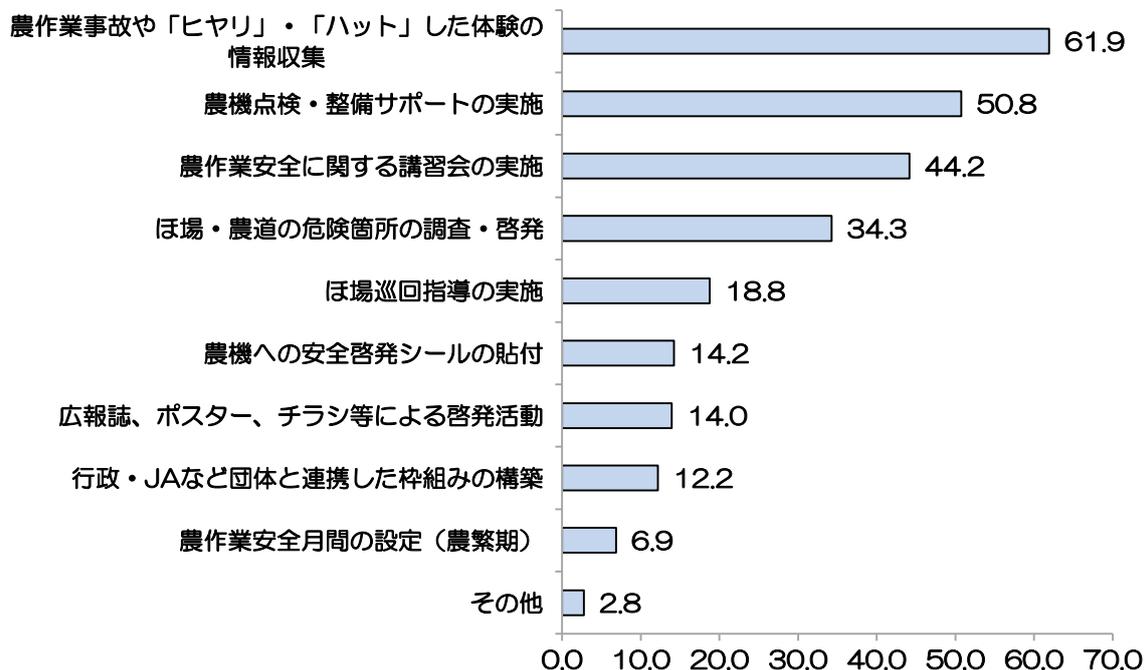


図10 農作業事故防止に必要な対策・取り組み(複数回答)

n=394

図10は農業法人が農作業事故防止に必要な対策・取り組み(複数回答)として、認識している項目である。「農作業事故や「ヒヤリ」・「ハット」した体験の情報収集」が61.9%と最も高い。上述(表3)の事故防止対策の具体的内容である「「ヒヤリ」・「ハット」した体験の報告の義務づけを行っている」の割合と比べると、実際の取り組みと必要性との間にかなりの乖離がみられる。

次いで、「農機点検・整備サポートの実施」50.8%、「農作業安全に関する講習会の実施」44.2%、「ほ場・農場の危険箇所の調査・啓発」34.3%が上位となった。

## 5. まとめ

農業法人における農作業事故の防止に向け、今後以下の点が求められる。

第1に、農業法人では今後、経営の多角化(6次産業化など)に伴い、加工用機械・施設作業(とくに女性の役割)の増加が見込まれることから、経営の多角化に対応した事故防止への取り組みが重要になる。また施設も大型化すれば重大事故に

つながる可能性が高く、大規模化に伴い、より高度なリスク管理が求められる。

第2に、実際の事故では、安全軽視などの人的要因がその原因としてあげられているが、実効性のある事故防止安全対策(例えば、「ヒヤリ」・「ハット」の共有)に取り組んでいる法人はまだ少ない。

農作業事故防止に必要な対策・取り組みへの意向としては、農作業事故や「ヒヤリ」・「ハット」した体験の情報収集を求めるなど、農作業事故防止に対する経営者の意識の高まりもうかがえる。

しかし、それに対する具体的かつ有効な取り組みや対策を講じている法人は少ない。認識と実態のギャップをいかに具体策として埋めていくのが課題である。

第3に、農作業事故を起こした法人は、従業員数の多い大規模法人や経営の多角化に取り組んでいる法人が多い傾向にある。そうした大規模な農業法人では農作業事故を防止するための組織的な取り組みの必要性が高くなり、他産業で確立したリスクアセスメント手法導入の検討が要請される。今回のアンケートでは事故

を起こした法人ほど、農作業事故防止の対策に取り組んでいるという結果が示された。

しかし、それは受動的な対応である。本来は、事故防止対策に取り組んだ結果として農作業事故が少なくなるという結果になるような有効性のある取り組みが早急に求められる。

労働安全衛生法では、経営者（事業主等）の責務として、労働者の安全と健康を確保することが明記されている。コンプライアンスの観点からもそうした意識を経営者等が高めることが必要である。

アンケートには、「事故を起こしたことがないのでわかりません」との法人の回答もあり、危機意識のない農業法人において、事故が起きてからではなく起こる前に事故防止のための取り組みや教育を受けさせることが早急に必要である。

平成 22 年からは全国の関係機関の協力によって、農繁期で事故が多発する春と秋に、「農作業安全確認運動」（図 1 1 などによる周知等を実施）が行われ、平成 25 年には、地方公共団体や農業機械製造業者、農業関連団体等 625 団体が参加し、啓発運動等が実施されている。

農作業事故の防止に向けては、経営者等には就業環境を整備するという意識改

革を促す必要があり、従業員（労働者）には労働安全衛生教育や各種教育・研修を通じた資質向上を図るための研修等の取り組みが必要である。

こうした取り組みを推進するためにも、農業法人の経営者等や従業員を対象とした教育・研修などに参加しやすい場所、回数、コスト面等の条件を整備することが今後求められる。



図 1 1 農作業安全運動ステッカー(2015)

出所：農林水産省ホームページ

([http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/anzen/img/20152.jpg](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/img/20152.jpg))より転載。

### 【脚注】

(注 1)平成 24 年(指数)で、建設業事故死が 15.8、交通事故死 27.1、他産業労災事故死 19.7 に対し、農作業事故死は 96.2 と低下がみられず高いままととなっている。

(注 2)暫定任意適用事業とは、「民間の個人経営の農業の事業であって、5 人未満の労働者を使用するもの」等に該当する事業体のことである。

### 【引用・参考文献】

- ・ 三廻部眞己(2012)『農作業事故は“なぜ” どうして起きるのか—事故を防ぐノウハウと補償対策—』日本農業新聞。
- ・ 三廻部眞己(2015)「日本農業労災学会がめざす事故予防のノウハウと労災補償対策」『農業労災研究』日本農業労災学会、第 1 巻第 1 号、7-14。
- ・ 農林水産省編(2014)『平成 26 年版 食料・農業・農村白書』農林統計協会。
- ・ 農林水産省生産局技術普及課生産資材対策室(2013)『都道府県等から提供を受けた農作業事故情報の集計結果について(平成 23 年 4 月~24 年 3 月まで)』農林水産省ホームページ。

### 3. 会員紹介

ページ

#### (1) 九条ねぎによる地域農業の発展を

96

京都府 こと京都（株） 山田敏之さん

#### (2) 一瞬のひらめきが導いた農産加工

97

茨城県 （有）ナガタフーズ 永田良夫さん

#### (3) 五郎島金時で地域の実需者に応える

99

石川県 （有）かわに 河二敏雄さん

〔農業法人列伝〕

九条ねぎによる地域農業の発展を

京都市伏見区

京都府農業法人経営者会議会長

こと京都株式会社

代表取締役 山田敏之さん

JR 京都駅から近鉄、京阪電車を乗り継いで 15 分。近くに桂川、宇治川の流れる京都市南端の伏見区で山田さんは 1995 年就農した。

それ以前はアパレル・メーカーで営業職を勤めていたが、代々の家業を継いでみても年間売上高は 400 万～500 万円にしかならなかった。いろいろ栽培しての結果なのだから「それ以上にすれば経営者として成功（笑）と言えないこともない」。しかし 1 億円の売上を目標に置くこととし、そのために 2 年目から九条ねぎへの特化、その周年栽培に取り組むことを決断した。



山田敏之 代表

多品目経営に見切りをつけたのは経費と売上のバランスが悪い品目が目立ったから。その点、九条ねぎは既にこの地域で「ビジネスとして成り立つ存在」になっており、農家から買い付けて加工、卸までを担う「ねぎ屋」と呼ばれる地域独特の専門商社も活躍していた。キャベツ、ハウレンソウも検討してみたが、周年栽培、夏季栽培が難しい等の事情を抱えており、特に九条ねぎなら「儲か

る」と聞いたのが山田さんを突き動かした。

九条ねぎ栽培に特化した直後、売上高は 1,600 万円に達した。採用したパート 2 名が調製を、山田さんとお父さんとで栽培、出荷作業を担当した。「毎日ねぎを出荷するという発想」が経営にリズムをもたらしたというべきか。「効率は飛躍的に向上した」。

市内の中央市場ではセリ値は底値、中値、高値の 3 つが表示される。高値と中値に限っても倍ほど違うのだから「やるからには高値を狙いたい」と毎日セリを見に行った。情報収集してみると細くて色が濃く、見た目が真っ直ぐで綺麗な九条ねぎに高値が付く。「高値の付くねぎをつくれれば何とか農業経営していける」と感じた。

◆安定供給の確保が最大の使命

こと京都(株)の年間売上高は直近年度で 7 億 6 千万円。これは養鶏、直販事業を含めての金額で、九条ねぎだけなら 6 億 3 千万円である。

栽培が全て露地であることから、天候異変によるリスクは大きい。最近では台風 1 回の襲来で 20 畝の畑地が水没したこともある。最大のリスクが生じそうな時期は「毎年 9～10 月、1～2 月と大体予想がつく」。それをヘッジするというか、乗り越えようとするには「通常期の倍の規模で栽培すれば足りる」。仮に半分やられても、残る半分、つまり通常時の収穫量は確保できるという訳だ。

それより栽培コストが 2 倍となっても「欠品を出して取引先に迷惑をかけるリスクの方が計り知れない」。九条ねぎを是非に…と相手になってくれる顧客、たとえば高級ラーメン店は「価格よりも安定した供給」を要求する。

九州から豚骨ラーメンが関東に進出し始めたのは 90 年代の終わり。それを追いかけるように山田さんも九条ねぎを引っ提げて東京を目指した。それ以降、九条ねぎ、その

## 農業法人列伝

ままでない、カットする工程がこと京都の仕事で大きな地位を占めるようになっていく。



九条ねぎのカット工程

### ◆カットねぎの比率が60%に

今日ではカットねぎの比率が全体の60%に及ぶ。その部分をこと京都で背負うとしても、九条ねぎの量自体の確保は一つの経営体では担いきれなくなっている。そこで近辺の農家40戸の参加を得て組織されたのが「ことねぎ会」である。次年度の生産計画策定に際して、構成農家からの出荷予定量が集計され、足りなければ自社生産というのが今では普通になっており、農家はつくりたい時期に予め通知した量を出荷すれば「必ず買い取られる」システムが確立されている。

昨年6月京都府農業法人経営者会議の会長に就任した。若い経営者が少ないので「これから農業に取り組みたい、経営を拡大したいという人たちが伸びていくための手助けになれば…」と考えている。

こと京都では昨年度から独自に『独立支援研修制度』を創設した。昨年6名、今年4名の研修生には4年の研修期間中に月15万円が支給される。また修了後はことねぎ会に参加し、栽培した九条ねぎの買上契約も準備されている。「就農したばかりでは販路、収入の確保が困難」ゆえの支援策で、将来の方向は各人の考え次第としながらも、法人組織への加入は「きっと必ず」(笑)と

呼び掛けていくつもりだ。

アグリビジネス経営塾第629号(平成26年11月13日発行)

## 〔農業法人列伝〕

### 一瞬のひらめきが導いた農産加工

茨城県笠間市

茨城県農業法人協会会長

(有)ナガタフーズ

代表取締役 永田良夫さん

話に興じているとカウンターの向こうで庖丁を動かす板前さんが何をしているか。ぼんやり見ているのが実際に、キラッとひらめくことなどほとんどないだろう。しかし永田さんの場合はダイコンの桂剥きを見ていて「これだ!!」と感じ、ツマへの加工こそが自分の進むべき道と決めた。



永田 良夫さん

県内土浦市の青果市場に勤めていたが、27歳になった年に父が急死。水田5畝と500頭規模の肥育養豚を引き継ぐことになった。冒頭の桂剥きに出合ったのは市場の先輩、同僚たちが設けてくれた高級割烹での送別会の時だ。

青果取引に携わっていると青果自体の値が毎日動くのがわかる。騰がるのは好いとしても暴落すると目も当てられない。その点、安定しているのは農産物を加工した商品で、値が変わることは減多にない。そこで豚の飼養管理は自分に適していないようであるし、家業を背負うときは「加工で勝負しよう」と思うようになった。

## 農業法人列伝

先ず取り組んだのが「いづみ」での干し芋加工。やがてスイートポテト、芋羊羹へと発展していく。最高で5畝ぐらいまで自家栽培するほどになったが、イモとなると仕事は冬場に限られる。しかし手伝ってくれる近所のパートさんたちは通年雇用して貰いたいのが偽らざるところ。次第に人の集まりが悪くなっていった。このためいよいよダイコンのツマの製造を始める。もちろん器械による大量生産である。



加工を待つ大根貯蔵庫で

### \* 年間6千トンのツマを供給

県都水戸市の西側に隣接する笠間市へはJR常磐線の特急列車で東京・上野から1時間半ほどを要する。発達しているのが高速道で、市内だけで4つのインターチェンジが設けられており「東京・築地市場までトラックで1時間」と立地条件は恵まれている。

現在ナガタフーズではダイコン 25 畝を自家栽培しており、これに近辺の50戸の協力農家から130 畝規模での納入が加わり、年間6千トンのツマを送り出す。イモは自家で3畝ほど。残りは買い入れており、水稲も約3畝手掛けているが、大半が近所からの委託要請に応じたものだ。

ダイコンとイモ、それらの加工。さらには水稲と手の空く時期はほとんどない。「農家で栽培したものを加工しないのでは意味がない」とする考えに従い、農作業も人任せで

はなく可能な限り自分でやることにしている。

スタッフは常時雇用10人とパート50人。ダイコン関係は永田さん本人が、イモ関係は長男修一さん(36歳)が担当する。総勢60人で年間9億円の売上なら決して「悪くはないが、1人当たり2千万円まで押し上げる」のが当面の目標。そのためにいま新商品の開発に取り組んでいる。「まだ1年ぐらい要するだろうか。乞うご期待(笑)」とダイコンのツマと同様のヒットを狙う。

### \* 苦心するリーダーの養成

修一さんはナガタフーズに入社する前、食品メーカーに勤務していた。ツマの他に製造する大根おろしの納入先であったことが縁での就職だったが「父親の自分では教えられないことを企業経営者のみなさんから授かった」と感謝する。

身内からの後継者確保はうまくいっているが、難しいのが「リーダーの養成」である。パートで応募してきた人材で「これなら大丈夫、任せられる」と常勤採用を持ち出しても「社員にはなりたくない、責任のあるポストはどうも…」と反応はさっぱりだ。ナガタフーズに限ったことではなく、周辺、さらには茨城県全体も通じることなのだろうが「外国人実習生等に頼って急場を凌いでいけば、企業経営としての将来が危ぶまれる」。



芋の加工菓子を前に長男修一さん(左)  
昨夏、茨城県農業法人協会の会長に選任

## 農業法人列伝

された。80 法人の会員を数えるが、最近では行事等に参加する顔ぶれに限られてきたような気がしてならない。「もう少し出てきてください」と働きかけ、また青年局を設置して若手の法人関係者への参加も呼び掛けている。

いつもはゴルフ・コンペだけで終わる夏のイベントではバーベキュー・パーティーも併せて開催した。女性は無料で従業員、家族など 50 人ほどが集まった。驚いたのは若手の男性から「今度はいつやるんですか？」と訊かれたとき。婚活には絶好の機会なのだろうか。「ゴルフばかりではやっぱりダメだ（笑）」と反省することしきりである。

アグリビジネス経営塾第 641 号（平成 27 年 2 月 19 日発行）

### 〔農業法人列伝〕

#### 五郎島金時で地域の

#### 実需者に伝える

石川県金沢市  
石川県農業法人協会会長  
有限会社かわに  
代表取締役 河二敏雄さん



河二 敏雄さん

金沢市内の北に位置し、河北潟と日本海との間に浮かぶのが五郎島（ごろじま）である。不毛の砂地を利用できるといえば幕藩体制下では前田の殿様の狩りぐらい。その五郎島に 1709 年薩摩から金時イモが

到来した。それから 300 年後、鹿児島県の招きでサツマイモの勉強に出掛けた河二さん。言わなくてもいいのに「薩摩からこっそり畚の中に入れて持ち出したと聞いています」と告白したものだから大騒ぎに。倒れるまで芋焼酎を注がれるという大歓迎を受けた。

近畿大学農学部に進学した。「スイカとサツマイモ、ダイコンをつくる専業農家です」と自己紹介しても「お父さんの職業は何ですか？」と質問される。農業だけで生計を立てている農家などもう日本にはないと、農学部に入っても思っていたらしい。同期 360 人の中で就農したのはたった 1 人。一年先輩、後輩からも出なかった。両親も農業をやると言ったら「何を考えているのだ!？」と再生産価格の取れない時代が近づいていると将来を厳しく見つめていた。誰もやろうとしない農業だが、人間が生きて行くには食料が必要だ。「農家が少なくなれば独壇場的に農業ができる、農業を面白くする道が必ずあるはず」と初志を貫いた。

#### \* 阪神淡路大震災でボランティア

1995 年 1 月、阪神淡路大震災が起こるとボランティア活動に参加した。美味しい五郎島金時で被災者を慰めようと乗り込んだが、水と火がない。「加工した五郎島金時があれば救援物資にできたという悔しさを味わい」、それが加工を担う農業生産法人の設立を決意させる。

当初は簡単な機械での焼きいもパックから始まった。ペーストが伸び出した頃、大手食品企業から取引の話があって、専門の衛生指導員が派遣されてきた。地元保健所の基準は満たしていたし、企業独自の基準もギリギリでクリアできたと思っていた。最後に「あのペーストを少し食べてみたいのですが、どうしても…」と言われたので、カーテンを開けて従業員に取らせた。どうしても…と言われたからだが、「手を入れては

## 農業法人列伝

いけないところですよ。そういう会社とはお付き合いできません」と宣告され、商談はすっ飛んでしまった。



加工室外で焼き上がった五郎島金時を背に

お前たちに売るモノなんかない…とカアツとなっても仕方ないところだ。しかし下手な下り方をすれば加工業界の餌食になるだけだし、五郎島金時のおいしさが知れ渡ってきた時である。周辺の農家に迷惑がかかる。そこで一転。本格的に加工製造設備の設置を決意する。2010年、国のサプライ・チェーン構築事業によって半額補助を受け、自前の加工施設が始動した。

従業員はアルバイト等を含めて21人。担当別に農業7人、加工10人、販売4人が配置されている。農業では五郎島金時7割、スイカ3割が作付けられ、JR金沢駅構内の集合販売施設「あんと」には直営店『農家屋かわに』が開設されている。しかし「基本は農業」である。従業員全員が常に畑に出て農作業に携わっている。

年間売上1億5千万円の7割をペーストで占める。販路開拓での苦心譚だが「思い当たることはない」。きっかけは焼きいもパックを持って金沢市内のデパート、催事に出ていたときである。周囲は全てお菓子屋さんばかりの中、「五郎島金時でも曲がったり、小さすぎて出荷できないイモもあるのでしょうか!？」と訊かれ、「焼いて、漉してペーストにしてくれれば引き取る、というのだ。そこから菓子店のネットワークに乗る。

地元農産物を加工した菓子、地元ブランドで勝負したかった企図にピッタリはまったという訳だ。

### \*チャレンジャー精神を忘れず

2013年、石川県農業法人協会会長に就任した。40歳代です仕事とは思えず固持したが「一番、ものが言いやすいし、使いやすいから…」と口説かれた。他県の法人組織リーダーと接する機会が増えて逆に石川の法人経営者が見えてくるようになった。他県では真面目な経営者がほとんどで「ひと癖もふた癖もあるような経営者が多いのはどうやら石川だけのようだ」。それをどうまとめ、引っ張っていくか。年上、先達に対しても「正論をしっかりとと言える会長になろう」と心がけている。またプロ農業者にはなれそうもないが、常にチャレンジャー精神を忘れない経営者でありたいと思う。



加工施設前で

## 4. 日本農業法人協会の概要と活動状況

ページ

○協会概要	102
○協会のあゆみ	103
○役員名簿	105
○組織・機構図・賛助会員名簿	106
○活動紹介	107
○アグリサポート倶楽部のご紹介	110

# 公益社団法人 日本農業法人協会の概要

平成27年9月17日現在

1. 名 称 公益社団法人日本農業法人協会
2. 事務所の所在地 東京都千代田区二番町 9-8 中労基協ビル 1F
3. 設 立 日 平成11年6月28日



## 4. 設立の目的

わが国農業経営の先駆者たる農業生産法人その他農業を営む法人の経営確立・発展のための調査研究、提案・提言、情報提供等の活動を進めることにより、わが国農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 5. 事業の概要

前項4の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- (1) 農業法人に関する経営情報の収集・提供及び農業法人の組織活動の推進に向けた調査研究
- (2) 調査研究等を踏まえた、農業経営政策、適切な土地利用、農村社会の発展等に関する提案・提言
- (3) 農業経営体の育成と国民生活の向上をめざした、農業経営改善の研修と教育、農業経営者の相互交流、職業安定法（昭和22年法律第141条）に規定する職業紹介事業をはじめとした人材確保及び育成に資する活動、国際理解と途上国支援に向けた外国人技能実習生等の受入と研修
- (4) 一般国民に対する啓発・普及、農商工連携の推進、農業の6次産業化の推進
- (5) 国民食料の安定供給に向けた農業資材や生産物等の物流調整活動、コスト低減、生産性向上の研究
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 6. 会 員

- (1) 正会員：1,837（本協会の目的に賛同する農業法人、農業法人志向農業者等）
- (2) 賛助会員：7（本協会の事業を賛助するために入会した農業関係団体等）  
（全国農業会議所、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、農林中央金庫、カゴメ株式会社、一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会、全国共済農業協同組合連合会、一般社団法人日本フードサービス協会）
- (3) アグリサポート倶楽部会員：124（情報提供に協力する個人・企業団体等）  
（金融機関、税理士等専門家やコンサルタント、研究機関、メーカー、団体等）

## 日本農業法人協会のあゆみ

年度	年	法人協会の動き	主な農政・経済等の動き
平成4年	1992.06		新政策「新しい食料・農業・農村政策の基本方向」策定 かんきつ果汁輸入自由化
平成5年	1993		
平成6年	1994.04 1994.05	秋田県農業法人協会 設立 県段階として初の組織 コウチ・アグリマネジメント・クラブ 設立	緊急輸入米対策
平成7年	1995.02 1995.03 1995.05 1995.06 1995.08 1995.10 1995.11	山口県農業法人協会 設立 島根県農業法人協会 設立 香川県農業法人協会 設立 徳島県農業法人協会 設立 鳥取県農業法人協会 設立 富山県農業法人協会 設立 (社)千葉県農業協会農業法人部会 設立 宮崎県農業法人経営者協会 設立 長崎県農業法人協会 設立	ウルグアイ・ラウンド国内対策4法成立 食糧管理法廃止・新食糧法施行 豚肉に対するのセーフガード発動
平成8年	1996.02 1996.03 1996.06 1996.07 1996.08 1996.11 1996.12	北海道農業法人会議 設立 岩手県農業法人協会 設立 宮城県農業法人協会 設立 栃木県農業法人協会 設立 福井県農業法人協会 設立 うつくしまふくしま農業法人協会 設立 広島県農業法人協会 設立 三重県農業法人協会 設立 新潟県農業法人協会 設立 滋賀県農業法人協会 設立 大阪府農業法人協会 設立 佐賀県農業法人協会 設立 任意団体として全国農業法人協会が設立 青森県農業法人協会 設立 和歌山県農業法人協会 設立 岡山県農業法人協会 設立 山形県農業法人協会 設立 石川県農業法人協会 設立 福岡県農業法人協会 設立 岐阜県農業法人協会 設立	就農準備校が各地で開校            O157食中毒事件
平成9年	1997.02 1997.03 1997.04 1997.07 1997.08 1997.09 1997.12	京都府農業法人経営者会議 設立 鹿児島県農業法人協会 設立 兵庫県農業法人協会 設立 東京都農業法人協会 設立 日本農業法人協会山梨県支部 設立 沖縄県農業法人協会 設立 長野県農業法人協会 設立 愛媛県農業法人協会 設立 大分県農業法人協会 設立 奈良県農業法人協会 設立	台湾で豚の口蹄疫発生 第1回食料・農業・農村基本問題調査会
平成10年	1998.01 1998.02 1998.03 1998.07	愛知県農業法人経営者協会 設立 静岡県農業法人協会 設立 熊本県農業法人協会 設立 茨城県農業法人協会 設立	食料・農業・農村基本問題調査会が最終答申をまとめ、小渕首相に提出
平成11年	1999.06	社団法人日本農業法人協会 設立 坂本多旦氏(山口県 船方農場グループ代表)が初代会長に就任	食料・農業・農村基本法成立 「食料・農業・農村審議会」第1回会合開催
平成12年	2000.02 2000.03 2000.07	彩の国埼玉・農業法人協会 設立 「21世紀わが国農業のビジョンと提案」 日本農業法人協会加入者ぐんま連絡会 設立	食料・農業・農村基本計画決定 緊急総合米対策決定
平成13年	2001.06	「国民に「安心・信頼される21世紀農業の創生を目指します —国民・経営の視点からの農業政策の提案—」	BSE問題発生
平成14年	2002.02 2002.06	神奈川県農業法人協会 設立 「「食」と「農」の再生のための農業法人からの提案」	法人化有識者懇談会 米政策改革大綱決定
平成15年	2003.01 2003.03 2003.05	「農業生産法人の「のれん分け」「分社化」等による 多様な経営展開をするための提案」 「会員マーク」制定 「日本ブランド農業事業協同組合」設立	農業経営基盤強化促進法一部改正成立
平成16年	2004.03 2004.06 2004.06 2004.12	「21世紀わが国農業・農村の基本方向に関する提案」 長谷川久夫氏(茨城県(株)みずほ代表取締役)が会長に就任 「21世紀わが国農業・農村の再構築に向けた提案」 新潟県中越地震農業法人災害救援募金活動を実施	鳥インフルエンザ発生 農林水産業から日本を元気にする国民会議発足 10.23新潟県中越地震発生
平成17年	2005.02 2005.03 2005.03 2005.09 2005.10	「都市農業の振興に関する提言」 群馬県農業法人協会設立。全都道府県に農業法人組織が設立 女性会員経営者等の自主組織「やまと凛々アグリネット」設立 相続税・贈与税の納税猶予に関する法人特例について税制改正要望の提 「品目横断的政策に関する提言」	新たな「食料・農業・農村基本計画」策定 「経営所得安定対策等大綱」制定

年度	年	法人協会の動き	主な農政・経済等の動き
平成18年	2006.06	農地流動化と面的集積を飛躍的に進めるための緊急要請 (会員1,200名の署名を収集)	ポジティブリスト制施行 「担い手経営安定新法」成立
	2006.07	「集落営農の組織化に伴う農地の賃貸借 作業受託の契約解除への対応について」	公益法人3法制定
平成19年	2007.06	社団法人日本農業法人協会「VISION2007」を発表	品目横断的経営安定対策の導入 参議院選挙で民主党が躍進、自民党が議席数を大幅に減らす
	2007.07		
平成20年	2008.06	岩手・宮城内陸地震農業法人災害救援募金活動を実施	「21世紀新農政2008」制定 事故米転売問題・中国製ギョーザ食中毒事件が発生
	2008.06	「地域の農業者やJA、異業種との連携による経営展開と人材育成に関する提案」	
	2008.09	「農地政策の見直しに関する提案」	
	2008.11	斎藤作圓氏(初代副会長・秋田県(株)秋田ニューバイオファーム会長)が黄綬褒章を受章	
平成21年	2009.06	日本農業法人協会10周年記念シンポジウム・功労者表彰を開催	改正農地法が制定、施行  衆議院選挙で民主党が与党第一党に
	2009.06	松岡義博氏(熊本県(有)コココファーム代表取締役)が会長に就任	
	2009.07	新たな「食料・農業・農村基本計画」に対する提言	
	2010.02	新たな「食料・農業・農村基本計画」に対する提言	
	2010.03	日本農業法人協会10周年記念イベントを開催	
平成22年	2010.05	口蹄疫の蔓延防止及び再生産に関する要請 口蹄疫被害農業法人救援募金活動を実施	戸別所得補償モデル事業実施 宮崎県内で口蹄疫が発生  食と農林漁業の再生本部設置 六次産業化・地産地消法が公布  3.11東日本大震災発生 3.12東電原発事故発生 放射性物質の食品検出が相次ぐ 世界各国で輸入規制強化
	2010.07	「平成23年度税制改正要望」	
	2010.10	「戸別所得補償制度に関する農業法人からの意見」	
	2010.10	「農業経営基盤強化準備金の課税特例措置の延長と拡充等について」	
	2010.11	第1回ファーマーズ&キッズフェスタ開催	
	2010.12		
	2011.03	「日本農業の体質強化に国際経済連携と向けた提案について」	
	2011.03	「東日本大震災に関する要請」平成23年3月17日ほか、風評被害対応、国民の健康被害防止や食料安定供給に関する要望等6本を公表	
平成23年	2011.04	「東日本大震災に関する要請」平成23年4月4日ほか、資金繰り支援及び復旧対策支援に関する提案等4本を公表	戸別所得補償制度の本格実施      食と農林漁業の再生本部のとりまとめ発表
	2011.06	「東日本大震災 復興提案」	
	2011.07	「平成24年度税制改正要望」	
	2011.07	「肉牛からの放射性セシウム検出に伴う緊急提案について」	
	2011.08	「農地制度の運用改善に関する提案について【6次産業化法関連】」	
	2011.09	「耕畜連携に関する日本農業法人協会の認識とご提案について」	
	2011.09	「都市計画と農業政策の再結合による都市農業振興提案」	
	2011.11	第2回ファーマーズ&キッズフェスタ開催	
	2012.03	「日本農業の体質強化へ向けた政策提言について」	
	2012.04	一般社団から公益社団法人に移行	
平成24年	2012.07	「平成25年度税制改正要望」	衆議院選挙で自民党が与党第一党に 農林漁業成長産業化支援機構が設立 安倍首相によるTPP交渉参加表明
	2012.08	「九州北部豪雨に関する要望書」(熊本・福岡・大分各県法人協会連携)	
	2012.08	「電気料金の値上げ見直し等に関する要望書」	
	2012.11	第3回ファーマーズ&キッズフェスタ開催	
	2012.12		
	2013.02		
	2013.03		
平成25年	2013.06	「わが国農業政策へプロ農業者の目線からの提言」 藤岡茂憲氏(秋田県(有)藤岡農産代表取締役)が会長に就任 「農地中間管理機構に関する要望」「平成26年度税制改正要望」	新たな成長戦略「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」が閣議決定  オリンピック2020年東京開催が決定 消費税増税が決定  農林水産業・地域の活力創造プラン公表 農地中間管理事業に関する法律が成立 関東・甲信・東北で記録的豪雪
	2013.08		
	2013.09		
	2013.10	「米政策等について」の要望	
	2013.11	第4回ファーマーズ&キッズフェスタ開催	
	2013.12		
平成26年	2014.02	「関東・甲信・東北地方等の記録的豪雪に関する緊急要請書」	消費税8%スタート  日本再興戦略改定2014が閣議決定      新たな「食料・農業・農村基本計画」策定 日本再興戦略改定2015が閣議決定 改正農協法が成立
	2014.04		
	2014.05	「農業の会計に関する指針」	
	2014.06	「あるべき農政に向けたプロ農業経営者からの政策提言」	
	2014.07	「消費税の軽減税率制度に対する意見」	
	2014.09	「稲作農業法人の経営安定対策と経営体質強化に資する施策の推進に関する要望」	
	2014.1	「平成27年度 税制改正要望」	
	2014.11	「農業機械・資材・スマート農業に関する農業法人からの意見について」	
	2014.12	「耕畜連携の強化による農業法人の経営対策に関する提言」	
	2015.01	「人材確保・育成と経営継承に関する提言」	
平成27年	2015.06	「農業の成長産業化に向けたプロ農業経営者からの提言」	
	2015.08		

# 役員名簿

公益社団法人日本農業法人協会  
(任期：平成27年6月17日～平成29年度総会終結まで)

## ○役員名簿

### 【会員理事】14名

会長	全 国	藤岡茂憲	[秋田県・(有)藤岡農産 代表取締役]
副会長	関 東	笠原節夫	[神奈川県・(有)横浜ファーム 代表取締役]
副会長	九州・沖縄	近藤一海	[長崎県・(農)ながさき南部生産組合 会長理事]
副会長	北 信 越	佛田利弘	[石川県・(株)ぶった農産 代表取締役]
副会長	北海道・東北	柏崎進一	[青森県・(有)柏崎青果 代表取締役]
副会長	近 畿	山田敏之	[京都府・こと京都(株) 代表取締役]
	北海道・東北	堀江英一	[北海道・(株)もち米の里ふうれん特産館 代表取締役]
	関 東	井尻弘	[千葉県・(株)生産者連合デコポン 代表取締役]
	東 海	大西隆	[岐阜県・(農)セントラルローズナーセリー 代表理事]
	北 信 越	坪谷利之	[新潟県・(農)木津みずほ生産組合 代表理事]
	中 国	吉弘昌昭	[広島県・(農)ファーム・おだ 組合長理事]
	四 国	矢野匡則	[香川県・(株)三豊セゾン 代表取締役]
	九州・沖縄	古川 拓	[鹿児島県・(有)コセンファーム 代表取締役]
	全 国	三森 かおり	[山梨県・(有)ぶどうばたけ 取締役]

### 【員外理事】9名

	青山 浩子	[農業ジャーナリスト]
	岩城 晴哉	[全国農業協同組合連合会 常務理事]
	大西 茂志	[全国農業協同組合中央会 常務理事]
	加藤 一隆	[(一社)日本フードサービス協会 顧問・理事]
	納口 るり子	[筑波大学 教授]
	柚木 茂夫	[全国農業会議所 事務局長]
	和田 寿昭	[日本生活協同組合連合会 専務理事]
専務理事	市原 茂人	[(株)日本政策金融公庫] (常勤)
常務理事	黒谷 伸	[全国農業会議所] (常勤)

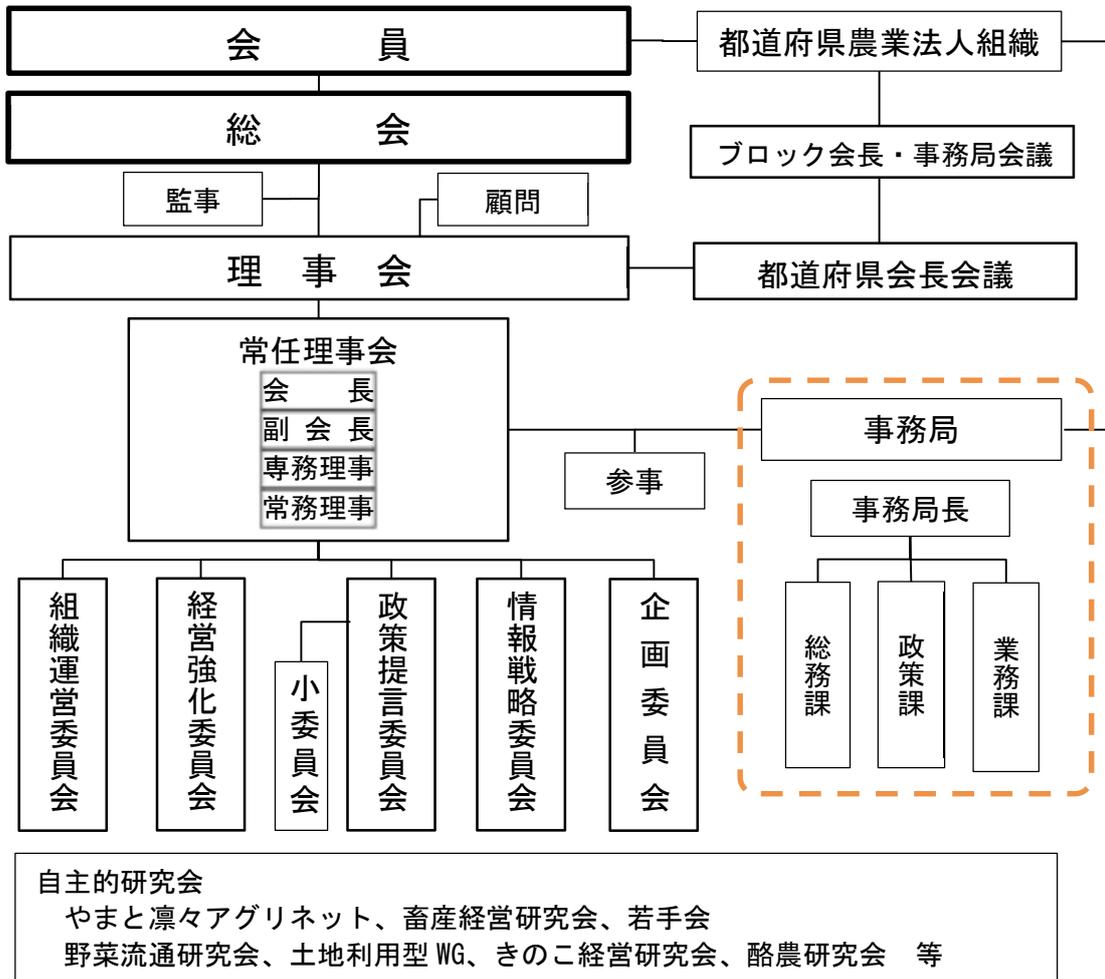
【会員監事】2名	須藤 泰人	[群馬県・(有)ロマンチックデーリィファーム 代表取締役]
	鍋嶋 太郎	[富山県・(有)ドリームファーム 代表取締役会長]

【員外監事】1名	遠藤 久	[税理士・(一社)全国農業経営コンサルタント協会 副会長]
----------	------	-------------------------------

【顧問】1名	坂本 多旦	[元日本農業法人協会 会長、山口 みどりの風協同組合代表]
--------	-------	-------------------------------

# 組織・機構図

公益社団法人日本農業法人協会  
(平成27年10月1日現在)



# 賛助会員名簿

No	組織名	所在地	URL
1	全国農業会議所	〒102-0084 千代田区二番町9番地8 中央労働基準協会ビル2階	<a href="http://www.nca.or.jp/">http://www.nca.or.jp/</a>
2	全国農業協同組合中央会	〒100-6837 千代田区大手町1-3-1 JAビル	<a href="http://www.zenchu-ja.or.jp/">http://www.zenchu-ja.or.jp/</a>
3	全国農業協同組合連合会	〒100-6832 千代田区大手町1-3-1 JAビル	<a href="http://www.zennoh.or.jp/">http://www.zennoh.or.jp/</a>
4	農林中央金庫	〒100-8420 千代田区有楽町1-13-2 DNタワー21	<a href="http://www.nochubank.or.jp/">http://www.nochubank.or.jp/</a>
5	一般社団法人全国農業経営 コンサルタント協会	〒102-0084 千代田区二番町9番地8 中央労働基準協会ビル1階	<a href="http://www.agri-consul.jp/">http://www.agri-consul.jp/</a>
6	全国共済農業協同組合連合会	〒107-8530 千代田区平河町7-9 JA共済ビル	<a href="http://www.ja-kyosai.or.jp">http://www.ja-kyosai.or.jp</a>
7	一般社団法人日本フードサー ビス協会	〒105-0013 東京都港区浜松町1-29-6 浜松町セントラルビル10F	<a href="http://www.jfnet.or.jp/">http://www.jfnet.or.jp/</a>

# 活動紹介

公益社団法人日本農業法人協会

日本農業法人協会は、農業経営者が組織する団体として、全国約 1,800 会員の相互研さんやわが国の農業・農村の発展に資する提案・提言活動、農業の人材確保・育成活動、会員の経営改善支援など、様々な活動を実施しています。

各種セミナーや情報交換会、実需者との産地見学交流会などの開催、政府・国会等への政策提言や各種要望など、経営者団体だからこそできる活動を展開しています。また、農業法人の実態を広く知っていただくため、農業法人白書の発刊やファーマーズ&キッズフェスタなどのイベントを開催しています。

## ■調査・情報活動

農業法人の実態や課題を把握し、自助努力のポイントや提言の対象となる政策・施策の参考データの収集に努めています。また、会員の経営改善に役立つ情報提供に力を入れています。

- 農業法人実態調査⇒会員の経営実態や経営課題等について調査分析し、農業法人白書を毎年作成・発行。
- 調査レポートの公表
- 「アグリビジネス経営塾」の発信⇒経営紹介、農業経営、税務、労務、雇用改善など、年間 40 回以上にわたって情報提供しています。
- 「耳より通信」の発信⇒新しい制度や事業の紹介、お得な経営関連情報などをタイムリーに提供しています。
- 会員の生産情報の公開⇒会員間での取引・連携を深めるため、WEB 上の会員専用ページで、希望する会員の生産（商品）情報を公開しています。
- 耕畜連携マッチング情報の公開⇒飼料作物などの仕入及び出荷希望情報を会員専用ページで提供し、会員同士が直接交渉する機会を設けています。

## ■提案・提言活動

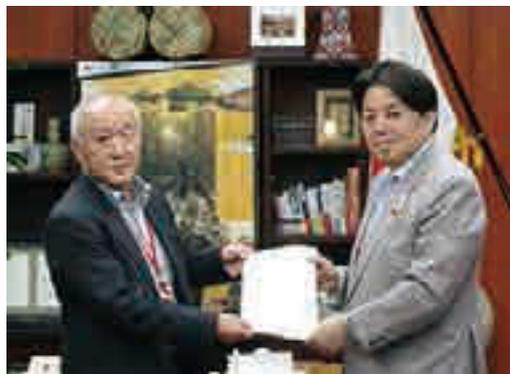
政府や政党との意見交換や審議会、研究会への会員の参加を通じて、日本農業法人協会の考えを伝えています。

主な取組は次のとおりです。

<提言・要望書の提出>

- 「農業の成長産業化に向けたプロ農業経営者からの政策提言」発表

- 人材確保・育成と経営継承に関する提言
- 耕畜連携の強化による農業法人の経営対策に関する提言
- 稲作農業法人の経営安定対策と経営体質強化に資する施策の推進に関する要望
- 税制改正要望の提出
- 農業機械・資材・スマート農業に関する意見書の提出
- 記録的豪雪に関する要望書の提出
- 農業の会計に関する指針（農業法人標準勘定科目）
- <意見交換>
- 林 芳正農林水産大臣との意見交換会



○菅 義偉官房長官との懇談会



- 農水省・経営局長との意見交換会
- 与党・税制改正要望ヒアリング
- 全国農業会議所・JA 全中と意見交換

## ■研修・教育活動

各界の著名人を講師に迎えるセミナーや課題別・地域別の研修会や交流会を開催し、自己啓発や農業経営者としての能力開発を目指しています。

### 【全国農業法人秋季セミナー2014 in 関東】

○テーマ

「見つめよう食の現実、築こう農の未来」

○講演会

「世界の基本的変化と日本の構造改革」

講師：(株)小松製作所 坂根正弘相談役

○現地視察（主な訪問先）

横浜港、日本通運東京食品ターミナル、東京中央卸売市場、ソフトバンク、東京デリカフーズ、富士通、フレッシュシステム、ニイクラファーム、築地卸売市場



視察風景



セミナー風景

※この他、全国セミナー2回、地域ブロック6か所で研修交流会を開催しています。

## ■経営改善支援活動

会員の経営改善支援に資する様々な取組を実施しています。

○農業経営に関わる様々な相談対応⇒皆様の経営上の課題について、専門家や金融機関、ASC 会員等と連携して解決をお手伝いします(経営支援プロジェクトチーム)。

○農業経営診断事業の実施⇒無担保・無保証人の「スーパーL円滑化貸付・法人特例枠」を希望する法人に対し、経営診断を実施しています。

○ビジネスマッチング等の支援⇒(一社)日本フードサービス協会・(一社)日本総菜協会との連携で、産地見学・商談・交流会を開催しています。



商談会風景

○会員限定の傷害保険制度の推進⇒従業員などを対象とした団体割引保険料を適用した傷害保険制度の推進を図っています。

○経営のセーフティネット活動(会員限定)

①食品あんしん制度の推進⇒食品の製造・加工事業における異物混入や食中毒等に備えたPL保険及び各種費用損害に対する保険制度です。

②農業版天候デリバティブ⇒自然災害のリスクによる減収に対して補償金を支払う制度です。

③直売所保険制度⇒直売所で発生する様々な事故に対応できる保険制度です。

○農産品の輸出に向けた情報収集と調査活動⇒日本貿易振興機構(JETRO)と業務連携を締結し、NPO 日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)など関係団体との連携・協力による海外派遣ミッション及びバイヤー招聘事業・商談交流会の開催、テストマーケティング等を支援しています。



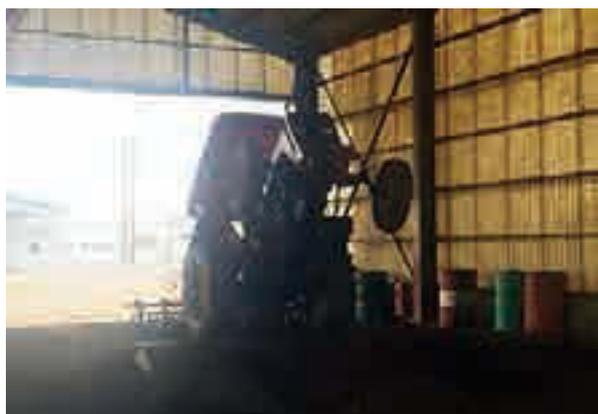
2013/5 シカゴ

2015/2 ドバイ

## ■人材確保・育成活動

法人経営に有用な人材の確保や円滑な新規就農に結びつける取組など、様々なフェーズの人材確保と育成について対応する取組を行っています。

- 農業法人向け研修会の開催⇒農業法人に従事する役職員を対象に、農薬・肥料の基礎知識や、安全に農作業を行うために必要な基礎知識・技術等を習得する研修会を年2回開催しています。



- 合同会社説明会の開催⇒東京や大阪を中心に1年間に8回程度、農業法人などに就職したい人の説明・相談会を実施しています。



合同会社説明会（東京）

- 農業インターンシップ事業の実施⇒農業法人での農業体験・就業体験を希望する学生、社会人、採用内定者を対象にインターンシップ事業を実施しています。
- 外国人技能実習生の研修・受入事業の実施⇒外国人技能実習生の受入に必要な研修事業と実習生を受け入れた会員企業への監査指導を実施しています。

## ■啓発・普及活動

農業の楽しさや大切さ、食料の安定供給に農業法人が果たしている役割を広くPRし、元気な農業を発信することで日本を元気にしたいと考えています。

- ファーマーズ&キッズフェスタの開催⇒日本全国のプロ農業者が集い「子どもと農業をつなぐ架け橋」として都会の子供たちに元気なニッポン農業を発信するイベントです。全国のこだわり&新鮮な農産物の直売や、楽しいステージや食育・農育ワークショップを企画しています。大型農業機械の試乗や、かわいい動物たちとのふれ合いなどが家族連れに人気内容となっています。



ファーマーズ&キッズフェスタの風景

- 農業法人白書の刊行⇒農業法人の規模や経営課題、今後の事業展開の意向など、農業法人の“いま”をコンパクトに取りまとめた資料です。



- 講師斡旋活動の実施⇒日本農業法人協会に登録する先進的な農業経営者が講師となって、農業経営の法人化や経営の多角化などについて講演を行っています。

### 公益社団法人日本農業法人協会



HP : <http://www.hojin.or.jp>

TEL : 03-6268-9500

FAX : 03-3237-6811

e-mail : [nogyo@hojin.or.jp](mailto:nogyo@hojin.or.jp)

©日本農業法人協会2015

## アグリサポート倶楽部のご紹介

### アグリサポート倶楽部とは

- わが国の食料・農業・農村に関心をもつ企業等が、その事業や活動等を通じ農業法人等をサポートしうる情報やサービスを当協会会員等に提供するとともに、当協会からもこれら企業等に対し農業法人等に関する情報等を提供する仕組みです。
- 企業等と会員等が交流・相互理解の促進を図る仕組みです。
- 当協会は、こうした情報サービスの提供や交流等の機会を提供します。

### 具体的な活動

- 当協会HP内に開設するアグリサポート倶楽部（ASC）の専用サイトにおいて、ASC会員から農業法人会員に対し情報サービスを提供します。
- ASC会員から当協会会員に対し個別のサービスを提供。この場合、個別情報サービスの取扱いは約定等をもって定めています。
- 当協会からASC会員に対し農業法人等に関する情報サービスを提供。
- ASC会員と農業法人会員等が交流・相互理解を促進。

### ASC会員の加入状況

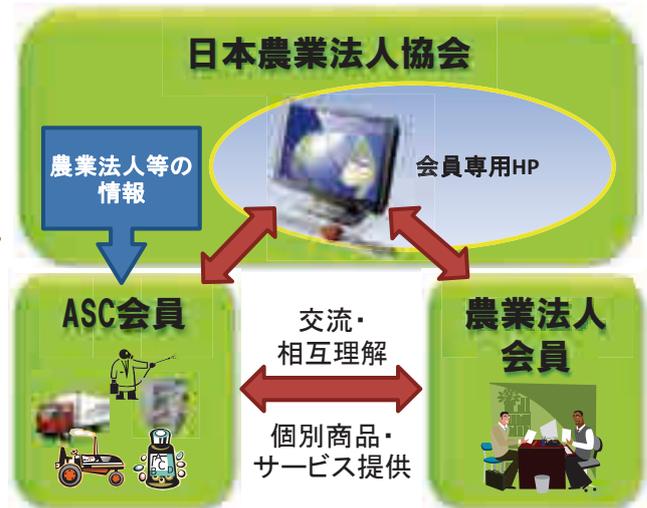
- 124会員（2015年9月17日現在）

### 会費

- 入会金なし
- 年会費 企業等：50,000円

### アグリサポート倶楽部の仕組み

ASCの専用ページに掲載いただいた情報は、農業法人会員へ提供されます。またASC会員は当協会が発行するFAX通信、セミナー案内などをはじめ、農業法人に接する様々な機会を提供します。



※入会に際しては、面接等による審査がございます。

## アグリサポート倶楽部 会員名簿

(2015年9月17日現在、入会順)

八木 宏典 様	(株)三井住友銀行	ナラサキ産業(株)	三菱商事(株)	(株)ベルグリーンワ イズ	(一社)日本農業機 械化協会	東京デリカフーズ (株)	積水テクノ商事西日 本(株)
岸 康彦 様	アグリビジネス・ソ リューションズ(株)	(株)NOPPO	シブヤ精機(株)	三井金属計測機工 (株)	(株)イオン銀行	キヤノンマーケティ ングジャパン(株)	特定非営利活動法人IT コーディネータ協会
日立キャピタル(株)	日鉄住金テクノロ ジー(株)	日本石灰窒素工業 会	武甲産業(株)	(株)サカタのタネ	東京海上日動火災 保険(株)	イーサポートリンク (株)	(株)ノーサンサービ ス
片倉チックリン(株)	協友アグリ(株)	アサヒグループホー ルディングス(株)	三菱商事アグリサー ビス(株)	ニチワ電機(株)	双日(株)	(一社)食農共創プロ デュース	(株)ヨシケイ・ナラ
全農グリーンリソース (株)	朝日工業(株)	(株)コバヤシ	ニチパン(株)	ヤンマー(株)	全国米穀販売事業 共済協同組合	ジェイカムアグリ(株)	(株)JOYアグリ
共栄火災海上保険 (株)	コープケミカル(株)	信越化学工業(株)	野村アグリプランニング & アドバイザー(株)	(株)クボタ	三井化学(株)	産地精米(株)	住商アグリビジネス (株)
セントラル化成(株)	(株)農林中金総合 研究所	(株)アグリコンパス	クボタシーアイ(株)	(株)神明アグリ	豊田肥料(株)	(株)GB産業化設計	(株)日本M&Aセン ター
クマイ化学工業 (株)	(一社)農業経営支 援センター	(株)みずほ銀行	(株)都築経営研究 所	ソリマチ(株)	新日本有限責任監 査法人	(一社)全国肥料商 連合会	日立マクセル(株)
損害保険ジャパン日 本興亜(株)	(株)ビジネスガイド 社	(株)愛華	(株)NHKプロモー ション	(株)アグリ吉野家IS	IDECシステムズ&コ ントロールズ(株)	太平物産(株)	有限責任あずさ監査 法人
アグリビジネス投資 育成(株)	(一社)全国農業経 営専門会計士協会	東海物産(株)	三井化学アグロ(株)	(株)東芝	(株)コネク・アグリ フード・ラインズ	日本農業(株)	日建リース工業(株)
(株)グレイン・エス ピー	リサール醸産(株)	シンジエンタジャパ ン(株)	(株)ミツハシ	(株)トブコン	大阪堂島商品取引 所	全農物流(株)	(株)NTTドコモ
JA三井リース(株)	富士通(株)	(株)サンカネットワ ーク	(一社)アグリフュー チャージャパン	(一社)日本能率協 会産業振興センター	ハイパーアグリ(株)	PwCあらた監査法人	(株)日本能率協会コ ンサルティング
日産化学工業(株)	日東エフシー(株)	バイエルクロップサイ エンス(株)	(一財)日本GAP協会	共立製薬(株)	JA全農青果センター (株)	三井住友トラスト・パ ナソニックファイナ ンス(株)	
住友化学(株)	(株)浜口微生物研 究所	(一社)日本食農連 携機構	三井住友海上保険 (株)	ホシザキ北信越(株)	(株)井口	ダイハツ工業株式 会社	
ナガセサンバイオ (株)	イングリ農材(株)	井関農機(株)	東日本電信電話(株)	AIU損害保険(株)	(株)インターリスク 総研	(一社)日本貨物検 数協会	
(株)三菱東京UFJ銀 行	レンゴー(株)	(一社)農山漁村文 化協会	(株)農林水産広報 センター	サンテラ(株)	日本生活協同組合 連合会	(コーラルインター ナショナル(株)	

平成27年度

# 農業の未来をつくる 女性活躍経営体100選

# WAP100

公益社団法人日本農業法人協会は、女性活躍に向けて先進的な取り組みを実践している農業経営体を「農業の未来をつくる女性活躍経営体100選」(WAP100)として選定し、表彰をおこないます(平成27年度農林水産省補助事業「輝く女性農業経営者育成事業」)。

この“WAP100”を通じ、農業界における女性活躍推進のトレンドを作り出していくため、女性が活躍する農業経営体を公募します。

## 応募資格

農畜産物の生産の事業を行い、女性の活躍を推進している農業経営体であれば、法人・個人を問いません。

※ 都道府県、市町村及び全国もしくは都道府県の農業関係団体(農業協同組合中央会、農業会議、農業法人組織等)は、当事業の目的に沿って優秀と認められる農業経営体を推薦することができます。

## 応募方法

「農業の未来をつくる女性活躍経営体100選」のホームページより応募要領・エントリーシートをダウンロードのうえ、応募要領に従い書類を作成し、原本と電子ファイルを事務局にご送付ください。

「農業の未来をつくる女性活躍経営体100選」HP

WAP100

検索

<http://hojin.or.jp/standard/100/>

## 審査方法

女性の活躍推進に関する豊富な経験等を有する有識者からなる審査委員会を設置し、厳正な審査を行います。審査は、書類選考及び現地確認(一部)を実施します。

## スケジュール

第1期公募：平成27年8月3日～9月4日

第2期公募：平成27年10月1日～11月20日

表彰式：平成28年3月2日(水)

ヤクルトホール(東京・新橋)

※ WAP100(ワップ100)とは表彰の愛称です。「農業経営(体)における女性の積極的な参画」の英訳「Women's Active Participation in Agricultural Management」から名付けました。

※ 本年度は30経営体程度を選定します。

主催：公益社団法人日本農業法人協会 協力：農山漁村男女共同参画推進協議会

◆◇お問合せ先◇◆

公益社団法人日本農業法人協会「農業の未来をつくる女性活躍経営体100選」事務局 担当：岸本・古澤  
〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8中央労働基準協会ビル1階 メール：wap100@hojin.or.jp  
TEL：03-6268-9500 FAX：03-3237-6811 受付時間：平日9:30-17:00(土日祝を除く)

# 全国農業経営支援ネットワーク

平成27年6月22日、公益社団法人日本農業法人協会は農業経営における様々なご相談に対し、専門家の知見を得ながら課題の解決を支援するワンストップ窓口「全国農業経営支援ネットワーク」を設立致しました。

本ネットワークには税務・労務の専門家をはじめ、金融や経営のコンサルタント、IT、資材、卸、メーカーなど多彩な組織が参画しております。皆様が抱える課題に対し、様々な分野の専門家とともに解決に取り組むことで、より明確な回答と幅広い層からの照会を得られる体制の実現を目指すものです。

どなたでもご利用頂けますので、経営上のご相談について、何でも当協会にお寄せください。

## 全国農業経営支援ネットワークご利用案内

ご相談  
受付中

- 経営継承、相続、第三者譲渡の方法について
- 法人化のメリットやデメリット、手続きの仕方
- 経営におけるさまざまな税務のこと、労務のこと
- 資金についてのご相談
- 各種保険に関するお問合せ
- 農業経営でITを活用するには
- 機材等の購入におけるリース活用の方法
- 農産物に対する施肥・防除技術の方法やトレンド など

### 農業「経営」の課題を抱える農業法人・個人経営体の皆様

電話・FAX・メール・HPから  
お気軽にご相談をお寄せ下さい

無料

回答

派遣

講師派遣

相談内容によっては  
必要・希望に応じて  
専門家を派遣します

専用HP近日公開  
経営に役立つ情報等を  
発信してまいります

寄せられたご相談は  
対外厳秘と致します



日本農業法人協会  
専門相談窓口

TEL:03-6268-9500

都道府県  
農業法人組織

### 参画企業・団体の皆様 (平成27年9月15日現在)

照会

知見

全国農業会議所  
全国共済農業協同組合連合会  
新日本監査法人  
NPO法人アジアGAP総合研究所  
(株)インターリスク総研  
クミアイ化学工業(株)  
JA三井リース(株)  
全農物流(株)  
(株)都築経営研究所  
一般財団法人日本GAP協会  
(株)農林水産広報センター  
バイエルクロップサイエンス(株)  
(株)ファーマーズ・リンク  
三井住友海上火災保険(株)(公務開発部・開発室)  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株)

全国農業経営コンサルタント協会  
全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク  
アサヒグループホールディングス(株)  
有限責任あずさ監査法人  
AIU損害保険(株)  
(株)サンカネットワーク  
(株)神明ホールディング  
損害保険ジャパン日本興亜(株)  
東京海上日動火災保険(株)  
NPO法人日本プロ農業総合支援機構  
野村アグリプランニング&アドバイザー(株)  
PwCあらた監査法人  
フロンティア・マネジメント(株)

農林中央金庫  
(株)日本政策金融公庫  
アグリビジネス投資育成(株)  
(株)井口  
共栄火災海上保険(株)  
サンテラ(株)  
全農グリーンリソース(株)  
ソリマチ(株)  
(株)日本M&Aセンター  
日本農薬(株)  
(株)NOPPO  
日立キャピタル(株)  
(株)マネジメントパートナーズ  
(株)三井住友銀行

我々公益社団法人日本農業法人協会は、  
“農業の未来を拓く会”です。

日本農業法人協会 VISION2007 より

### 【基本理念】

- 食料の供給責任を果たします。
- 地域社会の発展と環境保全に貢献します。
- 熱き農業のプロを育てます。

### 【目 標】

世界最高品質の農業経営を実現し、  
その成果によって社会を幸福にします。



農業法人白書(2014年版) 2015年9月発行

定価：2,700円(本体2,500円、消費税200円)

発行：公益社団法人日本農業法人協会

<http://www.hojin.or.jp> [nogyo@hojin.or.jp](mailto:nogyo@hojin.or.jp)

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル1階

TEL：03-6268-9500 FAX：03-3237-6811